

WTO農業交渉に思う

いつまでも鮮明に覚えている光景があるものである。例えば、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意案受諾の政府決定直後に行われた1993年12月14日未明の細川首相(当時)による記者会見の映像。わが国の農業にとってのその内容の重大さと、プロンプターを使った会見の斬新な設営とが妙にアンバランスで、「断腸の思い」という首相の言葉も上の空で聴いていたように思う。

合意に至る直前のころ、コメ市場の開放をめぐる国をあげての議論が白熱していた。当時の中央紙の論調は、大方次のようなものであった。すなわち、自由貿易体制の最大の受益国は日本である。日本がコメで譲らなければ交渉はまとまらない。ウルグアイ・ラウンドが失敗した場合、保護主義が台頭して世界経済に大きなマイナスの影響を与える。また、コメ問題は日米二国間交渉に持ち込まれ、ウルグアイ・ラウンドより厳しい条件を飲まざるを得なくなろう。国益のために早く受諾すべきである・・・という論調であった。

しかし、ウルグアイ・ラウンド農業交渉のポイントはコメ問題ではなく、米国とEU間の輸出補助金をめぐる駆け引きであった。米国はEUに奪われた農産物輸出市場を奪回するために輸出補助金の全廃を主張し、EUは共通農業政策の改革を進めつつ輸出補助金の温存を図った。その結果、輸出補助金削減の基準年次や削減率に関して妥協が行われて合意に至ったのである。もちろん、国境措置の関税化も主要テーマであったが、交渉の実態は、各国の利害の衝突と調整の場であったことを忘れてはならない。農業以外ではダンピングとして禁止されている輸出補助金についてこういうやりとりが行われたことを含め、交渉の全体像が広く国民の間に認識されていたかと思うと、疑問を禁じえないのである。

あの合意から9年が経過し、現在WTO交渉が佳境を迎えつつある。予定では、2003年3月までに農業分野の大枠を決定し、2005年1月1日までに全分野一括合意により交渉を終結することとなっている。今回の交渉におけるわが国の提案は、多様な農業の共存を基本哲学とし、農業の多面的機能への配慮、食料安全保障の確保等を求める内容で、時代の要請に即したものになっていると思われるが、実際の交渉では、輸出補助金や関税の削減をめぐる各国の利害が鋭く対立している。また、この間米国が成立させた新農業法(6兆円と見込まれる補助金の上乗せを行うもの)についても厳しい意見が交わされており、交渉の行方は見通し難い状況にある。

このようなWTO交渉の現状について、国民の関心は高いとはいえないし、いまだに「保護か自由貿易か」といった、単純な図式でのとらえ方も少なくないのではなからうか。「21世紀の世界の自由貿易体制のあり方を決める」といわれるWTO交渉について、国民的な関心をもっと高まり、また、ウルグアイ・ラウンド時のような一面的でない、実質をとらえた議論が進められることを期待したいと思う。

本号では、わが国固有の条件に着目して農業の将来を展望する観点から、「地域資源活用による持続的循環型社会構造と日本農業」「集落農場制の可能性とその意義」「農協営農指導事業の収支と他事業への波及効果」についてとりあげ、また2001年度農協金融の回顧を行った。

今月のテーマ

地域資源活用と農業の担い手

今月の窓

(株)農林中金総合研究所基礎研究部長 石田信隆

バイオマスの日本農業における位置づけを考える

地域資源活用による

持続的循環型社会構築と日本農業 蔦谷栄一 2

富山県下における集落農場制への取組みから

農業の担い手としての集落営農

木原 久 24

農協営農指導事業の収支と他事業への波及効果

須田敏彦 60

2001年度農協金融の回顧

長谷川晃生・本田敏裕 75

談話室

純米酒造りから教えられたこと

合名会社森喜酒造場専務 森喜るみ子 58

組合金融の動き

最近の公金預貯金の動向

長谷川晃生 86

統計資料 88

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

地域資源活用による持続的循環型 社会構築と日本農業

バイオマスの日本農業における位置づけを考える

〔要 旨〕

1. バイオマスは、生態学でいう「生物現存量」の意味で使われてきたが、第一次石油危機以降は、エネルギーとして利用できる、まとまった量の植物起源の物質を指すようになり、さらにはエネルギー利用にとどまらず工業原料として利用されるものも含めて考えられるようになってきた。
2. バイオマスは、持続的エネルギー資源として、また地球温暖化対策として脚光を浴びているが、その原料としての農産物の有効活用としても注目される。
3. 一方、我が国のエネルギー自給率は低く、また、石油、かつ中東への依存度が高く、エネルギー基盤は脆弱であり、また、食品廃棄物の利用率も低いなど、バイオマス取組みへの必要性は高い。
4. しかしながらバイオエネルギーについて法律上も明確には位置づけられてはならず、欧米諸国、ブラジルをはじめとする各国と比較して、取組みは大きく劣後している。
5. 先進的な取組国は共通して国のバイオエネルギー、バイオマスについての明確なビジョンが設定されており、かつ担い手の主体は区々ではあるものの、国の支援が大きなインセンティブとなって広がりを見せている。
6. 我が国での取組みを強化していくためには、国のビジョン設定とともに、多岐にわたるバイオマスに優先順位をつけて取り組むことが必要であり、また、環境、エネルギー分野との連携強化が前提となる。
7. 限界を超えた米生産調整や草地、森林の荒廃等から、地域資源の有効活用が強く求められるが、適地適作、耕畜林複合による地域循環型農業による対応が求められる。
8. バイオマスを育てていくためには、より低コスト生産を可能とする技術開発とあわせて、NPO等による地域からの主体的な取組みが前提となるが、当面民間ベースでの取組みには限界があり、国の支援が不可欠である。
9. 米等生産過剰は東アジア共通の課題であり、技術大国日本がバイオマスの分野で国際貢献していくことが期待される。また、バイオマスを備蓄の一形態として国際的な仕組みづくりを検討していくことも可能であろう。

目次

- | | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1. はじめに | (1) EU |
| 2. バイオマス概念 | (2) アメリカ |
| 3. 我が国のエネルギー・環境に関する現状・動向とバイオマス | (3) ブラジル |
| (1) エネルギー | 6. 日本農業におけるバイオマスの位置づけと農政 |
| (2) 環境, とりわけ生ゴミ | (1) ビジョン設定と優先順位の明確化 |
| 4. 我が国のバイオマス等取組状況と事例 | (2) 各分野にわたる連携の必要性和長期的取組み |
| (1) エネルギー | (3) 農業等でのバイオマスの位置づけ |
| (2) 生ゴミ | (4) バイオマス成立のための環境整備 |
| (3) その他 | 7. おわりに |
| 5. 海外のバイオマス取組事例 | |

1. はじめに

この5月に農林水産省から「食と農の再生プラン」が打ち出された。1999年に施行された食料・農業・農村基本法の具体化を軸に、限界を超えた米生産調整に象徴される米情勢の一段の深刻化にともなうの米政策の抜本的見直し、BSE、食品虚偽表示事件の発生等にもなう、より消費者を重視した体制の確立、さらには森林・林業基本法、水産基本法の施行も踏まえた組み立てが行われている。本プランは、小泉構造改革とも一体化され、産業としての農業の再構築、食の安全・安心体制の確立と流通改革、バイオマス戦略、都市と農山漁村の共生・対流等の推進をその骨格としている。

いずれもがきわめて重要かつ注目すべき内容となっているが、このなかのバイオマス戦略は、農産物の工業的利用をも対象と

したものであり、長期的、超長期的な我が国農業のグランドデザインを描いていくにあたって欠かせない重要なポイントとなるものである。

すなわち、筆者はこれまで食料自給率の向上と環境負荷の軽減、家畜福祉の増進等を軸に、米粉による小麦粉への代替、飼料イネ、森林の下草を含む草地地域資源の有効活用等を主張してきた。飼料イネについては2001年度から稲藁粗飼料に対する助成が開始され、米粉パン、森林の下草を活用する林畜放牧についての取組みも各地に広がりを見せつつある。しかしながら、農業の抱える構造的問題は一段と深刻の度を増し加えており、さらに抜本的・革新的な方策を抜きにして我が国農業・農村を維持していくことは困難になってきている。こうした構造は同じ第一次産業である森林・林業、漁業でもおおむね共通している。一方、環境開発サミットに代表されるよ

うに、地球温暖化対策の柱として環境、エネルギー問題が食料問題とあわせて、21世紀の最重要問題・課題となっていることは言うまでもない。

このように行き詰まり状態にある我が国農林水産業を活性化し、将来展望を確保していくためには、従来の枠組みを超えて環境、エネルギーをも含めて、持続的・地域循環型社会構築という視点からあらためて農業、林業、漁業を位置づけて整理していくことが不可欠である。そのポイントとなるのがバイオマスであり、第一次産業をめぐる情勢のさらなる悪化と技術開発の進歩が、こうした整理を必要とする時代へと移行させつつあるように考えられるのである。

バイオマスと一口で言うてはみても、その内容は多岐にわたっており、個別に掘り下げていくことが必要であるが、本稿では持続的・地域循環型社会構築という視点から、バイオマスを中心に我が国農業のランドデザインを描いていく際のとりあえずの基本的整理を行うことをねらいとしている。バイオマスの技術は日進月歩しており、また、筆者が技術面については素人であることから、技術面での紹介等は必要最小限にとどめ、バイオマスの位置づけと、その具体化に必要な政策的枠組みやシステムの考え方を重点に整理し、今後、持続的・地域循環型社会の構築のためにバイオマスが推進され、その原料供給によって第一次産業および地域の活性化が図られていくことを期待したい。

(注1) 5月30日に開催された経済財政諮問会議で、武部農林水産大臣が「食と農の再生プラン」について説明を行った資料の中でバイオマス総合戦略についての記述は次のとおりである。「バイオマス資源を有効活用する『バイオマス・ニッポン』への転換を推進するため、バイオマスの利活用が民間において行われることを基本に、関係府省とも連携の上、次のような取組みを行う。

需要面に対する施策

たい肥等を利用した土づくり等環境にやさしい農業への消費者・国民の理解の醸成、たい肥等の品質評価、新用途木炭の規格化、生分解性素材の利用促進を行う。

供給面に対する施策

廃棄物・エネルギー関連規制の見直しを行うとともに、民間のリサイクル施設への補助やバイオマス生産やエネルギー活用等技術開発を行う。

バイオマス関連対策のモデル的事業の展開
農山村地域において、バイオマス利用の一貫したシステムをモデル的に構築する。」

2. バイオマスの概念

バイオマスを中心に本稿を展開していくにあたって、はじめにバイオマスの概念等について確認しておく。

バイオマス(biomass)は、生態学でいう「生物現存量」(生態活動にともなって生成するもの、または植物、微生物体を物量換算した有機物)の意味で使われてきた。

これが第一次石油危機以降は、エネルギーとして利用できる、まとまった量の植物起源の物質を指すようになってきた。すなわち林業廃棄物、農業廃棄物、畜産廃棄物、生ゴミ等都市廃棄物を内容とし、食料として利用される農産物は含まないとされてきた。

しかしながら最近では、エネルギー利用

にとどまらず工業原料として利用される場合にも「バイオマス」が使われるようになってきた。^(注2)

バイオマスが脚光を浴びている背景にあるのが、持続的・永続的なエネルギー資源等の確保であり、さらにはその原料としての農産物の有効活用である。そして燃焼させてバイオマスをエネルギーとして利用すると、燃焼する際に二酸化炭素を発生するものの、その二酸化炭素の量はそのバイオマスの起源である植物が生長する過程で大気中から固定した二酸化炭素の量に等しいことから、有効な地球温暖化対策としても注目されているものである。

(注2) 横山伸也『バイオエネルギー最前線』森北出版、ほか。

3. 我が国のエネルギー・環境に関する現状・動向とバイオマス

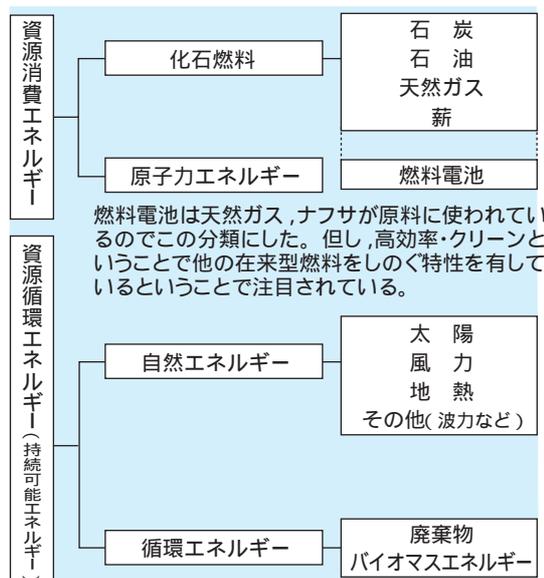
バイオマス利用を必然化しているエネルギー、環境に関する現状、政策等動向を押さえたうえで、我が国でのバイオマスについての取組事例を見ることとする。

(1) エネルギー

a. エネルギーについての現状と動向

エネルギーを種類別にみたものが第1図であるが、このうち新エネルギーといわれるものが太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、廃棄物発電、廃棄熱利用、温度差エネルギー、バイオマス等である。このほかに従来型のエネルギーをあらたな形態で利用

第1図 エネルギー源の種類



出典 拙稿「米多角的利用の必然性と自給率向上
廃食油からのバイオディーゼル燃料」
『社会運動』2001年9月号

するコージェネレーション、クリーンエネルギー自動車、燃料電池等は、広義の新エネルギーとして位置づけることができよう。

原子力エネルギーの安全性に対する不安はとうてい払拭不可能な現状では、石油を中心に石炭、天然ガスの化石燃料に依存せざるを得ないが、これら資源は言うまでもなく有限であり、いずれは枯渇することが避けられないとともに、CO₂の増加による地球温暖化等への影響が懸念されている。

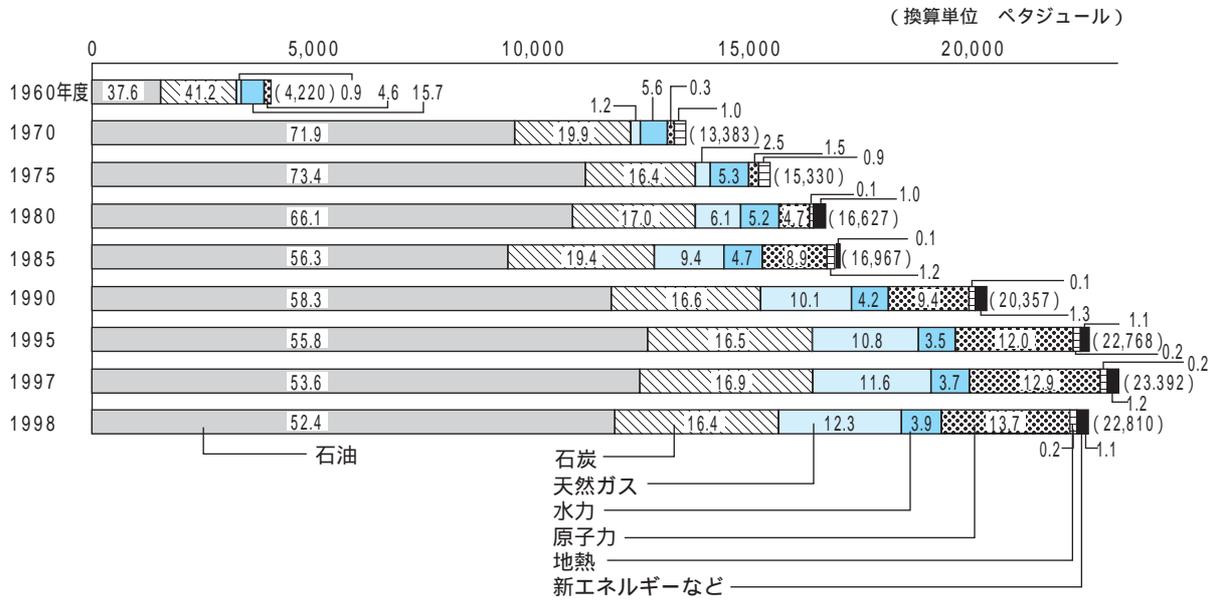
ところで我が国の一次エネルギー供給の種類別割合とエネルギーについての各国と比較しての実態は第2、3図のとおりである。エネルギー自給率は19.7%にすぎないが、エネルギー源の52.4%を占める石油の自給率が低だけでなく、石油の中東依存度が相当に高い。

こうした情勢、現状を踏まえれば新エネ

ルギーの確保は我が国にとってきわめて重要な課題となる。新エネルギー関連施策

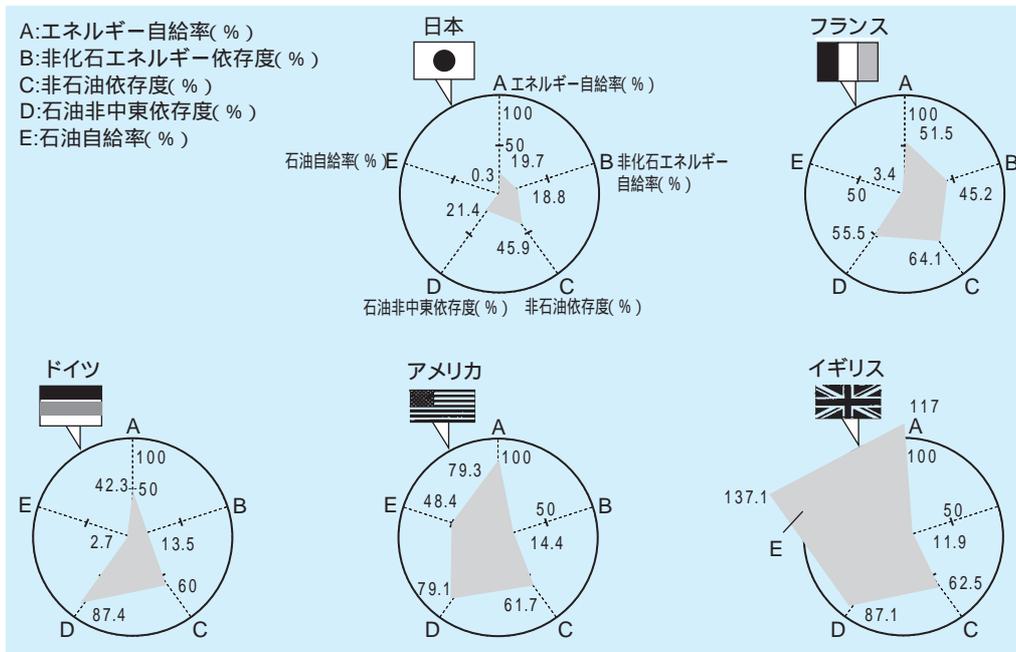
は、大きくは80年に施行されたいわゆる代エネ法と97年に施行された新エネ法に分類

第2図 一次エネルギー供給の種類別割合



出典 資源エネルギー庁『総合エネルギー統計』
 (注) グラフ中の数値は割合%。

第3図 エネルギーセキュリティの各国比較



出典 OECD/IEA「ENERGY BLANCES(1994～1995)」
 (注) グラフの面積が小さいほどエネルギー構造がぜい弱と言える。

されるが、バイオエネルギーについては、新エネ法施行令で、太陽光発電や風力発電など12項目列挙されているなかには明示されておらず、廃棄物発電や廃棄物熱利用の一部に含まれているものと解釈されている。バイオエネルギーについては法律上も明確に位置づけ、積極的に導入をはかっていくことが必要との総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会の報告を踏まえて、バイオエネルギーを新エネ法の対象とするための整備がすすめられている状況にある。^(注3)

b. エネルギーとバイオマス

植物由来のバイオマスにはエタノールとメタノールがある。エタノールの化学式は CH_5OH 、メタノールのそれは CH_3OH で、木質、草本からのメタノール製造についての研究開発も強力にすすめられてはいるが、その多くは天然ガスから作られているのが現状である。これに対しエタノールは、でんぷんや炭水化物などの糖類を醗酵させてつくられ、原料としてトウモロコシ、サトウキビ、芋類、小麦、果実、野菜の残渣等が利用されている。

エタノール燃料で走った車の排気ガスは、ガソリンと較べて環境や健康への害・影響は低いとされ、エネルギー効率もすぐれているとされている。^(注4)

なお、我が国のバイオマス資源発生量3億7千万トンのうち約2割が利用可能で、我が国一次エネルギーの約4%が賅われるにすぎないとの試算はあるがエネルギー源の多様化は不可欠であり、再生エネルギー

を増加させていくことが求められる。

(注3) 各種ホームページによる。以下、特に注記がないものについては同様とする。

(注4) 「農業機械、自動車用燃料として、アルコールとガソリンを比較すると、まずオクタン価向上剤として、毒性のために禁止された従来の四エチル鉛の代替としてのアルコールの評価は大きい。現在、我が国のガソリンのオクタン価、レギュラーで90、プレミアムで94とJISで決められている。そこで、レギュラーガソリンにアルコールを15~20%混入すれば、プレミアムガソリンに匹敵するオクタン価となる。燃料消費率は発熱量に比例するから、ガソリンの60%となるが、熱効率そのものは変わらない。

次に排ガスのNOX濃度は、アルコール混入率に比例し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドが増大するため、現在その後処理技術が研究されている。

この研究が成果をあげれば、結論としてガソリンにアルコールを混入することは、内燃機関の燃料として、勝ることはあっても劣ることはない」本田幸雄『水田八地球ヲ救フ』家の光協会163頁。

(注5) 大森良太ほか『バイオエネルギー利用の動向と展望』

(2) 環境、とりわけ生ゴミ

a. 環境、とりわけナマゴミの現状と動向

産業の近代化がすすめられるなか、我が国に限らず世界的に、ほとんどの分野で環境負荷の増大がみられ、さまざまな問題を引き起こしており、これら問題への対処、解決が喫緊の最重要課題の一つとなっている。

環境問題、廃棄物等をめぐる法律等の動向を確認しておくとして、93年に環境基本法が施行され、2000年には循環型社会形成推進基本法が施行されており、この総合的・計画的な推進をはかるため循環型社会形成推進基本計画が定められている。さらにこれらを具体的に実施していくため前後して容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法、食品

リサイクル法が施行されている。

こうした流れと併行して農業側でも99年に食料・農業・農村基本法が施行されるとともに、農業環境三法といわれる肥料取締法の一部改正、持続性の高い農業促進法、家畜排泄法も施行されている。自然条件に全面的に依存している第一次産業での環境とのかかわりは当然のことながらきわめて強く、一段と環境とのかかわりが重視されるようになってきている。

ここでは数多くある環境絡みの問題のなかから、バイオマスとの関連が強い生ゴミを取り上げる。

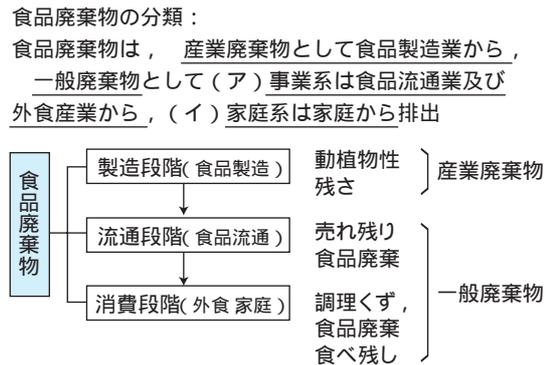
増加の一途をたどる廃棄物の一方で、焼却炉の新規設置が困難になると同時に、焼却にともなって発生するダイオキシンによる水源、地下水等汚染、これらによる健康障害等についての危機感を背景に、食品リサイクル法が施行され、年間の食品廃棄物等の発生量が100トン以上の食品関連業者は、食品循環資源の再生利用率を2006年度までに20%にまで向上させることが強制されている。

生ゴミの概念・分類について確認しておけば、食品廃棄物が生ゴミと呼ばれ、食品の製造段階、流通段階、消費段階それぞれから発生するが、製造段階で発生するものが産業廃棄物、流通・消費段階で発生するものが一般廃棄物に分類され、一般廃棄物は食品流通業、外食産業から出される事業系と、家庭から排出される家庭系とに分かれる（第4図）。

これら食品廃棄物の処理をみると、91%は焼却埋め立てされ、再生利用されているのは9%にすぎない。しかも産業廃棄物では48%、食品流通、外食産業をも含めた事業系では17%が再生利用されているのに対して、食品廃棄物の半分強を占める家庭系についてはほとんど再生利用されていないのが現状である（第1表）。

なお、廃棄物全体の量は47,900万トンで、このなかで食品廃棄物の占める割合は4.1%と小さい（第5図）。

第4図 食品廃棄物の分類



出典 農林水産省資料

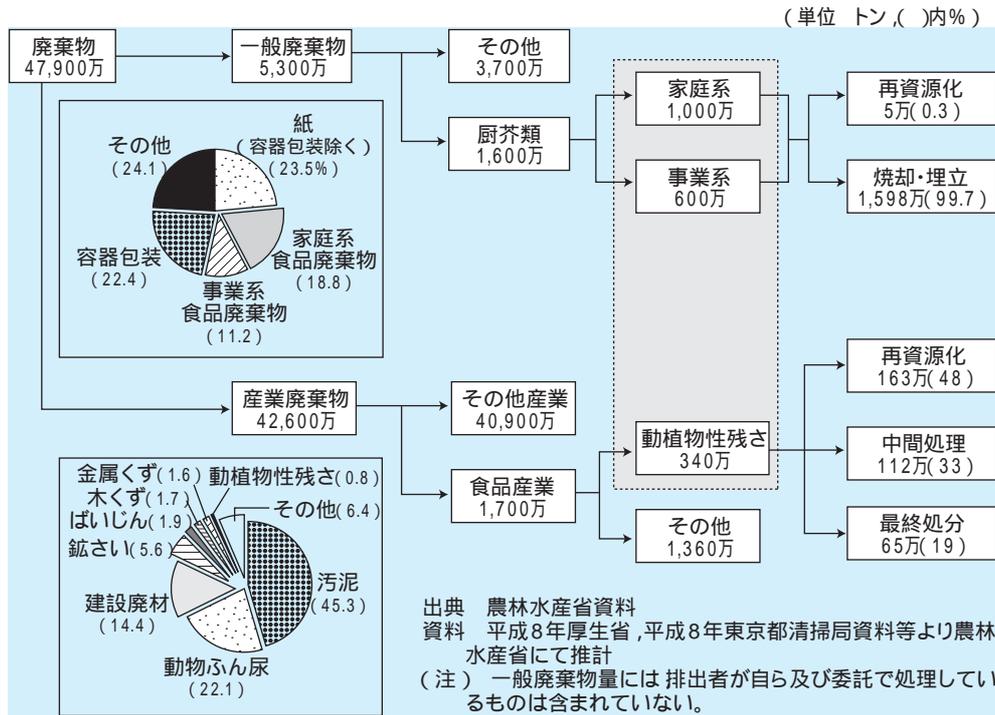
第1表 食品廃棄物の発生及び処理状況

(単位 万トン ()内%)

	発生量	処分				
		焼却埋立	再生利用			
			肥料化	飼料化	その他	計
一般廃棄物 (うち事業系) (家庭系)	1,600 600 1,000	1,595 (99.7)	5 (0.3)			5 (0.3)
産業廃棄物	340 (100)	177 (52)	47 (14)	104 (31)	12 (3)	163 (48)
事業系の合計 (合計から家庭系一般廃棄物を除いたもの)	940 (100)	775 (83)	49 (5)	104 (11)	12 (1)	165 (17)
合計	1,940 (100)	1,772 (91)	52 (3)	104 (5)	12 (1)	168 (9)

出典 農林水産省資料から作成
資料 平成8年厚生省資料等から推計

第5図 廃棄物の排出・処理の現状



b. 生ゴミとバイオマス

生ゴミの再生利用に向けて、たい肥化、飼料化、バイオガス化等についての試験研究・開発が進展しつつある。

たい肥化は、微生物の活動により、原料有機物を農業利用に適した資材になるまで分解するものである。

飼料化は家畜へ飼料として供給するものであるが、飼料化は飼料安全法に準じた栄養価を確保することが前提になるとともに、そのまま家畜に供給することから、たい肥以上に異物混入についての注意を要する。

また、バイオガス化は、家畜糞尿をも含めてメタン醗酵させ、メタンガスを燃料として活用するものであり、このほかに原料を空気遮断して加熱・蒸し焼きして炭にし、土壌改良剤、水質浄化剤、脱臭剤、調

湿剤等に活用する炭化もある。

4. 我が国のバイオマス等取組状況と事例

こうした動向のなかでの、我が国での取り組み状況を概観するとともに、直近でのバイオマス、さらには地域資源を活用しての具体的取組事例を取り上げることとする。

(1) エネルギー

a. 自動車燃料

(a) 取組概況

1940年ごろから当時、我が国の植民地であった台湾で、糖蜜から製造したエタノールを、ガソリンに10~15%混合し、自動車燃料として使用されていた。その後44年ご

ろからは石油の欠乏にともない、サツマイモ、米、雑穀等を使つてのアルコール増産が全国的に展開されてきた経過がある。^(注6)

戦後は、70年前後の第一次米過剰の折に過剰米として米のエネルギー変換構想がK社から提案され、80年前後の第二次米過剰時にも再び検討がなされたものの「生産エネルギーと製造によつるエネルギー、特に蒸留等投入エネルギーとの比較からあまりに収支が悪いとのことで、実現に至らなかった」とされている。^(注7)

しかしながら近時、環境なり、有機物資源の有効活用という観点からの植物性アルコールの自動車等燃料への活用の動きは活発化している。

なお、植物性アルコールはガソリンとの混合だけでなく、ディーゼル燃料としての利用に大きな期待がかけられている。我が国では東京都によりディーゼル・ノー運動が展開されるなど、ディーゼルに対するイメージは芳しくない。^(注8)しかしながらディーゼルはガソリンに限らず、さまざまなものを燃料化できる特性を有しており、海外では今後のエネルギー問題に対応していく有力な武器の一つとして位置づけられており、これに対するイメージは大きく異なっている。その大きな理由の一つとして、ガソリンを精製する過程で硫黄分の多くが除去されていること、ディーゼル車には浮遊粒子状物質を除去するための装置が取り付けられていること等があげられる。すなわちディーゼルそのものに問題があるのではなく、むしろディーゼルの持つ特性を活か

して積極的にエネルギー資源の代替をはかつていこうというのが基本姿勢であり、欧米ではバイオディーゼル燃料が実用化され、次節でみるようにある程度までの普及をみている。

(注6) 本田幸雄「水田八地球ヲ救フ」家の光協会 163頁

(注7) 斎藤昭三「私の一筋の道 米研究から地域振興まで」()研究総説論・講演記録集」東北経済連合会281頁

(注8) エンジンにはガソリンエンジンとディーゼルエンジンとがある。ガソリンエンジンは「ガソリンと空気の混合気をシリンダー内で圧縮し、電気火花で点火燃焼させてピストンに往復運動」を行わせる。一方、ディーゼルエンジンは「シリンダー内にとり入れた空気をピストンにより断熱圧縮して高温にし、そのなかに燃料を噴射すると燃料は自動発火して燃焼し、シリンダー内は高温・高圧のガスとなる。このガスが膨張するときの仕事はピストン・クランク機構により外部にとり出し…連続的に動力を得る」ものである。(「平凡社・大百科事典」より)

<事例1 1> 菜の花プロジェクト

バイオディーゼル燃料の草分けとなったのが、滋賀県でスタートした菜の花プロジェクトである。本プロジェクトをリードしてきたのは、滋賀県環境生活協同組合であるが、本環境生協は、89年6月に、リサイクル、水処理、グリーン購入、あらたなライフスタイルをする人たちのネットワークづくり、の四つを柱として地域モデルを形成していくことをねらいに設立された、日本で最初で唯一の環境生協である。

77年に琵琶湖で赤潮の発生が始まったが、その原因と目される合成洗剤の使用を取りやめ、石鹼に切り替える取組みが開始

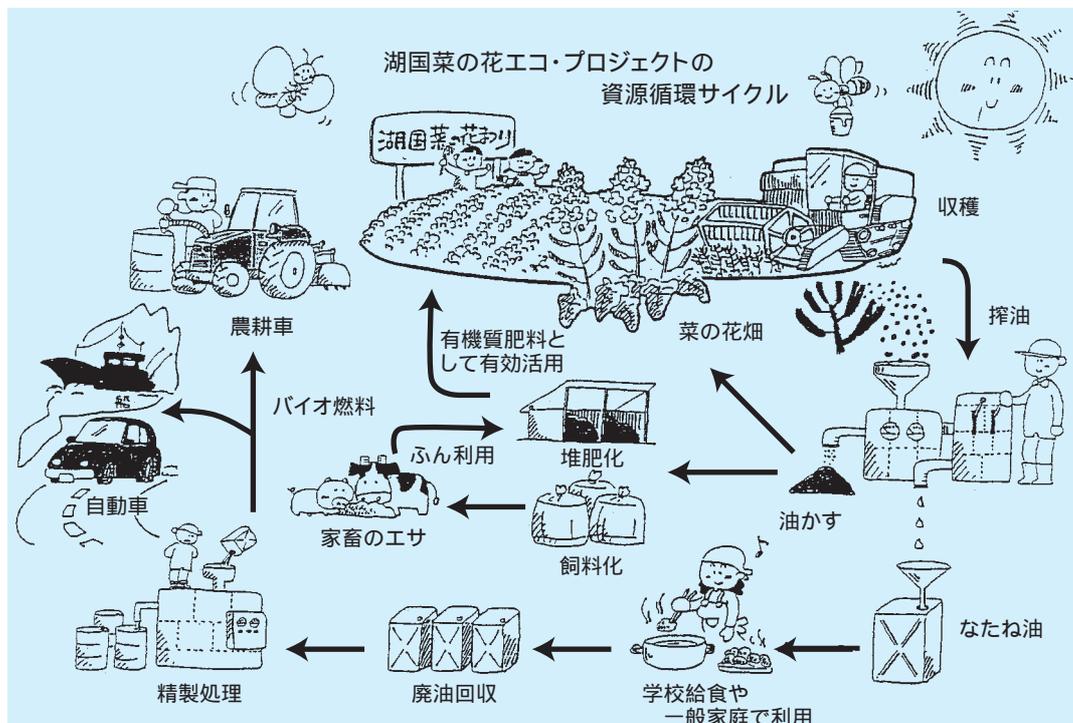
された。これと併行して水に大きな環境負荷を与える廃食油を水に流すことをストップさせるため、環境生協の前身であるグループが廃食油を回収するためのステーションを県下に数百ヶ所設置し、これを石鹼工場に持ち込んで粉石鹼をつくる運動をも開始した。ところが徐々に石鹼の使用率が低下するのにもない石鹼原料としての廃食油がだぶつくようになり、折から設立された環境生協はその処理に頭を痛めることになった。

そうした折にドイツを中心とするEU諸国で菜種油を中心とする植物油をバイオディーゼル燃料として利用する実験が行われていることを知り、これにヒントを得て、廃食油のバイオディーゼル燃料として

の利用を滋賀県工業技術センターと提携して軽油JISに近いものの製造にこぎつけたものである。

実験室レベルからテストプラントの段階に移行するにあたって、環境庁からの助成金を獲得する意味も含めて本プラントに参加する意向をもつ県内の市町村を募ったところ、これに応じたのが愛東町であった。愛東町は6千人弱の町であるが、ゴミの分別収集を徹底して行っているところであり、地域を27のステーションに分けて地域の住民と行政とが一緒になって、毎月第二日曜日分別された資源ゴミをリサイクルヤードに集めて、ゴミがどのようにリサイクルされるのかまで住民の目に見えるようにシステムが組まれている。愛東町では実

第6図 菜の花プロジェクトイメージ図



出典 滋賀県資料

地試験を重ねながら，公用車からバスにまで利用を広げると同時に，休耕田を活用しての菜の花栽培にまで踏み出している（2001年度112a）。

こうした取組みを他市町村にも広げていくために，99年には県に環境，農政，新産業振興の各部局横断型の「菜の花プロジェクト」が設置された。菜の花栽培拡大のネットワークが直播き，汎用コンバインの活用と菜種の品種改良で，県も予算を組んで，愛東町のほか八日市，長浜，新旭，守山の県内5か所での植栽実験を3年計画ですべてしている（合計で2001年度実績523a）。

県ではこれと併行して99年度から3年間の予定で「廃食油再資源化推進事業」を実施し，市町村に廃食油回収システムの検討や回収に必要な資材の購入を支援するとともに，バイオディーゼル燃料を利用した環境学習船「うみねこ」を走らせ小学5年生全員を対象とした体験学習等も展開している。

なお，本システムでは原料となる廃食油は地域内で回収されることから原料費は0と置いており，これをエタノールに転換するための電気代等で1リッター当たり30円がコストとして前提されている^(注9)。

（注9） 滋賀県資料等による。

<事例1 - 2> ㈱東北エコシステムズ

国内ではじめて本格的な民間ベース，営業ベースによる取組みを立ち上げたのが秋田市にある㈱東北エコシステムズである。当社は鹿児島大学ですすすめられている「植物油廃食油のメチルエステル化」の研究成

果と，環境省がすすめている「地球温暖化防止先進対策実施検証事業」のうち屋久島・屋久町で設置・運営されているプラントをベースに事業化をはかったものである。2000年8月に会社を設立し，同年12月に工場を完成させており，同年度の「秋田県ベンチャービジネススタートアップ支援事業」の対象ともなっている。01年3月から生産・販売を本格的に開始し，秋田市内の民間のゴミ回収車を手始めに，小坂町の町営バス，男鹿市の公用車等へと広がりを見せ，02年6月には第二工場も完成し，月間生産能力は8万リッターとなっている。

秋田市の協力のもと，同社はリサイクル対象地区内にある約10か所の回収拠点に容量100リッター入りのタンクを設置しておき，各世帯は廃食油をこのタンクに入れ，これを毎月1回収して工場に運んでバイオディーゼル燃料としている。

生産されたバイオディーゼル燃料の利用については，現状，専用の給油施設がないため，ユーザーが保管容器を用意し，給油を受けることが必要である。また販売は1リッター80円程度で供給されている。

なお，当社は廃食油利用の次のステップとして，休耕田を活用しての菜種栽培による原料調達を構想している^(注10)。

（注10） 同社からのヒアリング，資料による。

（2） 生ゴミ

先にみたように生ゴミの活用にはたい肥化，飼料化，バイオガス化，炭化があるが，食品リサイクル法の施行もあって，目下，

このなかで取組みが最もすすんでいるのがたい肥化である。

自治体、ホテル、食品製造業等でさまざまなトライアルが活発に行われており、近時、新聞・雑誌等での紹介記事も多い。生ゴミの排出主体と、たい肥を利用する野菜等生産農家、農協等とのかかわり方によって、たい肥生産・流通システムにはいくつかのパターンが形成されている。

これに対して飼料化はさまざまな製造方法が試みられてはいるもの^(注11)の、その多くは実験レベルにとどまっている。

ところで我が国の食料自給率を引き下げている要因の一つが家畜に供給する飼料原料の大幅な海外依存である。これを供給することによって排出される糞尿は飼料原料供給国には還元・循環されずに、一方的に我が国に蓄積され、窒素過剰を招いている。このため生ゴミの再生利用は、たい肥化以上に飼料化に優先順位が置かれるべきであると考え。

したがって、ここでは生ゴミの飼料化についての事例を取り上げることとするが、全体に取組事例は少なく、その評価は必ずしも固まっているとは言い難い。

(注11) 生ゴミによる飼料製造方法

常圧加熱乾燥法：ドラムなどの密閉した中で、攪拌しながら加熱するもの。

減圧乾燥法：加熱して乾燥するかわりに、減圧して乾燥するもの。

油温減圧脱水法：使用済みの食用油の中で加温し、減圧下で蒸発脱水させるもの。てんぷら方式とも呼ばれる。

高温醗酵法：微生物を利用して加温しながら60～80℃で好氣的に乾燥させて醗酵させるもの。

サイレージ法：サイレージのように原料を積

み上げ、嫌氣的な条件下で乳酸醗酵によって腐敗を防止するもの。

リキッド醗酵法：原料に水分を加えて溶液状にして乳酸醗酵させ、最後に加熱殺菌するもの。

蒸煮クッカー法：水分を加えて加熱したうえで、原料から油分を分離して飼料化するもの。

山内文男「生ゴミ 生物系廃棄物の現状と課題」(『食の科学』2001.4)による。

<事例2 - 1> GEN方式飼料化システム

鹿児島県の地ビールメーカーである霧島高原ビール(株)は、みずから育種した「GEN2号菌」と名づけられた麹菌を利用して焼酎廃液飼料化システム、糞尿飼料化システムとあわせて食物残渣飼料化システムを開発している。

食物残渣に廃食油を混ぜた廃棄物にGEN2号菌を加えて攪拌すると、これが油と炭水化物を分解し、約24時間で飼料化するものである。GEN2号菌は、30～40℃で最も活発に活動する中温菌で、食品残渣の有機物は菌体たんぱくに変えられることから、品質のバラつきは最小限に抑えられるとともに、醗酵熱を利用して乾燥させるため食品残渣1トン当たり1,000円の光熱費で150kgの乾燥飼料が製造でき、光熱費も大幅に圧縮されることになる。

鹿児島空港のターミナルビル等から出される食品残渣を利用して生産された飼料を、地元農家の協力を得て、一般飼料に15%混入させて黒豚に供与したところ、GEN2号菌の持つUGF(未知成長促進因子)により増体が促進されるとともに、枝肉歩留まり率は30%も向上し、さらには内臓の健康状態が改善され、糞の悪臭が軽減されるなどの結果をもたらしている。また、採卵鶏で

も産卵率が向上し、産卵期間が延長するなど結果は良好である。

こうした実績を踏まえて実用化のメドがついたものと判断し、本格的に飼料化プラ
(注12)
ントの受注を開始している。

(注12) 同社からのヒアリング、資料による。

<事例2 - 2> つるおかエコピッグ

山形県鶴岡市では給食から出される食物残渣を利用して飼料化し、これを供給して飼育した豚を学校給食の食材とする「つるおかエコピッグ・リサイクルシステム」を導入している。給食センターから出される調理残渣を鶴岡エコ・フード事業協同組合に運び、ここで熱風乾燥処理されたものを、さらに経済連工場で給食残渣25%、魚腸骨5%、一般飼料70%の割合で混合し、「エコピッグ飼料」として豚生産農家に供給している。

年間500頭のエコピッグが生産・供給され、学校給食センターをつうじて市内の公立小・中学校全校に1日11,000食の給食が調理・配食されている。
(注13)

(注13) 全農・全中「平成12年度環境保全型農業推進指導事業・農業における環境教育」

(3) その他

a. 生分解性プラスチック

プラスチックの焼却・埋め立てが、ダイオキシンの発生等環境問題を引き起こしているが、プラスチックの利用抑制と並んで環境にやさしい生分解性プラスチックが注
(注14)(注15)
目を集めている。

既にデンブン化学工業メーカーを中心に多数の企業が製造・販売を開始しており、98年で4千トン強、市場規模も30億円弱に達しているといわれており、コスト、物性、生分解性等が向上すれば市場規模は大きく広がるものと見られている。

b. バイオガスプラント

戦後、プロパンガスが普及するまでの間、多くの農村で農家のし尿、家畜糞尿等を利用して、メタン醗酵させ燃料として活用してきた。

その後、登場してきたプロパンガスにとって代わられたが、焼却施設の不足、ダイオキシン問題、糞尿公害、さらにはエネルギー問題等への対応から、バイオガスが注目を浴びつつある。

取組事例はわずかにとどまっているが、北海道・町村牧場、京都府・八木町等でのバイオガスプラント等が知られている。

(注14) 世界のプラスチック生産量は、年間約1億2千万トンで、我が国のそれは14百万トンとなっている。我が国では14百万トン製造される一方で、約9百万トンが使用済み等により廃棄されている。

(注15) 生分解性プラスチックは、ISOでは「バクテリア、黴、及び藻類等の自然の微生物により低分子化合物に分解するプラスチック」と定義されているが、生分解に要する期間や具体的な評価基準については定められていない。

その環境面でのメリットとしては次のことがあげられている。

自然界に放出された場合に、自然環境中に残存することなく分解され、自然界に悪影響を与えない。

農業用資材等、生分解性機能を積極的に利用することによって、環境に負荷をかけずに使用できる。

生ゴミと一体的に処理することにより、コンポスト化あるいは燃料ガス化をはかることが可能である。

焼却処理した場合には、通常のプラスチックに較べて発熱量が少ないために、焼却炉に与える負荷が小さい。

多くのものは再生可能資源からつくることができ、有限な資源に頼らずに生産することができる。

5. 海外のバイオマス 取組事例

海外での取組みは各国で、かつ多様に展開されており、その全体を紹介することは紙幅の制約も含めて困難である。エネルギー関連が最もすすんでおり、かつその先行的取組みはエネルギー政策等とも密接に絡んでいることから、以下、主要な国(地域)別に取り上げ政策等についても触れることとする。

(1) EU

a. EUのエネルギー政策

地球温暖化防止京都会議の直前にあたる97年11月、EU委員会はEUの戦略と行動計画に関する白書「エネルギーの将来・再生資源エネルギー」を発表し、域内市場施策、

EUとしての政策の強化、加盟国間の連携強化、支援施策の4項目からなる行動計画により、EU全体の一次エネルギー消費に占める再生可能エネルギーのシェアを倍増させ、2010年には12%にまで引き上げる目標を掲げている。

2001年には、EU各加盟国市場で販売される燃料に生物燃料が占める最低比率を目標値とする生物燃料促進計画が発表され、2005年の2%から2010年には5.75%にまで引き上げられることとされた。ただし、直接支払いによってではなく、税制面の優遇策によって生産を奨励していく方針とされている。

また、92年のEEC指令により、作物由来のエネルギーを含む再生可能燃料について「加盟各国は、再生可能燃料に関し、より公害を生じさせない技術の開発を目的としたパイロット計画の範囲内で、税金の削減または免除を行うことができる」とされている。

b. 取組レベル

一次エネルギーに占める再生可能エネルギー

第2表 EU諸国の一次エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合(1999年)
(単位 %)

	バイオマス	風力	地熱	太陽	水力	計
フィンランド	19.0	0.0		0.0	3.4	22.3
スウェーデン	14.5	0.0		0.0	12.3	26.8
オーストリア	10.9	0.0	0.0	0.4	12.3	23.2
デンマーク	7.8	1.4	0.0	0.0	0.0	9.3
フランス	4.5	0.0	0.0	0.0	2.5	7.0
イタリア	3.9	0.0	1.6	0.0	2.2	7.8
スペイン	3.3	0.2	0.0	0.0	1.7	5.2
オランダ	2.0	0.1		0.0	0.0	2.0
ドイツ	1.9	0.1	0.0	0.0	0.5	2.6
イギリス	0.9	0.0	0.0	0.0	0.2	1.1
EU全体	3.7	0.1	0.2	0.0	1.8	5.9

出典 (注7)と同じ
資料 Eurostatのデータより作成

ギーの現状とその割合は第2表のとおりで、99年のそれは5.9%で、そのなかでバイオマスは3.7%と大きな割合を占めている。なかでもフィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマークでのバイオマスの占める比率は高い。

このようにEUでバイオエネルギーが普及をみている理由として次のことがあげられている。

国民の環境問題に対する関心が高い。

暖房用熱需要が大きい。

多くの国で配電業者に対するグリーン電力購入義務制度が導入されている。

免税措置や補助金が用意されている。

北欧諸国では木質系バイオマスを原料とした地域熱供給システムやコージェネレーションシステムの導入がすすんでいる。

スウェーデンでは炭素税が導入されており、一方バイオエネルギーは免税となっていることからバイオマス燃料のコストは重油のそれを下回っている。

c. 内容別取組み

(a) 自動車燃料

ヨーロッパの自動車メーカーで96年以降に生産されたすべての自動車はバイオディーゼル燃料に対応しているとともに、ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデン、オーストリア等では、ディーゼル燃料が無税で市販されている。さらに休耕地での菜種、ヒマワリ栽培等の農業政策も組み合わせられている。

主要な国別に見ると、ドイツでは1973年

のオイルショックを契機に脱化石燃料社会の形成を目指して、植物油によるディーゼル燃料への代替の研究が開始されている。現状では農業はエネルギー供給源の一つとしても位置づけられており、菜種の作付面積は100万haに及ぶとされている。ディーゼル燃料は全独タクシー連盟のリーダーシップもあって、タクシーを中心に利用されており、このためバイオディーゼル燃料のスタンドが全国で800か所以上も設けられている。

フランスでは標準の軽油のすべてにバイオディーゼル燃料が5%加えられており、30を超える市町村でバイオディーゼル燃料と経由の混合燃料バスが導入されている。

オーストラリアでは環境省令によって2000年10月から従来のディーゼル油に菜種油を1%混合して使用することが義務付けられており、2001年10月からは混合率が2%にまで引き上げられているもようである。

チェコでもBio-Naphtaと呼ばれるバイオディーゼル燃料が30%加えられた燃料が普及している。

(b) バイオガスプラント

ドイツ、デンマーク、イタリア等でバイオガスプラントへの取組みが見られ、特にデンマークの取組みは近年活発で、風力発電に続く環境産業としてバイオガスプラントを育てていくことへの期待が強い。

なお、ドイツでは個別農家型、デンマークでは個別農家型と共同プラント型、イタ

リアでは個人農家型、スウェーデンでは共同プラント型のように、国によって進め方は相異している。

(c) 工業的利用

減反対象の休耕地でトウモロコシ等穀物、ヒマワリ等の工業的利用にむけての生産が行われており、生産農家及び生産された農産物を購入する企業に対する助成も行われている。98年には200万haの休耕地で、工業原料の生産のために活用されている。^(注16)

これら休耕地で生産された農産物は石油に代替しての医薬品、あるいはスターチ等に利用されており、アグリカルチャー・ファイバーとしてメルセデスのEクラス(ミドルタイプ)自動車、25万台のドア部材として7kg/台されているなど、幅広い活用がはかられている。

(注16) 99年6月時点でのEU本部担当者からのヒアリングでは、本助成措置は2000/2001年度を期限としているとのことであった。

(2) アメリカ

a. エネルギー政策

99年、クリントン大統領は、「バイオ製品・バイオエネルギーの発展と促進」なる大統領令を発令し、研究投資の増大、自動車燃料用エタノールの増産、省庁横断型の推進委員会設立等により、2010年までにバイオエネルギー関連製品やバイオエネルギー消費を3倍にする方針を打ち出している。

また、95年4.7%であった再生可能エネルギーの割合を、2010年には約10%にするこ

とを目標としている。

しかしながら本年6月にブッシュ政権から出された国家エネルギー政策では、化石資源から自然エネルギーへの転換よりも、化石資源の供給力増大に力点が置かれているとされる。

b. 自動車燃料

トウモロコシを原料としたエタノールを10%程度混合したものが70年代から実用化されており、80年以降、年率平均12%もの伸びを記録してきたが、特に中西部のいくつかの州での普及度合いは高い。全国で販売されているガソリンの12%に、エタノールが加えられた燃料が使われており、ガソリン消費の1%をエタノールが代替している。

92年に成立した連邦エネルギー政策法を契機として、代替エネルギーで走行する政府所有車の比率拡大が義務づけられバイオディーゼルの実用化が本格化した。さらに98年にこれにバイオディーゼルが追加されたことが取組みを加速させている。

(注17) 現在、助成策の有無については確認できていないが、少なくとも70年代から80年代にかけて、エタノール生産にかかる原料費としてのトウモロコシ購入代にほぼ見合った金額が、連邦と州により、エタノール生産メーカーに助成されていた経過がある。(注7に同じ)

(3) ブラジル

ブラジルは大農業国、大畜産国でもあり、総じてバイオマスへの取組みは熱心であるが、特に先進的な取組みを見せ、世界の注目を浴びているのが自動車用アルコールである。

a. 自動車用アルコール

(a) 経過

主要農産品である砂糖の価格安定と、石油輸入量の減少による外貨節約を目的に、さとうきびからのエタノール生産とエタノール燃料専用車の普及を国が推進してきており、73年にはアルコール計画を発令し、79年からはアルコール専用車の販売・走行を開始している。

なお、アルコールは直接自動車用燃料として使用される含水アルコールと、ガソリンに混合させて利用される無水アルコールとに分かれるが、現在、ブラジルのガソリンには22%のアルコールが混合されている。

(b) 需給調整機能

砂糖についてブラジルは世界有数の競争力を有しているが、砂糖の国際相場が上昇すれば砂糖の輸出も増加し、アルコール原料用のサトウキビが不足しかねないことになる。また、アルコール燃料需要はガソリン価格に大きく影響され、特にガソリン価格が低下した場合にはこれに引きずられて価格低迷を余儀なくされることになる。

燃料用アルコールは、砂糖価格安定のために需給調整機能を果たしてはいるが、燃料用アルコール向けにサトウキビを栽培している農家は、ガソリン価格の変動にともなう経営の不安定さにさらされている。

(c) 助成の仕組み

政府は、末端小売価格への助成から配給会社への助成へ、さらにはアルコール産業

への助成へと、助成金をめぐる不正を防止するため助成対象を変更させてきた。

99年の助成方法を見ると、アルコールの燃料効率がガソリンの約75%であることから、アルコール燃料の価格もガソリンの75%とするのが相当との基本的な考え方に立って、アルコール燃料価格がガソリン価格の75%を下回る場合には、その差額分を政府が助成・補助する仕組みが採用されてきた。しかしながら99年には石油価格、ガソリン価格の上昇にともないアルコール燃料価格も値上げする余地ができたとして助成を廃止している。

全国アルコール生産の約60%を占めるサンパウロ州では、アルコール自動車の購入にともなう自動車所有税の2年間の免税措置がとられたり、自動車産業もアルコール自動車の価格を6%値下げして販売する等の協力がなされた時期もあって、その普及に一定の役割を果たしてきた。

(d) 現状・見通し

アルコール車は、94年に所有台数436万4千台とピークを記録し、販売割合も11.75%に達したが、その後販売台数が減少する一方で、アルコール車の廃車が増加しており、アルコール車の残存台数は年々減少している。

こうした原因としてはガソリンの値上がりや砂糖相場の上昇にともない、アルコール産業もこれに追随して値上げを行ったが、これが便乗値上げであるとして政府等の反発を招き、助成措置廃止の原因にもな

るとともに、消費者のアルコール車に対する関心を奪うことにもなったとされている。

これにともなってアルコール需要は減少しているが、サトウキビ生産の約3分の1を消化していた含水アルコールのマーケットが失われることは、即砂糖の増産による価格低下につながってくることから、アルコール車の振興策が検討されているところである。

一方、欧米で今後、エタノール需要が増加し大きな市場が形成されることを見込んで、アルコール燃料を輸出していく方針にしており、特にアメリカ・カリフォルニア州に向けての輸出の検討が具体化している。

6. 日本農業におけるバイオマスの位置づけと農政

以上、バイオマス取組みの必然性を踏まえて、我が国と海外の取組みについても見てきたが、エネルギー需給構造からして最も取組みが必要とされる我が国での取組みが、海外と比較すると大きく立ち遅れていることは明白であろう。しかしながら、先進的取組みを見せている海外でも取組みは必ずしも順調とは言い難く、山川を乗り越えながら局面を切り開きつつあるのが実情であると言えよう。

いずれは有限の資源が枯渇していくことは明らかであり、環境への負荷の軽いエネルギー調達構造へと移行していくために、持続的循環型産業である第一次産業に原料供給を依存するバイオマスを大幅に取り入

れることによって、有限な資源を節約しつつ有効に活用し、持続性を確保していくことは21世紀における不可欠の課題である。

なお、ここで基本論を確認しておけば、資源の有効活用、環境負荷の軽減等をはかるため、Reuse（再利用）、Recycle（再生利用）、Reduce（節約）の3Rがあげられるが、まずもって基本となるのがReduceであり、そのうえでReuse、Recycleが位置づけられることになる。また、バイオマスが有効に活用される社会は、おのずと持続的循環型の社会であることが想定されるのである。

次にこれまでの展開を踏まえて我が国におけるバイオマス等への取組みについての考え方を整理する。

(1) ビジョン設定と優先順位の明確化

食料、環境、エネルギーは国家戦略の基本をなすものであり、その維持・確保のためには、国の確固たる姿勢・方針と支援が不可欠である。我が国はそのいずれをとってみても自給率は低く、日本の国家基盤の脆弱性を痛感させられるのであって、これら自給率を引き上げていくことが求められる。そのためには単なる構造改革という掛け声だけでなく、具体的にイメージ可能な21世紀の国家ビジョンを設定することが必要である。

そしてバイオマスは、食料はもちろんのこと、エネルギー、環境と密接不可分の関係にあることから、これら戦略のなかに、一体的に組み込まれ、位置づけされること

が求められる。

バイオマスを個別に実現させていくためには超長期にわたる汗と忍耐，英知と資金が必要となる。デンマークでは，そこでの風力発電にみるように石油ショックを機に取組みを開始し，今では年間消費電力の約15%を風力発電によって調達し，これに取り組みることによって人口500万人余りの国で雇用を約1万人創出するとともに，風力発電関連が農産物に次ぐ輸出第2位の地位を確保している。これに続く柱としてバイオガスプラント等への取組強化をはかっているが，デンマークの例に見られるように，腰の据わった着実な取組みが夢を現実化させるのである。

我が国の場合，まずはこうした夢，ビジョンの設定が求められると同時に，バイオマスの内容が多岐にわたるだけに，より現実的なものを優先して技術開発に取り組んでいくとともに，支援等とセットで重点化して取り組んでいくことが必要となる。

(2) 各分野にわたる連携の必要性和 長期的取組み

これまでバイオマスについては，農業，エネルギー，環境等それぞれの立場からのアプローチにとどまっていたように感じられる。バイオマスが次第に実験室段階から実践段階へ現実化の度合いを強めるなかでは，各分野を横断しての総合的取組みが求められる。

農業については必ずしも国民からの十分な理解が得られているとは言い難いが，環

境，エネルギーについては国民の関心は相対的に強く，これらと連携を強めて取り組んでいくことが必要であり，また，農業の環境重視の流れを強めていくことにもつながる。もはや環境負荷軽減についての取組みなくしては我が国農業の存在意義についての国民の理解を得ていくことは困難な情勢となりつつある。

また，バイオマスが国民経済に一定の地位を占めるようになっていくためには相当に長期の時間が必要とされることは間違いなく，地道な取組み，広がり確保していくためにも横断的な取組みが欠かせない。

(3) 農業等でのバイオマスの位置づけ

環境，エネルギーとも総合しての取組みが必要であることを前提にして，バイオマスの農業における位置づけについて見る。

直面する我が国農業の最大課題が稲作である。主食である米については38%もの生産調整が行われている。一方で，先進国では最低の食料自給率にあり，過剰と不足が共存するという農政矛盾に陥っている。こうした構造は60年代から既に顕在化し，さまざまな対策が講じられてきた。94年には食糧法を廃止して新食糧法が施行されるとともに，99年に食料・農業・農村基本法が施行され，2000年には食料・農業・農村基本計画をスタートさせてきた。しかしながら米消費量減少は続き，これに米生産調整が追いつかず，米需給は緩和基調のまま均衡せず，転作が奨励されている飼料作物等の定着・拡大もすすまず，事態は深刻の度

を増し加えてきた。

こうした事態をうけて食糧庁は「生産調整に関する研究会」を設け、米政策の抜本の見直しによる水田農業の構造改革等の再構築について検討を重ね、この6月末にはその中間とりまとめを行ったところであるが、もはやこれまでの米生産調整を中心とした政策の積み上げでは局面の打開が難しいという抜き差しならない状況にある。これからの脱却をはかっていくためには、水田・米(稲)の他用途での活用拡大が必要である。

米とあわせて公共牧場等草地で荒廃化しているものも多く、また低材価と労働力不足等から低林業自給率と森林の荒廃を招いている林地に存在する木材及び草地(下草)の有効活用も求められる。

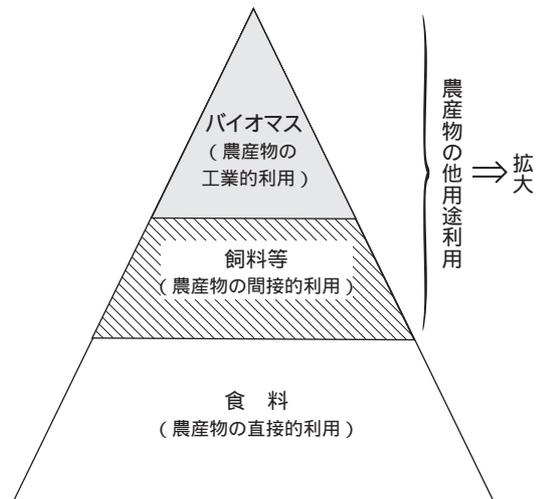
もうひとつの大課題が安全安心の提供である。表示、トレーサビリティの確立とあわせて、安全安心の基本となる環境保全型農業、持続的で循環型の農業の推進が求められている。

そこで日本では、水田、草地、さらには木材等我が国の自然条件に対応した地域資源を有効活用してのバイオマスが重要な意味を担ってくることになる。

a. バイオマスの広義かつ連続的位置づけ

バイオマスの推進について考えるにあたっては、学問的な概念はともかくとして、農産物等の活用の範囲を広げていくことが肝心であり、人間の食べるものでもお米のように直接、粒で食するものから、粉で、さらには家畜の飼料としての供給があ

第7図 バイオマスと農業



資料 筆者作成

り、その延長線上にバイオマス、工業的利用を位置づけていくことが大切である。すなわち、工業的な利用がはかられるほどに従前の他原料との競合の度合いが強くなり、価格対抗力も弱くなる。農産物が食物として利用されるのが最も販売価格が高いわけであるが、本来の活用の仕方から乖離するほどに経済的価値は他原料に劣後するようになり、非経済的価値についての十分な評価が確立されるようになるまでの間、特段の助成措置なくして経営収支をバランスさせることは至難の業となる。その意味では使用価値の異なるものを連続的に位置づけ、実現可能性の高いものを優先すると同時に、非経済的価値を有するものについては長期的に育成していくことが必要である(第7図)。

b. 地域資源活用型、適地適作

対象となる資源は地域によって区々であ

り、地域単位で地域の実情に即して対象資源とその活用法を選択していくべきであって、すぐれて地域資源活用型による地域循環の取組みを図っていくことが基本となる。すなわち適地適作が原則となる。

具体的には、米地帯については主食用米、米粉、飼料イネ、さらにはアルコール燃料、生分解性プラスチック等が位置づけられる。

草地についても森林の下草をも含め、かつ粗飼料としての利用からバイオマスエネルギー資源としての利用、木材も建材から畜産飼料、木質バイオマスエネルギー資源として利用していくことまで連続的、幅広く位置づけられることになる。

c. 地域循環型、地域複合、耕畜林複合

したがってそこでの地域農業は水田をはじめとする耕種農業ばかりでなく、畜産なり林業なりを包み込んだ地域循環型、地域複合による取組みがベースとなる。

(4) バイオマス成立のための環境整備

先進事例をみると国家が明確なビジョンを明示していること、税制等支援措置を優遇していることは共通しているものの、その担い手については民間企業であったり、市民レベルでの取組みであったり、各国の実情によって区々である。コスト低下を可能とする技術開発とあわせて、担い手の設定と政策支援のミックスがカギを握る。

a. 技術・コスト

先進事例のとおり、バイオマスにかかる

技術は一定レベルまでできているが、コスト的にそもそもの原料から製造されたものに比較すれば大きく劣後しており、民間事業として独り立ちできるレベルには程遠いというのが現状である。有限の資源、化石燃料の残存量が減少してくればその価格差は縮小してくることになるが、より効率的でコストが削減され、環境負荷も軽減可能な技術開発が臨まれる。

b. NPO等による地域からの積み上げ

適地適作による地域資源を活用し、家畜糞尿からのバイオガスプラントによるエネルギーやたい肥の確保、生ゴミからの飼料やたい肥の確保、飼料イネや森林下草等からの飼料確保等々、地域循環型社会を構築していくためには、その地域に住む住民の主体的なかかわりが不可欠である。ここでは当然のことながら農産物等の地産地消も含まれることになる。

こうした取組みを具体的にワークさせるためには生産者、消費者、地域内事業者、さらには地方自治体等行政の連携が必要であって、その地域で取組優先度の高いものからNPO等組織化をはかり、取組みの受け皿を明確にしていくことが重要である。そしてそれぞれのNPO等をネットワークしていくこと、すなわち分散型ネットワークを形成していくことが求められる。また、都市と農村との交流、食農教育がこうした取組みを大きく支えていく可能性があるとともに、そのための仕組みづくりとして地域通貨等の活用が注目されよう。

c. 政策支援等

こうした取組みの主体性は地域が保有し、かつ極力自立して取り組んでいくべきことは当然であるが、こうした地域レベルの取組みを引き出して本格化させ、かつ長期的に採算ベースに乗せるまでの間、これを育てていく支援措置を噛み合わせていくことが不可欠である。アルコール燃料に対する免税措置を手始めとして炭素税、水源税等の導入、さらにはベンチャーとしての取組みに対する資金融通をも含めたトータルとしての政策支援の考え方とその具体策を明確にしていくべきであり、そのためにも省庁間の連携が強化されていくことが前提となる。

7. おわりに

以上、縷々バイオマスについて述べてきた。エネルギー、食料とも低自給率にあるなか、構造改革、農業改革が叫ばれ、21世紀にふさわしい持続的循環型社会を構築していくにあたっては、バイオマスが重要課題の一つであり、我が国にはそのための豊富な地域資源が存在し、バイオマスを発展させていく大きな潜在的な可能性を有する。国の明確なビジョン設定と地域での主体性確保のための仕組みづくりがポイントになることを再度強調しておきたい。

最後に以下の諸点を付け加えておきたい。

第一に、バイオマスに明確な位置づけを与え、これを大きく育てていくことが必要であるが、一挙にバイオマスを拡大してい

くことは不可能であって、現実的には既存のエネルギー資源との組み合わせ、棲み分けが必要であって、エネルギー源の多元化、有効利用という視点が不可欠である。

第二は、我が国のバイオマスへの取組みが単に我が国のためだけではなく、所得向上にともなう食生活の多様化により食料自給率が低下し、米等の生産過剰を引き起こしている東アジア共通の課題であるということである。すなわち先行する我が国の取組みが、比較的類似した自然条件・環境条件をもち、同様に食料の過剰と不足が並存する東アジア各国に、技術大国日本であるからこそ貢献できる可能性を有しているのである。

第三に、各国が米等の過剰に悩むなかで、バイオマスによって農業生産を持続させることが農地の維持を可能にする。すなわちいつでも本来の主食等の生産にシフトできる構造を守っていくことが最大の備蓄であり、バイオマスの国際備蓄による国際的な食料需給調整の仕組みについて検討していくことも一考に値するように考える。

<参考文献>

- ・拙稿「食生活の見直しを基本とした自給率向上対策」本誌1999年11月号
- ・拙稿「飼料イネ生産の取組実態と課題」本誌2001年3月号
- ・拙稿「適地適作による日本型畜産経営」本誌2001年12月号
- ・本田幸雄「水田八地球ヲ救ウ」家の光協会1982年8月
- ・本田幸雄「活識人と水田が日本を救う」家の光協会1996年6月
- ・飯田哲也「北欧のエネルギーデモクラシー」新評論2000年3月

(常務取締役 蔦谷栄一・つたやえいいち)

農業の担い手としての集落営農

富山県下における集落農場制への取組みから

〔要 旨〕

1. 「食料・農業・農村基本法（「新基本法」99年7月）が唱える「効率的かつ安定的な農業経営の育成」に向けて具体的施策が打ち出されようとしているが、2001年8月の農林水産省の「農業構造改革推進のための経営政策」等においては、農業経営関連施策を「育成すべき農業経営」に対し集中的・重点的に講ずるといった、政策対象の絞り込み、選別的な色彩が濃く打ち出されている。
また集落営農については、政策対象とすべきか否かは今後検討するとされており、このため集落営農およびその育成に携わってきた農協、自治体等では大きな不安を抱えている。
2. 稲作を中心とする日本農業の基本的課題は、農地の個別・零細・分散的土地所有形態を、集团的・面的な利用体系に編成し直し、今日確立されている栽培技術、農業機械・施設の利用体系との整合性をもたせることである。こうした体系的再編を前提にはじめて、担い手の在り方、地域農業資源の維持管理等を視野に入れた地域農業マネージメント体系が構築される。
3. 今日農地をはじめ地域農業資源は、集落機能が低下したとはいえその維持管理面では集落が依然大きな役割を果たしている。とりわけ、農地利用の相互調整は、集落の合意形成を経なければ極めて困難である。これが、賃貸借による大規模経営体による農地の集積が進展しにくい理由の一つとなっており、大規模経営体においても集落によって担い手として認知され、その農地の利用調整機能に依拠しなければ効率的な経営の発展は難しい。
4. 集落営農は、元来その構成員のほとんどが兼業農家であり、個々の農家では経営継続が困難なために創設されたものであるが、集落の総意に基づく農地利用の面的利用、農業機械・施設の共同利用等による効率的経営の実現をはじめ、地域農業資源の保全・活用、地域社会の維持・活性化に大きく貢献している。とはいえ、後継者やオペレーターの確保等、独自の課題も抱えている。
5. こうしたなかで、富山県においては80年代初めから県をはじめ農協、関係機関が一体となって集落営農組織の育成に力を入れてきており、近年では完全協業組織が数多く育ってきている。なかには、7つの集落営農が統合することによって効率的な180ha規模の経営体が生まれつつあること、中核農家と協業組合が一体となって相互協力的な集落営農を設立していること、農協の役割・機能が橋渡しになって、中核農家と集落営農が相互補完的に地域営農システムを形成している等、集落営農が抱える課題を克服しつつ、新たな可能性に挑戦している事例が出現している。
6. このような実態を無視して、中核農家の存在のみを政策対象とすることは、地域農業の実態や農業者の意向をふまえた現実的な政策対応とはなり得ず、かえって地域農業システムの環を断ち切る恐れさえある。大切なことは、集落営農を多様な担い手としてまず認知し、その上で政策対象とすべきか否かは意欲と能力を有する集落営農の自らの判断・選択に委ねるべきであろう。

目次

はじめに

1. 農政の展開と2000年農林業センサスが示す日本農業の実態

- (1) 大規模経営体に農地集積がどれだけ進んだか
- (2) 「農業の持続的な発展」のための基本課題
- (3) 地域農業資源と集落機能

2. 集落営農の現状と課題

- (1) 農政における集落営農の位置付け
- (2) 集落営農の現状
- (3) 集落営農の意義と課題

3. 富山県における集落営農の取組み

富山県下の集落営農の特徴

- (1) 富山県の農業概況
- (2) 集落営農育成への取組み

(3) 集落営農組織の育成状況とその成果

4. 新たな展開を模索する集落営農

集落営農から地区農場制へ

- (1) 法人化を視野に入れた7集落営農の大同統合（JAいみず野管内）
- (2) 中核農家との共生をめざす集落営農（JAいなば管内）
- (3) 1地区1農場制への取組み（JA福光管内）

5. 結語

集落営農の意義とその展望

- (1) 集落営農を多様な担い手として
- (2) 「法人化」について
- (3) 集落営農と農協

はじめに

21世紀の日本農業の基本理念とその基本方向を示した「食料・農業・農村基本法」（「新基本法」1999年7月）には、「食料の安定供給の確保」「多面的機能の発揮」「農業の持続的な発展」「農村の振興」の4つの基本理念が謳われている。これらの理念はそれぞれ個別に追求されるべきものではなく、相互に深く関連しており、総合的な施策のもとで達成されるべきものであることはいうまでもない。

新基本法では、4つの理念の実践的な意味において、「農業の持続的な発展」が中核的な理念として位置付けられており、そのためにまず「望ましい農業構造改革」が必

要だとしている。さらにその条件として、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立」するとしており、またそのために「専ら農業を営む者等による農業経営の展開」に必要な施策を講ずるとしている。こうした政策的枠組みは、「新しい食料・農業・農村政策」（「新政策」92年）や農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者制度」（94年）等の構造政策の延長線上に位置付けられるものといえる。

さらに、01年8月に農林水産省から「農業構造改革推進のための経営政策」が打ち出されたが、ここでは農業経営関連施策を「育成すべき農業経営」に対し集中的・重点的に講ずること等により、農業構造改革を推進し、「望ましい農業構造」を実現すると

いった、政策対象の絞り込み、選別的な色彩が濃く打ち出されている。

こうした政策の方向性には、新基本法で謳われている4つの理念の相互関連や、地域の実情に応じた多様な担い手の育成とどのようにかわるのか、また育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」の具体的内容^(注1)をどう措定していくかといった課題が残されている。

とりわけ、本稿が取り上げている集落営農組織については、政策対象とすべきか否か今後検討するという事になっている。このため、地域農業の実態を踏まえ長期間にわたって集落営農を育成してきた地域においては、補助事業の導入や各種制度資金の活用、さらには生産調整や経営安定対策等の見直しに際して、大きな不安を抱えているところがある。

本稿は富山県下の集落営農育成の実態を例にとりつつ、その意義と可能性を検討するとともに、集落営農を多様な担い手として積極的に評価していくべきことを提案するものであり、加えて農協が集落営農の育成にどうかかわっていくべきかもあわせてふれてみたい。

(注1) 新基本法の具体化プランである「食料・農業・農村基本計画」(00年3月)においては、「効率的かつ安定的な農業経営」とは、「主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働力で地域における他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保し得る農業経営」と規定している。

また、施策の対象となる「育成すべき農業経営」とは、「『経営を単位とした農業経営所得安定対策』の今後の検討方向」(00年12月)ならびに「農業構造改革推進のための経営政策」(01年8月)において、経営規模の拡大等の経営改善をしていこうとする「専ら農業を営む者その他経営意

欲のある農業者」のいる農業経営をいい、「効率的かつ安定的な農業経営」に発展する可能性の高い農業経営のほか、既に「効率的かつ安定的な農業経営」となっている経営や経営意欲の高い新規参入者も含まれるとしている。

さらに、認定農業者制度の定着をかんがみ同制度を活用することが適当であり、認定農業者のいる農業経営も「育成すべき農業経営」の基本とするとしている。

また、「育成すべき農業経営」以外の農家等については、「地域の農業資源の維持管理において、一定の役割を担うもの、豊かな自然環境のなかで、健康、生きがいのための農業など人と自然との共生の役割を担うものと位置付け、農村振興施策等については、これら農家等も含めて施策を実施する。」として、農業経営関連施策の対象外に位置付けている。

1. 農政の展開と2000年農林業 センサスが示す日本農業の実態

(1) 大規模経営体に農地集積がどれだけ進んだか

2000年「世界農林業センサス」によって、総体としての日本農業をみてみたい。まず、総農家戸数は85年以降の各5年間の減少率が約1割の水準を続ける一方、販売農家の減少率が全体の減少率を上回って推移している。農家人口をみると、00年には1,346万人と前回95年調査比で10.8%減少するとともに、65歳以上の高齢者の占める比率は3.9%上昇し28.6%の水準に達する等、農家の高齢化が一層進展した。さらに、近年増加が指摘されている耕作放棄地は、21万haと前回調査比で29.8%増加した。

このように、総体としての日本農業は引き続き縮小傾向にあり、脆弱化を続けているということが出来るが、それでは「育成

すべき農業経営」,すなわち大規模経営体等に農地の利用集積・団地化といった生産要素が集中し,「効率的かつ安定的な農業経営」が育成される等の構造改革が進んでいるのであろうか。

そこで経営耕地規模別の農家数(都府県・販売農家)をみると(第1表),小規模農家層の減少に対して大規模農家層の増加がみられ,その増減の分岐点は75~80年の2.5haから95~00年には4haへと上昇しており,生産要素の集中の一端がうかがえる。しかし,95~00年において経営規模が増加した4ha以上層の増加率を時系列でみると,近年低下傾向にあり,また5ha以上層の構成割合は1.9%にしか過ぎない。こうしてみると,「効率的かつ安定的な農業経営」が順調に育っているとはいえない。

また,同センサスの分析結果によると,経営耕地5ha以上層の経営耕地面積シェアは12%,これに受託組織,集落営農等の

サービス事業者が行った受託を含めてのシェアは20%に達しているが,新基本法が描くような「望ましい農業構造」にはかなり大きな距離があるという評価が妥当であらう。^(注2)

(注2) 基本的には,「望ましい農業構造」にはかなり大きな距離があるという評価をしているが,広義な意味でとらえると,一定のシェアを占めるようになった大規模経営は,かつてのようなネグリジブルな存在ではなくなっているとしている。

田畑保「農業構造の現段階 2000年センサス分析」『農業・農協問題研究』農業・農協問題研究所,2002年7月,第27号

(2) 「農業の持続的な発展」のための基本課題

a. 農地の集团的・効率的利用に向けて
稲作を中心とする土地利用型農業の最大の課題は,個別・零細・分散的農地所有形態を,集团的・面的な利用体系に編成し直し,今日一定程度確立されている栽培技術や農業機械・施設の能力を活用する体系と

第1表 経営耕地規模別農家数の推移

(単位 千戸,%)

		2000年		5年間の増減率				
			構成比	80/75*	85/80*	90/85	95/90	00/95
全国	総農家	3,120	100.0	5.9	6.1	9.3	10.2	9.4
	販売農家	2,337	74.9	-	-	10.4	10.7	11.9
	自給的農家	783	25.1	-	-	5.4	8.3	1.1
	計	2,273	100.0	-	-	10.3	10.6	11.8
都府県販売農家)	例外規定	30	1.3	1.3	0.3	21.6	10.8	15.3
	0.5ha未満	515	22.6	3.7	3.5	11.7	10.2	13.7
	0.5~1.0	813	35.8	9.2	9.4	11.2	11.8	12.1
	1.0~1.5	388	17.1	10.3	10.6	11.9	12.8	13.4
	1.5~2.0	203	8.9	6.0	8.6	10.6	13.0	12.9
	2.0~2.5	115	5.1	0.8	4.1	6.4	10.5	10.5
	2.5~3.0	66	2.9	7.8	1.0	2.5	7.3	8.6
	3.0~4.0	69	3.0	19.1	10.3	4.2	1.0	4.1
	4.0~5.0	30	1.3	33.5	24.1	16.6	9.2	1.8
	5.0~7.5	28	1.2	} 51.5	} 43.8	} 37.6	27.4	13.5
	7.5~10.0	8	0.4				54.4	36.8
10.0以上	8	0.3	82.2	35.2	41.8	56.5	42.9	

資料 農林水産省「農(林)業センサス」

(注) *は旧定義によるものであり,経営耕地規模区分は,便宜上,販売農家の規模区分を利用。

の整合性を持たせていくことである。

ちなみに、米生産費調査によって大規模経営体の生産・収益構造をみると、経営耕地面積が増大するにつれて、10a当たりのコストや労働時間が低下する傾向を示しているが、玄米収量や所得を加味すると、必ずしも規模の経済が働いているわけではない。10a当たりの所得ベースでいえば、3～5ha規模層が最も高い。つまり、零細・分散のままの農地を断片的に借り受け規模を拡大しても、集団的・面的農地利用ができず、本来採り得べく栽培技術や機械・施設の利用体系が生かされず、能力が分断されてしまうのである。

95年農業センサスによって農地の分散状況をみると(第2表)、水田のある農家1戸当たり全国平均では、水田経営面積0.80ha、団地数3.34団地、1団地当たり面積0.24haとなっており、また団地の分散状況では、5か所以上が22%を占めている。このことから、総体としての農地の零細・分散性が確認できる。しかも、経営耕地面積別

の10ha以上層になると、1戸当たりの団地数が13団地、その分散状況も「20か所以上」の割合が2割を超えている。大規模稲作経営体の調査先で、受託農地を地図上で見せてもらおうと、その分散ぶりには驚かされることがあるが、こうした経営耕地の零細・分散性が効率的な経営発展の妨げになっていることは否めない。

ところで、零細・分散性を克服するために農地保有合理化事業等によって、賃貸借による利用権の集積が図られてきている。しかし、その推進を実質的に担っている農地管理組合や農地利用組合等は、集落の基盤に乗って設立されている。したがって、集落の合意形成を経なければ事業の進展は不可能であり、事業の中核をなす「利用調整機能」は、あくまで集落にあるといえる。すなわち、集落内の農地は個々の農家に所有されてはいるが、その利用は水利権や農業用排水路、農道等の地域農業資源と一体化されてはじめて生きた農地と成り得るものなのである。

第2表 水田の経営耕地および団地数(1995年・水田のある農家1戸当たり)

(単位 ha, 戸)

	1戸当たり 田面積	1戸当たり 団地数	1団地当たり 田面積	団地の分散状況(構成割合%)					
				4か所 以下	5～9	10～19	20～29	30以上	
全国	0.80	3.34	0.24	78.5	18.3	2.9	0.2	0.1	
北海道	5.54	2.07	2.67	94.7	5.0	0.2	0.0	0.0	
都府県	0.74	3.36	0.22	78.3	18.5	2.9	0.2	0.1	
販売農家	0.88	3.75	0.24	73.4	22.6	3.6	0.3	0.1	
経営規模 別 耕地	3ha未満	0.74	3.57	0.21	75.3	21.6	2.9	0.1	0.1
	3～5	2.79	6.22	0.45	41.4	41.3	15.1	1.7	0.5
	5～10	4.75	8.58	0.55	29.9	38.3	24.3	4.9	2.7
	10～15	8.01	13.65	0.59	27.9	24.8	25.6	9.6	12.1
	15～	13.81	13.53	1.02	53.1	13.1	13.7	6.0	14.1

資料 農林水産省「1995年農業センサス」
(注)「団地数」とは地続きとなっている耕地の集団数。

後に述べる集落の合意形成を踏まえ、農地の集团的・面的利用を可能としている集落営農の積極的意義はまさにこの点にあることを認識する必要がある。

b. 地域農業資源の保全・活用と農法の 変革

新基本法が謳う農地、水、担い手等の生産要素の確立や自然循環機能の維持増進は、集落等をはじめ地域全体としてのまとまりのなかでなければ極めて困難なことが明らかとなりつつある。また、農業の多面的機能の保全と発揮についても然りである。

前述のとおり、「農業の持続的な発展」のためには、集落の合意形成を基礎とした農地の集团的・面的利用を第一の前提条件とするならば、次はそのうえで個別の地域農業資源の保全と活用をどのような地域の体系(農法)として編成していくかが重要である。

農法改革の視点は、労働手段体系(機械装備とその利用体系、労働力編成等)、雑草・病虫害防除体系(耕耘・中耕・輪作等)、地力再生産体系(施肥技術、輪作、有畜複合等)、耕地利用体系(輪作、作付順序、圃場整備、経営組織、作業・経営受託等)といった農業生産力視点のものがあるが、このほかに経営管理体系(経営管理手法、決算、農地管理、生産・販売・流通・マーケティング)視点や、自然循環機能の維持を考慮した環境保全体系(循環型の地域資源活用とそのシステム化、住民とのパートナーシップを含む)と

いった地域活力からの視点も提起されるに至っている。^(注3)

つまり、集团的・面的な農地利用を前提に、個々の具体的要素、農法的な要素をどのように組み合わせ、体系化していくかが求められているといえよう。

(注3) 従来の農法理論の成果を踏まえ、かつ今日的な課題、すなわち販売等までを視野に入れた経営力視点や環境保全の視点を加え、広く農村・地域社会の存続まで含めた農法論は、極めて説得的といえよう。

矢口芳生『資源管理型農場制の存立条件』「日本の農業 あすへの歩み 219号」(財)農政調査委員会、2001年、pp9~11

c. 地域農業マネジメント体系の確立

多様な担い手とその連携を基礎に

さらにいえば、地域営農システムを視野に入れた地域農業マネジメント体系が重要であろう。集团的・面的な農地利用とそれを基礎に成立する新たな農法体系を考える際には、農地をはじめ各種の地域農業資源は、地域および集团的なコントロールのもとにあることを無視できないのであって、仮にすべてを自己完結的に行っている企業的大規模経営体であっても例外ではない。実際、後にも述べる大規模個別経営体、農業法人、集落営農等との関連性をみると、それぞれの経営「目的」の違いがあっても相互に連携・包摂し合っているのである。加えて各種の生産・販売組織といった多様な担い手の存在や、さらには農協の農業関連機械や広域的施設等の機能分担がなされてはじめて地域的な総合性・統合性が確保されるのである。

なかでも、農村・農家の高齢化が進展するなかで、将来にわたる農業労働力を地域としてどう確保していくかは極めて重要である。地域の実情を踏まえた農業の多様な担い手の育成にとって、高齢者、女性の役割発揮はもとより、外部を含めた新規就農者をどのように確保していくかといった、地域全体の農業の将来ビジョンが欠かせない。

こうした地域的な総合性・統合性が確保されることによって、地域として農業の生産から販売までの全過程を包括するマネジメント体系が形成され得るのである。今日、重要視されている消費者までを視野に入れた地域としての販売戦略は、地域的な総合性・統合性なくしてはなし得ないであろう。そうした意味においては、少数の大規模個別経営体や農業法人の育成のみではなく多様な担い手を認知し、それぞれの自主性・自律性が尊重され、個性を發揮できるよう地域総体としての地域農業マネジメントの体系が確立されなければならない。

(3) 地域農業資源と集落機能

ところで、地域農業資源の維持管理面で、今日集落がどのようにかかっているかを2000年農林業センサスからその一端をみてみたい。

まず、「農道の管理」については、全国13万5千強の農業集落のうち12万2千強(90%)に農道があり、そのうちの65%が農業集落として管理している。さらに管理の方法をみると、地帯によって若干の差異はあるものの、「全戸出役」「農家のみ出役」をあわせると、そのほとんどが「共同作業」によって行われていることがわかる。

また、「農業用排水路の管理」についてみると、全国で約9割の農業集落に農業用排水路があり、そのうち約8割が農業集落によって管理されている。管理の方法も地帯の差異がほとんど無く、共同作業によって管理が行われている。

「農道の管理」と「農業用排水路の管理」の違いを強いてあげれば、「共同作業」であっても、前者が「全戸に出役義務」の

第3表 農業集落の施設管理(2000年)

(単位 集落, %)

	農業集落数 (A)	農道の管理					農業用排水路の管理					
		農道がある農業集落数 (B)	B/A	「農道がある農業集落数」の割合(n=B)			農業用排水路がある農業集落数 (C)	C/A	「農業用排水路がある農業集落数」の割合(n=C)			
				農業集落として管理している	共同作業				農業集落として管理している	共同作業		
				全戸に出役義務	農家のみ出役義務			全戸に出役義務	農家のみ出役義務			
全国	135,163	122,091	90.3	64.6	33.2	30.7	123,044	91.0	79.9	31.2	46.6	
地帯別	都市的地域	31,588	25,972	82.2	55.0	19.4	34.8	27,351	86.6	78.8	26.7	51.6
	平地農業地域	36,443	34,119	93.6	61.9	30.3	30.7	34,768	95.4	79.5	34.2	44.8
	中間農業地域	43,396	40,680	93.7	72.1	41.7	30.1	40,218	92.7	78.5	32.2	46.0
	山間農業地域	23,736	21,320	89.8	66.0	38.8	26.9	20,707	87.2	74.8	30.4	44.2

資料 農林水産省「2000年世界農林業センサス」

ウェイトが高く、一方後者が「農家のみ出役義務」のウェイトが高い点であり、農業生産の要素としての性格の違いが反映しているであろう(第3表)。

次に、農業集落の運営の一端を過去1年間に集落でどのような寄り合いが行われたかによってみてみたい(第4表)。まず「寄り合い開催集落」の比率は98%と、地帯の差異はほとんど認められずほとんどの集落で開催されていることがわかる。次いで、「寄り合いの内容」で比率が高いものは、「祭り・運動会等の集落行事の計画・推進」(88%)、「環境美化・自然環境の保全」

(74%)、「農道・農業用排水路の維持・管理」(73%)、「生活関連施設等の整備・推進」(72%)、「水田転作の推進」(65%)等である。

また、主として行政が対応するものと考えられる「農業集落内の福祉・厚生」(46%)についても、若干比率は低いものの集落が相当かかわっていることもわかる。

なお、設問が「過去1年間の寄り合い」ということであり、「共有財産の利用・運営・管理」(古くからの慣行で運営されており、とくに変化が無ければその慣行に従う)、「土地基盤整備等」(実施中、もしくは予定が

第4表 農業集落の慣行 農業集落の運営 (2000年)

(単位 集落)

			地帯別				
			全国	都市的地域	平地農業地域	中間農業地域	山間農業地域
農業集落数(A)			135,163	31,588	36,443	43,396	23,736
過去1年間で寄り合いを開催した農業集落数(B)			133,028	30,886	36,148	42,715	23,279
	(B/A)		98.4	97.8	99.2	98.4	98.1
「過去1年間で寄り合いを開催した農業集落数」の割合(n=B)	土地基盤整備等	寄り合いを行った	18.3	11.8	23.6	19.6	16.2
		うち農家のみ対象	14.3	10.0	19.2	15.0	11.1
	水田転作の推進	寄り合いを行った	64.7	54.9	74.8	66.2	59.6
		うち農家のみ対象	57.8	53.2	69.9	57.0	46.8
	農道・農業用排水路の維持・管理	寄り合いを行った	73.4	67.1	77.1	77.0	69.3
		うち農家のみ対象	41.4	46.7	45.1	39.0	32.8
	農業集落共有財産の利用・運営・管理	寄り合いを行った	33.0	26.7	36.7	33.2	35.1
		うち農家のみ対象	10.8	12.1	13.6	9.2	7.8
	生活関連施設等の整備・推進	寄り合いを行った	72.3	67.6	71.2	75.8	73.8
		うち農家のみ対象	1.7	2.1	1.8	1.5	1.3
	祭り・運動会等の集落行事の計画・推進	寄り合いを行った	87.9	83.6	88.0	89.4	90.7
		うち農家のみ対象	1.6	2.2	1.8	1.3	1.1
	環境美化・自然環境の保全	寄り合いを行った	74.0	71.0	73.4	76.0	75.6
		うち農家のみ対象	1.6	2.1	1.8	1.3	1.3
	農業集落内の福祉・厚生	寄り合いを行った	46.3	44.7	43.6	49.1	47.7
		うち農家のみ対象	1.3	2.0	1.2	1.0	0.9

資料 第3表に同じ

無ければ必要なし)の比率の低さは説明できよう。

いずれにしても、農業集落の機能の低下が指摘されているが、地域農業資源に限らず、地域の環境、くらし、すなわち広義の地域資源はすべての面で農業集落が今日でも大きくかかわっていることが明らかである。したがって農業生産、農村社会(地域社会)の維持・活性化の視点からも集落機能をどのように生かしていくかといった視点は欠かせない。

2. 集落営農の現状と課題

(1) 農政における集落営農の位置付け

集落営農の概要にふれる前に、その農政における位置付けをみてみたい。新基本法および同基本計画では「農業生産組織活動の促進」の項に集落営農がふれられている。すなわち、「集落を基礎とした農業者の組織その他の農業生産活動を共同して行う農業者の組織、委託を受けて農作業を行う組織等の活動の促進に必要な施策を講ずる」としている。

しかし、施策の対象となる「育成すべき農業経営」とすべきか否かは、今ひとつ明確ではない。農林水産省の「農業構造改革推進のための経営政策」(「経営政策」)には、集落営農の扱いについては、その形態や取組内容が多様であるが故に「慎重な考え方」がある一方で、一定の要件を満たすものについては「対象にすべき」との議論がある。したがって、政策対象とすべきか

(注4)
今後検討するとしている。

このほかに「経営政策」では、「育成すべき農業経営」に生産要素の集中が困難な地域にあっては「集落ぐるみの団地的営農を確立し、集落を一つの農場として効率的に一括管理・運営する集落営農の効率化を促進する。」、また「全般的に担い手への農地の利用集積のインセンティブが乏しい地域等においては、それぞれの農業者の役割分担の下で集落ぐるみの団地的営農を確立し、『報酬分担』『役割発揮』の面で次第に『農作業の中核的な担い手』への傾斜を強めていくことが望まれる。このため、現行の集落営農支援策を重点化・効率化しつつ、中核を担う者が他産業並みの生涯所得を目指し、集落を一つの農場として効率的に一括管理・運営する集落営農に対し「合理化・効率化に資する適切な施策を講ずるとしている。

こうしたとらえ方、とりわけ後者においては、今日全国で営まれている集落営農の大部分は、その構成員のほとんどが兼業農家によって構成されている実態を考慮すると、大きな乖離が生じているといわざるを得ない。なかには、専門的なオペレーター層が出現しそうした層が集落営農の中核的な担い手として育っているケースや、もともと受託組織が核となっているケースも散見されるが、それらはあくまで集落の実態を踏まえ、合意形成の後に選択した結果である。したがって、端から一定の「予断」を持つことは、後に述べる集落営農のもつ意義を喪失しかねない。実際、実態調査で

の現場の声として、そうした意見をもっている自治体関係者、集落営農のリーダー、農協も多い。

いずれにしても、集落営農は今日、農業政策上の位置付けが今ひとつ明確になっておらず、集落営農に携わる人たちから積極的な評価を求める声が強い。

(注4)「対象にすべき」とする考え方の根拠として、効率的営農や高付加価値化に向けた取組みにより、その取組みの中核を担う者が他産業並みの生涯所得の確保を目指しているものがあげられている。また、「集団的営農の中核を担う者が他産業並みの生涯所得の確保を目指し、かつ、収益・費用のプール計算などを行うなど一定の要件を満たすものについては、施策の目的、性格も勘案しつつ、適切な施策を講じる。」(傍点筆者)とされているが、要は今後の検討課題ということであろう。

(2) 集落営農の現状

集落営農について、まずその概要を農林水産省調査からかいつまんで述べてみたい。

前述のとおり、集落営農はその形態や取組内容が多様であるため、集落営農を推進している自治体をはじめ研究者等によってもとらえ方が異なっている。ここでは、まず統計的にその概要をつかむために、農林水産省の定義に従って述べることとする。

(注5)
(注6)
農林水産省の調査によると、00年11月1日現在の全国の集落営農数は9,961で、全農業集落に占める集落営農割合は7.4%と小さい。これを農業地域別にみると、北陸、近畿、中国の順でその割合が高く、主要作物別では、「水稲・陸稲」(70%)が群を抜いて高く、次いで「麦類」(12%)、「雑穀・い

も・豆類」(9%)となっている。

また参加農家規模別では、「10～19戸」(24%)、「20～29戸」(21%)の層が最も多く、全国1農業集落当たり平均農家戸数22.8戸(2000年農林業センサス)にほぼ照応したかたちとなっている。地域的範囲では「単独集落」で構成されているものが81%、「複数」が19%となっており、また耕地面積別(都府県)でみると、「10～19ha」(28%)、「20～30ha」(18%)と、両規模層の比率が最も高い。

次に、認定農業者の存在や後継者の有無といった集落営農の継続性等の関連項目をみってみる。集落営農に認定農業者がいる集落営農の比率は全体では41%で、地域別では北海道、東北、関東・東山、東海でその比率が相対的に高く、近畿(19%)、北陸(27%)で低い。

また集落営農の後継者の有無では、「いる」とする比率は全体で41%であるが、地域別では北陸(57%)、関東・東山(48%)で高い。前述の認定農業者の存在と後継者の有無との関連性は関東・東山では高いが、総体としてはそれほど明確ではなく、とくに北陸においてはその関連性は見当たらない。

最後に活動内容(複数回答)をみると(第5表)、「オペレーター組織が利用」(50%)と「参加する農家で共同利用」(44%)との違いがあるが、「農業機械を共同所有」と、農地の効率的利用を図るための「土地の利用調整」(51%)の両者が集落営農の一般的活動内容といえそうである。さらに、これ

第5表 農業集落数および集落営農数(2000年・活動内容別)

(単位 集落,%)

	農業集落数 (A)	集落営農数 (B)	集落営農の活動内容別割合(複数回答)						集落営農割合 (B/A)
			農業機械を共同所有		集落内の 営農を一 括管理・ 運営	認定農業 者、農業 生産法人 等に農地 の集積を 進め、集 落単位で 土地利 用、営農 を実施	農家の出 役によ り、共同 で農作業 (機械利 用以外) を実施	作付地の 団地化な ど、集落 内の土地 利用調整	
			参加する 農家で共 同利用	オペレー ター組織 が利用					
全国	135,163	9,961	43.5	49.6	12.1	10.0	31.0	50.9	7.4
北海道	6,637	647	71.4	28.7	1.6	2.4	37.9	6.0	9.7
都府県	128,526	9,314	41.6	51.1	12.8	10.6	30.6	54.0	7.2
東北	16,982	990	37.6	43.6	2.9	21.4	22.9	43.9	5.8
北陸	10,696	2,005	56.0	47.4	25.2	5.5	40.5	53.0	18.7
関東・東山	25,149	289	43.7	72.1	4.0	8.8	25.7	28.5	1.1
東海	12,007	1,022	19.2	52.0	31.4	24.5	26.3	64.5	8.5
近畿	11,347	1,939	46.0	51.4	6.8	9.2	33.5	72.4	17.1
中四国	28,995	1,837	39.9	54.9	6.3	7.0	31.9	38.2	6.3
九州	22,622	1,232	35.0	51.2	6.7	6.5	18.6	55.8	5.4

資料 「全集落数」は農林水産省「2000年世界農林業センサス」、「集落営農数」その他は農林水産省「農業構造動態調査」(2000年11月1日現在)による

(注) 活動内容は9,961集落営農のうち4,803の集落営農を対象とした標本調査から推定したもの。

らをベースに作業形態としての「出役」体制・労働力編成、管理・運営面での「一括」か否か、さらには利用集積を通じての担い手育成志向の有無等によって、活動内容に違いを生じさせていることがわかる。

これを農業地域別にみると、東海、東北地域では、オペレーター組織を中心とした担い手育成志向が強いこと、近畿地域では転作等における農地の団地化と農業機械の共同所有が結合契機として強いこと、さらに北陸では担い手育成志向が比較的弱く、農業機械の共同所有、農地の集団的利用調整や参加農家の出役を中心とする作業体系を基礎にした集落内の一括管理、すなわち全農家による1集落1農場的な色彩が強いといった地域別の特徴が現れている。^(注7)

(注5) 集落営農とは、「集落を構成する農家のうち、おおむね過半の農家が参加し、農業生産過程

における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意のもとに実施される生産活動」とし、農業機械の共同所有のみを共同で行う組織、栽培協定、用排水の管理の合意のみを行う組織は含めないとしている。

(注6) 農林水産省「農業構造動態調査 地域就業等構造調査 - 集落営農について - 」(2000年11月1日現在)

(注7) こうした傾向は、98~99年にかけて行った当総合研究所の集落営農実態調査によっても裏付けられている。道明雅美、木原久『集落営農組織の活動実態に関する調査報告』農林中金総合研究所、総研レポート11基礎研 5、2000年1月

(3) 集落営農の意義と課題

集落営農の概要は以上のとおりであるが、次に集落営農のメリットや果たしている機能・役割について、これまでの実態調査で明らかとなったことを述べてみたい。

第一は、農地の集団化・利用調整(集団転作・ブロックローテーション等)が整然と行われていること、

第二は、生産性は、投下労働時間や生産費が全国平均のおおむね6～7割程度に節約されている一方、収量は平均並みの水準を確保しており、大規模経営体並みの生産性に近いこと、

第三は、兼業農家を中心とし、高齢者、女性、後継者(「農家」としての)を含めた労働力の確保と編成がなされ、あたかも安定的な「担い手システム」が形成されている。また、農業法人等でみられる年間就労問題がない、

第四は、優良農地のみ受託しがちな生産組織等とは異なり、集落全体の農地がカバーされ、農地をはじめ様々な農業資源の保全と有効利用が図られていること、

第五は、活動内容が農業面に限定されることなく、広く集落機能や地域社会の維持・活性化にも寄与していること、等があげられる。

すなわち、日本農業の最大の課題である農地の集团的・効率的利用、生産性を含めた経営革新、さらには安定的な「担い手たるシステム」が構築されており、将来にわたって十分「担い手」たりえる存在ということができよう。

とはいえ、問題点、課題も多い。例えば、集落のリーダーが不足しており、内発的取組みが弱い、集落の合意形成に手間ひまや時間が掛かり過ぎる、市街化が進展した地域では設立が難しくすべての地域で適用できない、等があげられる。また、農林水産省の意向調査においては「後継者の確保が困難」「オペレーターの育成・確保が困難」

「共同機械の更新・増備が困難」といった共通した課題もあげられている。^(注8)

さらに、農政サイドや研究者の一部からは、ほとんどすべて兼業農家によって構成される組織が、果たして経営意欲や経営革新性を持ち、将来にわたって安定的・継続的に存続できるか、発展性があるかといった点でやや否定的な声もある。このため、集落営農の「法人化」を促進すべきといった意見や、また構造政策を進展させる立場から、集落営農と大規模経営体や農業法人の競合関係が生じ、「育成すべき農業経営」の発展を阻害しているとの指摘もある。

こうした課題に対して、それぞれの集落営農がおかれた社会的・経済的な条件を踏まえ、その成立・存続・発展に関する産業組織論、地域社会経営論、地域環境論、農法論等からのアプローチが必要と思われるが、本稿では以下富山県下の取組事例から集落営農が抱える課題への対応やその将来方向についてふれてみたい。

(注8) 「平成11年農林水産業に関する意向調査 - 集落営農に関する意向調査 - 」(99年6月1日現在)、集落営農の代表者に対するアンケート調査

3. 富山県における集落営農の取組み 富山県下の集落営農の特徴

(1) 富山県の農業概況

北陸地域は、前述のとおり集落営農割合が18.7%と最も高い地域であったが、北陸4県の内訳をみると、富山・福井の両県と新潟・石川の両県とはまた様相を異にして

第6表 北陸地域の農業集落数および集落営農数

(単位 集落,%)

	農業集落数 (A)	集落営農 実施集落 (B)	集落営農数 (C)	集落営農 実施割合 (B/A)	集落営農割合 (C/A)
北陸	10,696	2,214	2,005	20.7	18.7
新潟県	4,862	410	351	8.4	7.2
富山県	2,226	937	830	42.1	37.3
石川県	1,885	225	179	11.9	9.5
福井県	1,723	642	645	37.3	37.4

資料 「全集落数」は農林水産省「2000年世界農林業センサス」、「集落営農実施集落数」は北陸農政局調べ、「集落営農数」は農林水産省「農業構造動態調査」による

の不足,農業機械装
備による生産コス
ト高(過剰投資),耕
作放棄地の増加,集
落機能の低下等の
課題が顕在化し,そ
の対応が迫られた
のである。

いる。つまり、富山・福井の両県において集落営農が多く組織化されており(第6表),さらに富山県内に状況についていえば,県東部・中部では比較的設立数が少なく,西部の砺波平野を中心とする地区に集中している。このように,1つの県を例にとっても決して一概には語れない。そこで,具体事例の検討に入る前に富山県の農業構造ならびに集落営農の現状や育成への取組みについてみてみたい。

富山県は,急峻な山岳地帯から流れる豊かな水に恵まれ,耕地における水田率は96%と全国1位である。また水田の圃場整備の取組みも早くから進められ,30a区画以上の圃場整備率は要圃場整備面積の79%(97年度末)まで進んでいる。さらに,製造業等の就業機会にも恵まれたことから,圃場整備,農業機械の普及と省力化の進展に伴い兼業化が急速に進展し,兼業農家率は93%(00年,販売農家ベース)と全国有数の兼業地域となっている。

こうした農業基盤を背景に,農業粗生産額約802億円(00年)のうち,米が約584億円(73%)を占め,米のウェイトが極めて高い。このような農業構造のなかで,担い手

(2) 集落営農育成への取組み

これに対して県では,認定農業者等への農地利用の集積とあわせて,担い手のいない集落においては集落の話し合いと総意を基礎にした営農計画を策定し,地域ぐるみの効率的でかつ生産性の高い営農体制づくり,すなわち集落営農の育成に努めてきた。

そのねらいは,中核的な担い手のいない集落で集落営農組織による効率的な営農体制を実現し,生産性の高い地域営農,農業経営の確立をめざすことにあった。具体的には,個々の農家では解決できない農業経営の効率化等を,集落全体の合意に基づく組織活動で実現,集落全体の農地の一元的管理によって,大規模経営と同様のメリットの発揮とコスト削減の実現,農地の分散的利用の抑止等,合理的な農地・水利用調整の実施,集落規模に見合った農業機械・施設への再編整備,集落(むら)機能の維持・強化,基幹的な農業従事者の確保と女性労力の活用等があげられる。

実際の取組経緯をみると(第7表),82年度に「集落営農組織化促進事業」(事業主体

第7表 富山県における集落営農推進への取組み
県単独事業の実施状況

	事業名	概要
1982年	集落営農組織化促進事業	集落営農体制づくりの推進(ソフト) ・「集落営農の手引」作成 ・事業主体は集落・生産組合
86	集落営農組織化実践事業	集落営農体制づくりの推進(ソフト) ・事業主体をJAに変更
88	集落農場育成事業	集落農場型組織育成 ・標準事業費 30,000千円 ・37のモデル組織で実施 ・既存農機処分を前提とする新規農機購入費補助等
90	中核農家集団型事業	地域に密着した中核農家集団の育成 ・標準事業費 30,000千円 ・2000年度までに76地区で実施
91	集落営農推進体制支援円滑化事業	農業団体による全県下での推進 (事業主体は県中央会推進計画づくり等)
93	集落農場普及型事業	集落農場育成事業の普及版 ・標準事業費 18,000千円 ・2000年度まで224組織で実施 ・生産組織管理
95	集落農地利用調整事業	農地利用集積計画や営農の組織化計画づくり(ソフト) ・2000年度までに470地区で実施
2001 ~	担い手育成計画推進事業(集落農地利用調整事業を廃止)及び水田農業経営体活性化対策事業(中核農家集団型事業及び集落農場普及型事業を組替え)	

資料 富山県資料より作成

は集落、生産組合。「話し合い事業」を先行させ、その後農協系統が集落営農への取組みを強めるなかで、86年度に「集落営農組織化実践事業」(事業主体を農協に変更)が開始され、さらに話し合い事業の一定の深化を踏まえて88年度から「集落営農育成事業」(ハード事業)によって具体的な育成事業が着手された。

その後、90年度に「中核農家集団型事業」、91年度に「集落営農推進体制支援円滑化事業」、93年度に「集落農場普及型事業」、さらに95年度に「集落農地利用調整事業」と、矢継ぎ早に集落営農育成事業を打ち出している。

また、01年度からは地域の実情を勘案しつつ、集落の総意に基づく地域農業の担い手の明確化とその経営体質の強化をねらっ

た「水田農業経営体活性化対策事業」が開始されている。この事業は、「個別経営型(事業主体は認定農業者およびその組織、法人)」「集落営農型(同集落営農)」「農作業受託センター型(同農協及び農協が出資する団体)」の3つのメニューで構成されており、集落営農とその担い手の多様性に配慮した事業となっている。

(3) 集落営農組織の育成状況とその成果

こうした県をはじめ、市町村、改良普及組織、農協等の一体となった取組みにより、集落営農育成事業は急速に進展した(第8表)。すなわち92年には全生産組織が497あり、うち集落営農組織81であったものが、00年はそれぞれ700、348組織と増加し

第8表 富山県における集落営農組織の育成状況

(単位 集落倍)

		1992年	94	96	98	99	2000	2000 / 92
全生産組織数		497	516	547	599	647	700	1.4
集落営農組織数	共同利用組織	5	10	10	10	10	10	2.0
	共同作業組織	54	77	120	139	150	190	3.5
	協業経営組織	22	45	68	117	138	148	6.7
	うち法人	7	12	19	21	26	30	4.3
	計	81	132	198	266	298	348	4.3

資料 富山県資料

- (注) 1. 富山県における集落営農組織とは、水稲基幹3作業(耕起・代掻、田植、収穫)について、組織活動の基礎となる集落のおおむね全体(8割以上)を対象に組織活動を行う組織をいう。
2. また、タイプ別の「共同利用組織」は機械・施設共有、個別作業のもの、「共同作業」は機械・施設共有、共同作業のもの、「協業経営組織」は機械・施設共有、共同作業、収益・費用プール計算のものをいう。
3. 集落営農をベースとする法人30組織のうち、12組織が特定農業法人。

ており、とりわけ集落営農組織の増加が顕著である。

また集落営農を組織タイプ別でみると、00年の「協業経営組織」は92年対比で6.7倍に増加している。この背景には、県等が集落営農の経営体質強化を図るために「共同利用」「共同作業」から「協業経営」への転換を促進していることがある。

また県のヒアリングでは、これまで設立されてきた集落営農は現在のところ解散した例(「転換」は除く)は無く、極めて「持続性」の高い点が特徴といえる。

県では、こうした集落営農育成の取組みの成果として、

水田農業の構造改革(担い手がいない集落・地域でも水田農業の発展の核となる組織経営体が育成されたこと、集落ぐるみの話し合い、営農活動を通じて、リーダー、オペレーター層の育成、若者の農業作業への参画等の人材の育成)

農業生産性の向上(集落の農地の一元的管理、耕作放棄の発生防止、水稲品種・転作田

ごとの団地化、栽培技術の高位平準化、女性・高齢者の余剰労働力の複合部門への活用等の農地の効率的利用、農地の集団的利用・必要最小限の農機装備と効率的な組作業によって、大規模経営並みのスケールメリット、コスト削減、労働効率の向上の実現(注9)、農協のカントリー・エレベーター(以下、C.E)等の農業施設と結びついた地域農業のシステム化)

農村の活性化(世代、世帯を超えた集落営農を通じた集落の和の深まり、農道・用排水等の機能維持)をあげている。

こうした「成果」は、前述の当総研の実態調査とほぼ重なり合うものであるが、集落営農組織の育成と大型広域農業関連施設との関連性を意識的に重視し、地域農業のシステム化に取り組んできた点がとくに注目される。

なお、県は自らが「担い手」として位置付けている集落営農の育成と発展を図るうえで、協業経営組織を行うなど一定の要件を満たす集落営農組織を、認定農業者制度

の見直し及び農業経営安定対策等の施策の具体化に当たって、それらを対象とすべきであると、国の経営政策に対して強く提案している。

こうした県等の集落育成にかかる支援事業の下で、それぞれの集落営農組織が自らの課題の克服や新たな可能性に向けた取り組みを行っている。そのなかで特徴的な事例について、農協の支援事業との関連を含めて次に検討してみたい。

(注9) 県の試算では集落農場型組織の場合、県平均との比較(10a当たり)でコスト削減効果として県平均生産費の72%、労働時間短縮効果として同労働時間の58%としている。

4. 新たな展開を模索する集落営農 集落営農から地区農場制へ

(1) 法人化を視野に入れた7集落営農 の大同統合(JAいみず野管内)

a. JAいみず野管内と集落営農の概要

JAいみず野(00年9月、射水郡内4JA合併)の管内は、小杉町、下村、大門町、大島町の4か町村を管内としている。この地域は北陸本線を南北にまたぎ、東は富山市、西は高岡市、北は新湊市に隣接しており、典型的な平地稲作兼業地帯である。

JA管内の農業およびJAの組織・事業の概要は第9表のとおりである。01年度のJAの主要な販売農産物は、総販売額26億円のうち、米が22億円(85%)、次いで転作関連の豆・雑穀類が2億円となっている。近年育苗ハウスの跡地利用のコマツナや花卉(小菊)の栽培が増加しつつあるが、それら

のウェイトは小さい。

管内の集落営農の概況をみると、80年代半ばごろ、大門町内に新農業構造改善事業(国庫事業)による集落ライスセンターが導入され、その共同利用を契機とする機械・施設共同利用型の集落営農組織が創設された。次いで90年代には、県の集落営農育成事業が展開されるなかで、JAの支援もあり管内全域で集落営農が組織化されるようになる。この時期の集落営農組織の特徴は、県単独事業によるトラクター、田植え機、コンバインのいわゆる基幹3作業を軸とした農業機械の導入と育苗関連の施設を併設

第9表 JAいみず野管内の概況
(2002年2月末)

管内市町村	小杉町,下村, 大門町,大島町
総農家数(注1)	2,253
うち販売農家	1,966
第1位 専業	109(5.5)
第2位 兼業	72(3.7)
第3位 兼業	1,785(89.4)
経営耕地面積計(注2)(ha)	2,800
うち水田	2,641
畑	110
樹園地	48
組合員数計(人)	6,972
正組合員	4,240
准組合員	2,732
農協の概要	
農産物販売合計(億円)	26
第1位「米」	22
第2位「豆・穀類」	2
第3位「畜産」	1
生産資材供給高合計(億円)	35
生産資材	11
生活資材	24
長期共済保有高(億円)	3,067
貯金(億円)	665
貸出金(億円)	124

資料 農林水産省「2000年世界農林業センサス」、JA総代会資料

(注)1. 総農家数には、集落営農加入農家等の農家は含まれていない。
2. 経営耕地面積は「農家」および「農家以外の農業事業体」の合計値。

第10表 JAいみず野管内における集落営農の概要

(単位 集落、営農)

	農業 集落数	集落 営農数	組織形態別					
			全面協業	作業委託	機械共同 利用	施設共同 利用	機械・施設 共同利用	農事組合 法人
小杉町	34	15	4	1	8	1	1	
下村	6	2			1			1
大門町	36	24	13	1	5	5		
大島町	14	9	4	1	3		1	
計	90	50	21	3	17	6	2	1

資料 JAいみず野他「射水地区 農業のまとめ」(平成13年度)より作成

した、機械共同利用型ならびに全面協業型の集落営農が数多く創設されている。とくに近年では、完全協業型組織が形成される傾向が強く、そこでは育苗ハウスの跡地利用でコマツナ、春取キャベツといった園芸作物の栽培をはじめるところが出現し、複合化への取組みもみられる。市町村別では、大門町で集落営農数ならびに全面協業型のウェイトが高くなっている(第10表)。

b. JAの集落育成への取組み

JAの「地域農業振興計画」(01~05年)では、農業者の高齢化と担い手の減少ならびに農地の減少と水稲への偏重からの脱却が主要課題として掲げられ、「集落営農体制を基本に活力ある営農と地域社会づくり」がその基本に据えられている。そして、「集落営農連絡協議会」を結成し、行政・JA・農業改良普及センター等関係機関一体となった集落営農組織の設立・運営への支援が行われている。同協議会では、タイプ別の集落営農と中核農家による連携と役割分担を図りつつ、農地や機械・施設の利用調整、広域生産団地化等が取り込まれている。また、集落営農のタイプはあらかじめ特定せ

ず、それぞれの地域の実情を踏まえたタイプを選定していくとしている。

このように集落営農の育成の方針は、中核農家の育成とあわせて集落営農の育成・強化を図るというものである。しかし、前述の「地域農業振興計画」においては、集落営農数を現在の50から60に増やし、また集落営農による面積カバー率を00年の58%から05年までに74%までに引き上げる計画を立てている等、集落営農組織を地域農業振興の最大の柱と位置付けているといっ

てよい(第11表)。JAではこうした集落営農育成の基本方針の下で、以下の事業・指導対応を行っている。その第一は、JAがC.Eや大豆・大麦の乾燥調整施設等の基幹施設を設置し、その機能を活用した集落営農の組織化である。現在ほとんどの集落営農を含めた生産組織がJAの施設を利用している。こうした集落営農等とJAの役割分担を明確化することによって低コスト化と米の品質の均一化が図られている。

第二は、トラクター、田植え機、コンバイン等の大型農機、転作管理機械等のリース事業の展開である。同事業は94年に開始

第11表 JAいみず野管内の担い手の現況と将来目標
(水田面積の占有率ベース)

(単位 %)

	一般農家		中核農家		集落営農		(集落営農数)	
	現況 (2000年)	目標 (2005)	現況	目標	現況	目標	現況	目標
小杉町	57	25	11	15	32	60	15	20
下村	48	30	21	30	31	40	2	3
大門町	6	2	6	6	88	92	24	26
大島町	18	2	11	6	71	92	9	11
計	32	14	10	12	58	74	50	60

資料 JAいみず野「地域農業振興計画」(平成13~17年)

され、農機所有者はJA、利用組織は元金部分のみ負担し、利息部分はJAが負担するというもので、組合員、生産組織の農業機械の過剰投資の防止と生産コストの削減が図られている。

第三は、生産資材供給面での対応である。予約購買による割引に加えて、年間取引額に応じた大口取引メリットの還元を行っている。

第四は、農業近代化資金、JAプロパー資金に対するJA独自の金利助成である。「農業経営支援対策事業」の要綱を定め、集落営農ならびに中核専業農家を対象として、農機等の取得の際は、JA利用を前提に融資に応じた利子の助成を行っている。

c. 二口地区における7つの集落営農組織の統合

(a) 二口地区の集落営農の概況

JA管内において、集落営農組織、とりわけ全面協業組織が最も多いのが大門町管内である。また、同町の二口地区では集落営農組織の統合に向けて注目される取組みが進められている。

二口地区(旧JA二口支所管内)においては、現在7つの集落すべてに集落営農組織が設立されている(第12表)。同地区では80年代半ばごろから、個別で農地の貸借や作業受託がみられるようになっていたが、大区画の再整備事業の実施が検討されているなかで、まず87年に二口地区

全体を対象とし農作業の受託を行う射水営農組合(安吉、棚田集落の中核農家5戸)が設立された。次いで、88年には二口集落85戸の農家による全面協業型の二口営農組合が設立される。そして92年には全面協業型の棚田営農組合が創設されるなど、92年から実施された大区画整備事業を契機に3つの営農組合が設立された。さらに、大区画整備事業終了後、94年に安吉営農組合、本江営農組合、96年に本田下若営農組合、さらに99年に中村営農組合がそれぞれ全面協業組合として設立されている。

こうして十数年をかけて全集落に集落営農が組織化されたが、それぞれ設立の経緯が異なり、また組織形態、機械装備も異なっていることからそれぞれの特徴をもっている。例えば、射水営農組合は、稲の育苗から水稻全体、さらに転作にかかる機械・施設一式を装備し、二口、棚田、安吉、本田下若営農組合の転作大豆の刈取・調整の作業受託を行っている。また、安吉営農組合は転作を含めて自己所有の機械はほとんどなく、JAリース農機を利用して耕起、田植え、収穫のみを行う以外、その多くは射水

第12表 大門町二口地区(旧二口村)営農組合の概況(2002年1月現在)

		射水営農組合	二口営農組合	棚田営農組合	安吉営農組合	本江営農組合	本田下若営農組合	中村営農組合	二口地区営農協議会
設立年月		87.3	87.10	92.11	94.3	94.11	96.2	99.2	95
関係集落名		二口地区全域	二口	棚田	安吉	本江	本田・下若	中村	二口地区全域
対象農家戸数		5	85	38	39	37	36	11	251
対象面積(ha)		20.0	27.4	34.0	22.0	35.9	30.0	9.8	179.1
組織形態		作業受託	全面協業	全面協業	全面協業	全面協業	全面協業	全面協業	協議会
主な機械装備	育苗関係								
	播種機	(あり)	(JA利用)	(あり)	(射水営農委託)	(JA利用)	(あり)	(JA利用)	-
	育苗ハウス	(あり)	(あり)	(あり)	(射水営農委託)	(JA利用)	(あり)	(JA利用)	-
	トラクター	2	3	4	-	3	3	4	1(クローラトラクター・95PS)
	田植機	2	3	3	-	3(*1)	2	2	*1 2(10条側直播8条)
	コンバイン	2	3	4(*2)	-	3	3	2	*2 1(5条刈)
	乾燥・調整	4	(JA利用)	(JA利用)	(射水営農委託)	(JA利用)	(JA利用)	(JA利用)	-
	転作機械等	(各種あり)	(各種あり)	(各種あり)	(若干あり)	(各種あり)	(各種あり)	(なし)	1(大豆コンバイン)

資料 JAいみず野他「射水地区 農業のまとめ(平成13年度)より作成
(注) *は、二口地区営農協議会所有のものを専属利用。

営農組合への作業委託を行っている。この背景には、安吉集落内で既に一定の受託をしていた射水営農組合の作業受託量が、新たに設立された集落営農によって減少しないようにといった競合問題の回避が組み込まれている。さらに、転作大麦については、地区全体をカバーするかたちで、後述の二口営農協議会が刈り取りを行い、乾燥・調整はJAのC・Eを利用している。

このように、各営農組合は設立の契機や機械・施設の装備状況、圃場の整備状況が異なっており、そうした事情を勘案しつつ競合を避け、相互に協力しながら運営されてきた。

(b) 7つの集落営農の統合・法人化
集落営農間の提携・協力関係が深まるな

かで、95年に二口地区営農協議会が設立された。同協議会では、農機の相互利用、地区独自の作業料金の設定、農作業を考慮した品種の協定、モデル圃場での稲直播事業の実施、転作大麦の刈取り、自家飯米の共同確保等が行われてきている。各営農組合における農業機械は補助事業による導入を基本として、それ以外はJAのリース事業の利用としているが、将来を見据えて99年には大区画圃場用のクローダトラクター、01年には田植え機(直播8条)と大豆コンバインを協議会として所有し、各営農組合に貸与することもはじめている。

こうした実績を踏まえて二口地区営農協議会では、各営農組合の統合化が検討されてきたが、02年の秋をめぐりに統合・法人化する方向が決定された。法人設立の目的

は、地区内の地代・労賃の統一化，営農組合相互間の作業料金の調整，増加が予想される協議会所有の機械の利用料と負担金の調整事務の統合化・合理化，経理・税務の共通事項の簡素化である。

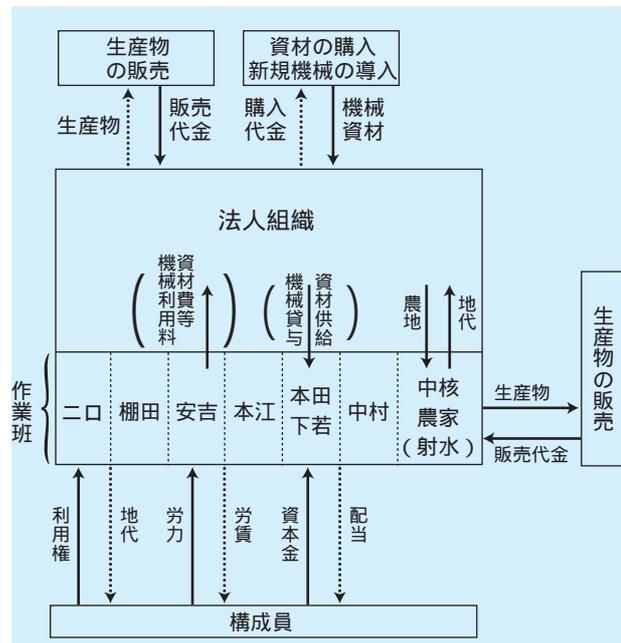
検討の過程では，

地区全体をカバーする法人を新たに設立し，法人内に受託組織(5～6名程度の担い手農家を想定)を設ける。現在の営農組合は継続もしくは解散してもよいが，営農組合と委託農家(解散した場合)は法人に農地・農作業(基幹作業)を委託し，一方法人は農道・用水・畦畔の管理，水管理を営農組合と委託農家に再委託する。

地区全体を1つの「集落営農組織」(法人化)として再編し，現在の営農組合は解散する。基幹作業は，集落営農の組合員である主たるオペレーター(5～6名程度の担い手農家を想定)が行い，農道・用水・畦畔の管理，水管理はその他組合員に再委託する。という2案が検討された。その結果，案を生かしすべての営農組合を統合し法人を設立するが，現在の営農組合はこれまでの作業体系を生かすために作業班として存続させることとした(第1図)。

すなわち，構成員は法人内の各作業班に属し，各班の機械利用料，資材費等はいったん班会計を経由し，さらに全体の法人会計で処理されることになる。また，地代，労賃，配当も作業班ごとに処理されることに変わりはないが，配当については班ごとの収量に応じての傾斜配分，すなわち努力に応じた「成果」が反映されるように仕組

第1図 二口地区集落営農の統合・法人化のイメージ



資料 二口地区営農協議会資料より作成

まれている。また，生産物の販売は基本的には法人一本であるが，射水営農組合のみは従来どおり独自の販売も行うこととなっている。

こうした統合・法人化への取組みは端緒に着いたばかりであるが，その意義は地区一体となった土地利用計画の下で，有効な農地利用や作物栽培技術体系の確立，効率的な機械利用体系が一体化された地域農業システムが構築されようとしていることである。すなわち，集落の統合体としての180ha規模の連担した農地を有する1地区1農場の確立，しかも地域として認知された中核的な担い手組織と農道・用水・畦畔といった地域農業資源の管理システムを組み込んだ大規模経営体が誕生することを意味するものである。

現在は，完全統合化への第一歩が始まっ

た段階といえようが、集落営農が抱えている中核農家との棲み分けをはじめ、将来にわたる継続性、担い手の確保、経営の革新性といった課題に対する一つの回答を示しているといえよう。

(2) 中核農家との共生をめざす集落営農（JAいなば管内）

a. JAいなば管内と集落営農の概要

JAいなば（94年9月、JA小矢部市、JA福岡町が合併）は、小矢部市と北に隣接した福岡町を管内としている。双方とも富山県の西端、石川県の境に位置し、西北部が丘陵地帯で中山間地となっているが、東南部は砺波平野の一角を占める有数の米地帯を形成している。また、県内の高岡市と金沢市のちょうど中間に位置し、兼業機会にも恵まれた地域である。

JA管内の農業およびJAの組織・事業は第13表のとおりである。01年度のJAの販売農産物は、総販売額54億円のうち、米が38億円(70%)と最も多いが、鶏卵、養豚を中心とした畜産販売額が13億円(24%)と、米単作地帯としては畜産のウェイトも比較的高い。

JAいなばの地域農業振興計画の基本は、地域の実情を踏まえて、利用権の集中による中核農家の育成、自生的に立ち上がってきた集落営農の育成（JA主導よりむしろ集落独自の話し合いを尊重）の2本柱であったが、当初はやや中核農家の育成に軸足があったといえる。

しかし、中核農家育成が基本方針であっ

た地区においても、中核農家自らが高齢化し、後継者や機械・施設の過剰負担問題が出てきており、委託希望農家がさらに増加するなかでこれ以上中核農家が受託できないという事態が生じた。このため、中核農家が育成されてきた地域においても、中核農家のこれまでの作業量、受託面積の確保を前提に集落営農を育成しつつ、どのように相互に調整・協力体制をつくりあげるかが課題となった。

一方、JAは小規模農家が多く、溜池灌漑の条件等のため中核農家が受託しにくい地域では集落営農の育成に力を入れてきた。

第13表 JAいなば管内の概況
(2002年2月末)

管内市町村	小矢部市 福岡町
総農家数(注1)	3,152
うち販売農家	2,796
・ 専業	161(5.8)
・ 第1兼業	98(3.4)
・ 第2兼業	2,539(90.8)
経営耕地面積計(注2)(ha)	5,066
うち水田	4,939
畑	112
樹園地	14
組合員数計(人)	8,738
正組合員	6,676
准組合員	2,062
農協の概要	
農産物販売合計(億円)	54
第1位「米」	38
第2位「畜産」	13
第3位「豆・穀類」	3
生産資材供給高合計(億円)	52
生産資材	24
生活資材	28
長期共済保有高(億円)	4,807
貯金(億円)	853
貸出金(億円)	132

資料 農林水産省「2000年世界農林業センサス」、JA総代会資料

(注)1. 総農家数には、集落営農加入農家等の農家は含まれていない。
2. 経営耕地面積は「農家」および「農家以外の農業事業体」の合計値。

第14表 JAいなば管内の集落営農組織の概要

(単位 組織人)

	農業集落数	集落営農数	組織形態別									参考	
			共同利用	うち認定農業者認定	法人化数	協業経営	うち認定農業者認定	法人化数	受託組織	うち認定農業者認定	法人化数	中核農家(個別経営)	うち認定農業者
小矢部市	120	43	10	1	2	23	4	6	10	9	8	14	10
福岡町	37	13	7	1	1	5	4	4	1	1	1	5	4
計	157	56	17	2	3	28	8	10	11	10	9	19	14

資料 農林水産省「2000年世界農林水産業センサス」およびJAいなば資料より作成
 (注)1. 「共同利用組織」は、集落を基礎にして一定の合意をもとに形成されたもので、単に農機の共同利用のみを目的とした組織は含まない。また上記のほか「転作組合」が10組織あるが、これも集落営農に含まない。
 2. なお「担い手」として個人経営の中核農家を中心とした「担い手」が小矢部市管内に14名(うち認定農業者10名)、福岡町に5名(同4名)。

JAは、集落営農が設立される際にはライスセンターを設置する等の支援を行ってきたことから、基盤整備の進展や生産調整の深化とともに集落営農の設立が増加していった。

このように中核農家と集落営農との相互調整を図りつつ集落営農の育成が図られたため、管内には、機械共同利用、協業経営、中核農家主導型、中核農家共存協業型といった様々なタイプの集落営農組織が設立されている。01年末には管内157農業集落で、57の集落営農が組織化されているが、前述の経緯もあり集落営農に認定農業者が確保されているケースや、法人化しているものも多い点が特徴となっている(第14表)。

99年の管内の土地利用型農業におけるカバー率(面積シェア)は、集落営農25%、中核農家19%、個別農家(一般農家)56%であったものを、02年末までにそれぞれ30%、30%、40%、とする計画であったが、01年の実績が同28%、19%、53%であったことを踏まえ、集落営農を05年までに40%

までに高める計画修正を行っている。この背景には、中核農家の育成のテンポが低下していることを踏まえ、集落営農の位置付けを強化していることがある。

b. JAの集落営農育成への取組み

JAの「第2次広域農業振興計画」(00~02年)によると、「集落営農体制で地域支援する高生産性農業の実現」(農業機械施設基盤、土地利用基盤、経営基盤づくりと「担い手」の育成)と、「地域1農場による営農コストの軽減と高品質な農産物づくり」の2本の柱があり、その基礎に集落営農組織による地域営農体制づくりが位置付けられている。

そして集落営農の育成の3つのステップとして、

集落営農の立ち上げ、農機具等生産コストの低減、収量・品質の高位平準化・安定化、集落・地域農業の担い手の育成、ムラ機能の活性化(集落協業型、中核農家主導型の双方を全員出役・プール計算方式へ、既

存の転作組合・機械共同利用組合から協業型
営農組合に転換等)。

各地区集落営農組合同士の連携支援体制の構築(集落営農協議会の設立,集落営農と中核専業農家との話し合いによる協力体制づくり,広域生産団地形成による安定生産,相互の協力体制,地区・地域の活性化)

集落,ムラ機能を考慮した経営感覚の発揮(法人組織化,経営の安定化,節税・社会保障の充実,意欲的な営農の展開),
の3つのステップをあげている。現在は
に位置付けられ,集落営農協議会についても福岡町6地区では集落営農と中核農家を交えた協議会が既に結成されている。

こうした各ステップ全体を貫くJAの集落育成の基本の第一は,JAが農業関連基幹施設の設置(C・E,ライスセンター,大豆乾燥調整施設,籾殻堆肥プラント等)を行う等,JAの役割・機能を明確にしていることである。

第二は,中核農家および集落営農による基幹施設の有効利用を軸にした組織化を進め,米のブランド確立とその多様な販売戦略を中心にすすめていることである。とくに89年に独自で商標登録した「いなばメルヘン米」は,栽培基準を策定しJA独自の統一された栽培体系による生産される米である。土作りを重視し,各種「メルヘン肥料」等の有機質肥料を使用した生育ステージにあわせた独自の施肥体系を中心とした栽培体系が確立されている。こうして生産される良質米は,90年代初めから生協等に販売されており,JA独自の米販売戦略が中核農

家や集落営農の組織化,育成の大きな原動力となっている。

次に,JAの集落営農への事業対応をみてみたい。JAは農機リース事業を実施しておらず,農機は補助事業で各集落営農組織が所有することを原則としている。代わって,小矢部市単独事業である新規大豆コンバイン購入補助事業(3分の1補助)に,JA独自で上乗せ補助(22万5千円)を実施している。なお福岡町ではすべての農機更新も含む)に対して,事業費の4分の1補助を町単独事業として実施しているため,JAの補助対象は小矢部市在住の組合員に限定されている。

このほか生産資材等の経済事業や利用事業における大口メリット還元は,90年代初めから,肥料・農薬,水稻,転作,カントリー等の施設利用部門ごとに,それぞれ体系をつくり実施している。還元率(取引時)は5~10%の水準である。また,信用事業面では「要綱」を作成し,集落営農に対する補助残融資に対する利子助成を行っている。

c. 中核農家との共生をめざす集落営農の 取組み

(a) 道明営農組合の取組みの概要

中核農家が組合員となっている道明営農組合は,小矢部市の正得地区にある。正得地区では6集落中5集落に7つの集落営農組織があり,すべてが協業経営組織である。未組織の1集落は,小規模集落で,転作における加工米の生産(地区の割当)のみを実施しており,したがって同地区はほぼ

集落営農によってカバーされていると
てよい。同地区では地区営農組合協議会が
結成され、市農業委員会策定の標準小作
料、農作業等標準料金をベースに、地区の
圃場条件を加味した独自の基準を作成して
いる。

さらに、地区全体をカバーする転作組合
が結成されており、地区内約300ha強の水
田における転作は、地区一本のプール計
算・農地ローテーションが実施されてき
た。正得地区には3名の個別大規模農家(う
ち2名が認定農業者)があり、うち1名が営
農組合の組合員となっている。そこで認定
農業者が加入している集落営農を例にとり
個別大規模農家との提携・協力の関係をみ
てみたい。

道明営農組合の設立のきっかけは、機械
の更新時を契機に委託希望農家が急増す
るなかで、担い手たる中核農家が既受託分
で手一杯であったことである。機械装
備の増設や雇用労働力の増加は、米価の
低下傾向のなかで収支的に難しいこと、
また将来的には後継者の確保に確信が
持てないこと等から、集落の稲作の
将来が懸念されるに至った。

そうしたなかで、96、97年に農家の「
経営の将来」についての意向調査を
実施したところ、集落営農の設立賛成
が過半を超えたことから、設立に向
けた話し合いが行われた。そこでは、
中核農家と営農組合との協力・協
調をどう図っていくかが最大の課題
となった。その結果、中核農家を
集落全体の「担い手」として位置
付け、従来どお

りの受託面積と受託料を確保できる
よう配慮しつつ、転作は中核農家に
全面委託すること、営農組合の農機
、育苗施設を共同で利用し、農作
業等の面でも相互に調整・協力す
ることとなった。また育苗について
は、一定程度の安定的な労働力が
必要なことから、すべての組合員
の出役によって行うことがあわせ
て決定された。

こうして、98年6月に設立総会が
開催され、事業運営計画(組織機
構、事業概要等)、資産取得・資
金計画、規約・規定、収支計画
等が承認された。

(b) 道明営農組合の組織と事業

農家数は、集落の総農家戸数52戸
のうち48戸が参加(認定農業者
である中核農家U氏を含む、未
参加4戸のうち2戸は後に参加を
表明)、水田面積は67haでスタート
した。

なお、資産の取得は、98年度に
国庫補助事業で水稻育苗施設およ
び田植機を取得、このほか98、
99年度に県単独事業でトラクタ
ー、コンバイン等を取得、その結
果、98~99年度には合計148百
万円の施設・機械等の導入を行
った。

営農組合には、農家の実態にあ
わせて組合員の形態が3タイプ、
「担い手農家委託組合員」(19
戸)、「協業化組合員」(25戸)、
「育苗のみ利用組合員」(4戸)
があり、出資金はタイプと関係
なく10a当たり3万円となっ
ている。ちなみに「担い手農家
委託組合員」とは、中核農家U
氏と同氏に全面的にほとんどの
作業委託をした農家によって
構成されている。また、「協業化
組合員」

とは、営農継続希望農家で基本的にはすべて全面協業、ただし水管理・畦畔草刈等は個別に作業を行い、中核農家が水管理・畦畔草刈等の作業が困難な場合等には、相互に協力しあうこととなっている。さらに「育苗のみ利用組合員」とは、育苗以外は自己完結的に農業を営むことを基本とするが、一部作業を中核農家U氏に委託する農家を含んでいる。

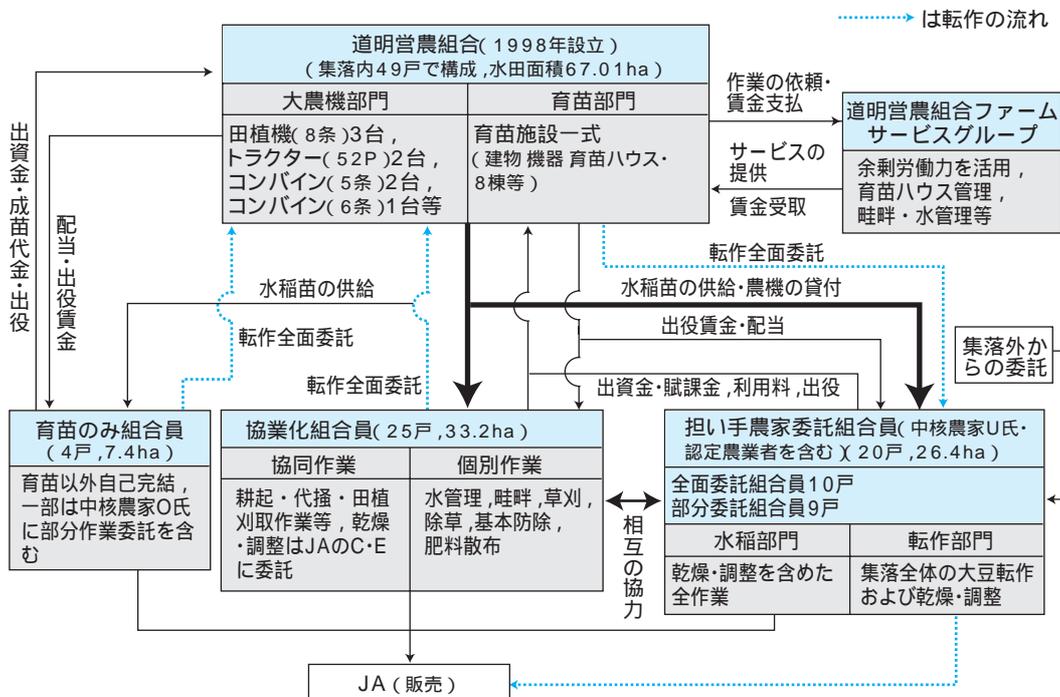
営農組合の主たる事業は、農地の利用調整を前提に、効率的な地区内の作業の実施（出役調整）、ならびに農業機械・施設の設置と管理（機械・施設の貸付）、共同育苗施設の設置と管理（成苗の供給）であるが、それぞれの事業は前述の3タイプの組合員ニーズと密接に関連しながら進められている。

営農組合全体にかかわる事項は、全組合員の義務として組合内で調整後指示された作業への出役義務と作業に従事した際に労賃を受け取ることである。育苗部門は、すべての組合員が共同育苗作業に出役し、その成苗を利用することとなっている。

また、機械部門は、「協業化組合員」「担い手農家委託組合員」（実際は担い手農家U氏）に貸し付けられ、それぞれ利用料を払い、両者は機械利用、作業等の面で相互に協力し合うこととなっている。なお、転作は集落全体ですべて営農組合を経由して中核農家Uに委託している（第2図）。

このため、営農組合の会計は、「機械部門」ならびに「育苗部門」「協業部門」の二本建てとなっており、「担い手農家委託組合員」「育

第2図 道明営農組合（協業・担い手共存型）の概要（1998年設立時）



資料 「道明営農組合設立総会議案書」および「通常総会議案書」より作成

苗のみ利用組合員」は、機械・成苗の利用（利用料）、出役（出役賃金）の面で機械部門ならびに育苗部門にかかわり、それぞれの経営の会計は別建てとなっている。

こうしてみると道明営農組合は、全体では水稻作付面積40ha、転作（大豆）19ha（01年現在）等となっているが、それは個々の経営体の集合としての性格も有している。つまり、一般的にいわれる集落営農（協業部門）を内部に抱えつつ、個別経営農家、担い手農家（委託農家を含む）を集落全体で統括する役割を果たしているということができよう。

いずれにしても、同営農組合の意義を考えると、まずそれぞれの農家の実態や意向が尊重されていること、集落全体の農地の利用調整、施設・機械の効率的利用、労働力の調整、さらに共同育苗や転作の集落一本化といった集落全体をささえるシステムが確立されているということであろう。また、集落として中核農家を集落の担い手として認定し、相互の協力関係が築かれていることに加えて、組合員のタイプは6年ごとに見直し、定められた負担金を払うことで変更が可能としており、環境変化に即応するための組織の柔軟性を持ちあわせていること等、注目される取組みといえよう。

（3） 1地区1農場制への取組み

（JA福光管内）

a．JA福光管内と集落営農の概要

JA福光（00年3月、JA福光中央とJA福光信用が合併）は、福光町一円を管内としてい

る。同町は県南西部で砺波平野のほぼ南端に位置するが、東・南部には1,000m級の山間部を抱えた地域である。西部は金沢市に隣接し、また富山市に45km、高岡市に25kmといった兼業機会に恵まれた米作地帯である。

JA管内の農業およびJAの組織・事業は第15表のとおりである。01年度のJAの販売農産物は、総販売額24億円のうち、米が19億円（79%）と約8割を占めている。水稻品種別作付面積割合は、コシヒカリ約6割弱、酒米の五百石2割強、うるち米その他1割、もち米1割という構成比で、JAの「ふくみ（健康米）」ブランド米の確立に向けて作付品種統一等の指導に力を入れている。

生産基盤の整備状況では、60年前後から70年代にかけて実施された30a区画が中心であるが、整備可能面積の約98%が整備済みである。しかし30a未満区画が51%を占めるなど、大区画化の課題が残っており、1ha区画等の大区画の再整備が進められている。

次に管内の集落営農の概要をみてみたい。管内の集落営農は、01年末現在、農業集落99に対して55組織が設立され、地区別では市街化が進んだ福光地区を除いて広範な地区で創設されており、タイプ別でみると協業組織の数が多くことが特徴である。また設立時期別でみると、80年代終わりからの設立が顕著で、とくに最近では協業組織の設立（共同組織からの転換を含む）が目立っている（第16表）。

ちなみに、96年3月、町、JA等の農業関係機関によって策定された地域農業振興プ

第15表 JA福光管内の概況
(2002年2月末)

管内市町村		福光町
総農家数(注1)		1,591
うち販売農家		1,436
専業 第1位 兼業 第2位 兼業 第3位		103(7.2) 94(6.5) 1,239(86.3)
経営耕地面積計(注2)(ha)		2,685
うち水田		2,508
畑		80
樹園地		98
組合員数計(人)		5,422
正組合員		3,521
准組合員		1,901
農産物販売合計(億円)		24
第1位「米」		19
第2位「豆・穀類」		2
第3位「畜産」		1
生産資材供給高合計(億円)		51
生産資材		12
生活資材		39
長期共済保有高(億円)		2,699
貯金(億円)		607
貸出金(億円)		65

資料 農林水産省「2000年世界農林業センサス」、JA総代会資料

- (注)1. 総農家数には、集落営農加入農家等の農家は含まれていない。
2. 経営耕地面積は、「農家」および「農家以外の農業事業体」の合計値。

ラン「福光町21世紀農業農村創造マスタープラン」には、個別農家、担い手農家(法人を含む)、集落営農それぞれの当時の面積カバー率、7割、1割、2割を、将来的には3分の1ずつカバーするという計画が策定されている。しかし、前述のとおり集落営農の設立が相次ぎ、97年に26%、98年に37%に急上昇し、そのカバー率は、01年には44%を占めるまでに至っている。一方、担い手(中核農家、農業生産法人)のシェアは01年には約2割程度にとどまっている。

現在、地区の生産組合長や営農組織代表等によって構成される地区農地管理組合

(02年3月現在、5地区で農地管理組合が結成、その他の地区では準備中)を軸にした取り組みが行われている。ここでは、中核農家と集落営農との調整を図りつつ、所有者ごとに点在している農地をひとまず地区農地管理組合で一括管理することによって、農地の面的集積(含む地代等の調整等)をはじめ、作付品種の面的集約(町全体の生産計画、水路・地帯・地区別ごとの集約)、機械作業の面的集約(地区ごとの機械装備、オペレーターの確保、作業能率の向上等)が検討されている。将来的には集落とその集合体をJA支所単位に構築し、地区全体の農地の高度活用や効率化を進めて、地区が一体となった営農システムを確立しようという構

第16表 JA福光管内の集落営農の概況

(組織形態・設立年次別・2001年末現在)

(単位 集落)

	農業集落数	集落営農タイプ別					<参考> 地区農地管理組合の有無
		計	協業組織	法人組織	共同組織	転作のみ協業組織	
地区別	福光	9					
	石黒	8	4	1		3	
	黒瀬	6	4	1	1	2	
	広瀬	3	4		1	3	有
	西太美	7	5	2		3	有
	太美山	9	5			4	有
	東太美	12	7	6		1	
	吉江	9	3	2	1		
	北山田	13	12	11		1	
	山田	13	5	4		1	有
南蟹谷	9	6	3		2		
西野尻	1						
計	99	55	30	3	6	16	5
設立年次別	1975年以前		2	1		1	
	76～85		3	3			
	86～90		8	3	1	2	
	91～95		18	8	1	2	7
	96		5	1	1	1	2
	97		3	2			1
	98		10	8			4
	99		3	2			1
	2000		1				1
	2001		2	2			
計		55	30	3	6	16	5

資料 JA福光資料より作成

想である。

b. JAの集落営農育成への取組み

第1次JA合併時(66年)の「基本構想」のなかに、生産コスト40%削減、集落機能の維持発展、地域の環境を守り資源の有効活用を目的として、集落営農の育成方針が掲げられた。70年代半ばごろより共同作業を行う集落営農組が結成され始めたが、本格的な集落営農育成にJAが取り組みだしたのは、農協系統の全国的な取組みとして提起された77年の「協同活動強化第1次運動」以降である。そして、その運動の柱の一つであった「地域農業振興計画」のなかに、集落営農の育成が明確に位置付けられた。したがって、富山県が82年に打ち出した「集落営農組織化促進事業」より5年早いことになる。

現在JAでは「第9次協同活動強化運動」(01~03年)において、営農面では「自然と調和ある地域農場システムづくり」と、「多様な担い手・地域(集落)営農集団づくり」を掲げ、集落営農組織の育成に力を入れている。ここでは、集落営農同士や担い手農家との提携を踏まえ、まず地区単位による「1地区1農場制」、さらにはその延長上に「1町1農場」(町内1つの経営体という意味ではない)をめざした営農体制の確立が構想されている。

すなわち、地域農場システム(「1町1農場」)づくりは、

第一ステップ：地区ごとに地区農地管理組合の創設し、調整機能の一元化等、地域

農場システムづくりの基本とする。

第二ステップ：集落営農、担い手農家、法人等の多様な担い手の育成・確保と相互の提携、協調体制を確立する(「1地区1農場」)。

第三ステップ：1地区1農場を基礎に、総体として地域全体があたかも一つの営農システムのように運営されるシステムを構築する(「1町1農場」)。

という三つのステップに分けた取組みが行われている。

JAの集落営農および担い手育成の基本は、JAと各組織との役割・機能分担を明確にすることにある。具体的にはJAはその第一にC.Eを中心とする大型基幹施設・産地形成施設を設置し、低コスト農業の実現を図ること、第二は、そうした施設の有効活用と良質米の計画生産ならびに販売強化を担っている。コシヒカリ、酒造好適米、もち米の3品種のバランスをとりつつ、水稻作付品種、作付体系の確立に努めてきており、また「ふくみつこだわり米」のブランド化をはじめ、米のプール価格の実現と年間を通じた高品質かつ均質の米の供給をめざす販売対応の強化を行っている。

集落営農への具体的な事業対応は、JA独自の「集落営農組織化実践事業」に集約されている。その内容は、JAの事業利用を前提に集落営農組織に対して、

機械・施設の導入にかかる事業費への補助。

JA機械貸付(リース)事業にかかる貸付料の3%以内の補助。

生産資材(肥料,農薬,油類等)は、「予約」「一括申し込み」を前提に,供給額の3~5%の奨励措置。

JA施設利用については,稲育苗センター苗,C.Eの利用,大麦,大豆乾燥施設の利用について,利用料金の一定割合の奨励措置。

利用料等の清算は,JAの集落営農名義の総合口座(営農貸越口座)を通じて行い,その際貸越金利利息の10%以内の奨励措置。

等である。また,「集落営農組織化実践事業」以外には,集落営農および中核農家を中心としたグループに対して,JAが補助事業等で導入した麦,大豆収穫機等の大型機械を貸し付ける事業によって過剰投資の抑制を図っている。

さらに,制度資金以外の農業資金では,幅広く使えるJA独自の要綱資金(用途は農業資金に限定,要機関保証)があり,融資率80%,貸付金利は長期プライムレート(1年ごと見直し)で対応している。

c. 1地区1農場制への取組み

集落営農の経営力の強化と

農業生産法人との連携

(a) 集落営農の経営強化

JAの集落営農育成にかかる現在の課題は,集落営農,担い手農家,個別農家の経営力の強化と相互の連携強化を図りつつ,管内を一農場とみなした生産の団地化・統一化と米販売の一元化である。しかし,最近の低米価が集落営農ならびに担い手農家

の収支に悪影響を与えている。県産コシヒカリ(自主流通米代金,県下1本の共同計算)は,91年産で60kg当たり23,772円であったものが,00年産は16,786円まで低下している。

このため,集落営農の多くは以前にも増して「経営努力」(効率化)に力を入れている。例えば,管内で最も早く88年に協業組織として結成された2つの集落営農組織○組合(24戸,うち中核農家4戸)とK組合(17戸,中核農家なし)でも同様である。○組合では,地域で最も配当率が高い組織であるが,基幹作業等はオペレーターに集約化・専任化し,機械操作に熟練していない人には作業を任せないなど,徹底して効率化に努めている。

一方,K組合では効率化に努めつつも,若く機械操作に習熟していない人にもどんどん作業を任せる。結果的に機械修理代等がかさんでも,人材育成のためのコストと認識し,集落全体による集落営農の維持,担い手の継続的育成に重点を置いた運営している。このように○組合,K組合のような対照的な対応もみられるが,いずれも効率化が課題となっている。

(b) JA,集落営農と農業生産法人等との連携

もう一つの課題として,委託希望農家が増加しつつあるなかで,市街化の進展によって集落営農の設立が困難で,かつ担い手農家が受託できない場合にどう対応していくかがある。現在,そうした農家からの受託を行う担い手農家や生産法人等が連携

して組織する「地域総合営農集団」の育成構想（「アグリサポートふくみつ」）がある。しかし、いまだ発足しておらず、そうした役割は個々の担い手農家や生産法人に委ねられている。そこで、受託を積極的に行っているある農業生産法人（有F社）を例にとって、その役割やJAおよび集落営農とのかわり等についてみてみたい。

有F社は、社員数9名（全員福光町出身者、女性2名）、資本金400万円の有限会社である（第17表）。事業範囲は福光町一円を対象としている。役員はH氏（55歳）、T氏（49歳）、U氏（40歳）の3名は、いわゆる脱サラ組んでその後専業農家になった経歴を持っている。

法人設立の契機は、町内の稲作専業農家が稲作経営等について語り合うなかで、特殊機械の共同利用、生産資材の共同購入等の話が持ち上がったことである。さらに直接的なきっかけは、個別の対応では機械、労働力が限界に達しつつあったこと、万が一家族の誰かが動けなくなった際には相互に協力しあい、委託農家も安心して預けられる体制をつくっておく必要性、すなわち会社組織にして経営の安定性・継続性を強化したいとすることにあった。

同社の経営概況は、水田の預り面積85ha、うち作付面積65ha、転作20haと1年間の期間借地35ha（転作のみ、奨励金は地主が受領、10a当たり2万円の管理料を徴収）をあわせた転作合計55haの大豆、その他大麦55ha、作業部分受託30ha、さらに秋のかぶ栽培（加工を含む）、みそ加工等を行っている。

受託農地等は、これまで積極的に増やしてきたことから、JA7支所、19集落にまたがっている。また、大区画整備（30a以上）が終了しているところは集落営農が設立されていることが多いことから、市街化が進んだ10a区画の小区画をはじめ、町南西部の中山間地域も含まれている。このため、農地の団地的な利用ができないというデメリットもあるが、山間地から平地という農地条件の違いを組み合わせた分散のメリットを生かしている。こうした同社の取組みに対して、00年富山県農業振興賞で「農林水産大臣賞」を受賞している。

今後の方針は、集落営農が設立されていない地域を中心に受託を増やすことを考えている。しかしその基本は、法人が所在する集落を中心とし、その他の集落からのものは、まず当該集落の中核農家を中心とした同タイプの受託組織が引き受ける。そこでカバーできなければ引き受けるというも

第17表 有F社の概要（2001年）

設立	1995年6月、資本金400万円
社員数	取締役3名、常時雇用者6名
事業所	本社、事業所（3か所、格納庫を含む）
事業内容	総合農地管理、請負、味噌加工
経営面積	水稲65ha（コシヒカリ、新大正もち米） 作業部分請負 30ha 大麦 30ha 大豆 55ha かぶ（加工含む） 60a
設備	育苗施設、乾燥施設（3か所）、乾燥機15台
機械	クローラートラクター（1台）、トラクター（8台） 田植機（8条・4台）汎用コンバイン（8条・1台） コンバイン（6条・4台）大豆コンバイン（2条・3台） 大豆選別機（2台）籾摺機（2台） 加工床土製造関連機械一式

資料（有F社資料より作成）

のである。

実際に同社の受託地をみると町内において、集落営農が設立されておらず、受託農家等が見つかりにくい、つまり、放置されれば確実に荒れていく農地を抱えた市街地や、中山間地を含む比較的条件が悪いところもカバーしている。

同社とJAおよび集落営農との関係をみると、同社は乾燥機を装備しているので管内100戸分程度の飯米分に加えて、独自で30kg詰め、2000袋を直接販売（一部JAからの委託もあり）しているが、それ以外はJAのC・Eを利用しており、また酒米はJAと出荷契約を締結している。また、C・Eでの事前検査で基準未達分は別処理することになるが、ライスセンターを所有する同社をはじめ中核農家や法人がその乾燥・調整を行うなど、相互の提携や一定の棲み分けが行われている。さらに集落営農では、全体的にオペレーターが不足気味となっており、近隣の集落営農に対しては要請があれば必要な機械（オペレーター付き）の貸出も行う等、一定の協力関係にある。

このように、集落営農が数多く創設されている地域においても集落の事情等からすべてをカバーすることは不可能である。これに対してJA福光管内ではJAを中心とした農地の利用調整や機械・施設の効率的利用を軸にしながら、集落営農、担い手農家、農業生産法人等がそれぞれの目的と役割を果たし、相互に提携・協力してはじめて地域農業の営農システムが構築されている実態がある。これこそがまさにJAが提唱する

「1町1農場」構想にほかならない。

5．結語

集落営農の意義とその展望

(1) 集落営農を多様な担い手として

これまで日本農業の実態とその基本的課題への対応として、富山県における集落営農育成の取組みを通じて、農地の集团的・面的利用、地域農業資源の保全・活用、さらには地域農業総体としての地域農業マネジメント体系の確立といった側面から、集落営農の今日的意義を述べてきた。

一方、最初に述べてきたとおり農政における集落営農の位置付けは明確ではなく、中核を担う農業者が他産業並みの生涯所得を目指し、集落を1つの農場として、一括的に管理・運営する集落営農に対しては適切な施策を講ずるとしている。つまり政策対象として、一定の線引き、対象の限定をしようとしている。

集落営農のタイプは実に多様である。元来、その構成員は兼業農家がほとんどであり、個々の農家では経営継続が困難なために、集落の合意形成を基礎に設立されたものである。しかし、そこでは農地利用の相互調整や機械・施設の共同利用、共同作業等を行うことによって、集落全体としての経営の革新・効率化を果たし、地域農業資源の保全・活用や地域社会の維持・活性化に寄与しているのである。このような実態を無視して、中核農家の存在の有無等で一律に集落営農を評価することは誤りである

う。逆に、実態は中核農家にあっても集落の合意があってはじめて効率的な農地利用が可能になるのであって、地域農業は集落営農や個別農家、さらには各種の生産・販売組織との相互補完関係の上に成り立っているのである。だとすれば一律的評価は地域農業システムの環を断ち切る恐れさえある。このように、相互の補完・協力関係を考慮すれば、中核農家だけを政策対象にすることは、地域農業の実態や農業者の意向を踏まえた現実的な政策対応とはなり得ないであろう。

求められていることは、日本農業が抱える基本的な課題に対して集落営農が果たしている役割・機能をまず明確に認知することであろう。本稿で取り上げた先駆的な事例、例えば7つの集落営農が統合することによって効率的な180ha規模の経営体が生まれつつあること、中核農家と協業組合が一体となって相互協力的な集落営農を設立していること、農協の役割・機能が橋渡しになって、中核農家と集落営農が相互補完的に地域営農システムを形成していること等、これらは集落営農の新たな可能性を示しているものといってよい。

こうした先駆的な集落営農の取組みは環境変化に適応すべく、集落の総意として選択した結果である。そうした意味においては、集落営農を多様な担い手としてまず認知し、農地利用の合意の促進と協業組織への誘導を図りつつ、政策対象とすべきか否かは農政サイドからの選別ではなく、意欲と能力を有する集落営農自らの判断・選択

に委ねるべきであろう。

(2) 「法人化」について

集落営農内に中核農家やオペレーター組織を確保するためには、「法人化」すべきとの指摘がある。そして、そのことが組織の安定性・継続性につながるというものである。

福光町の(有)F社のヒアリングでは、メリットとして経営と家計が分離され経営の姿がよく分かる、一定の専任制をとることによって機械の操作、作業の習熟度が向上するとともに分担・責任が明確となる。さらにそれを前提にしたローテーション制は経営の効率化に寄与する、何かあった時でも相互代替が可能であり安心・安定感が増した、と答えている。

富山県でのヒアリングでは、そのメリットとして認定農業者制度の対象となること、責任体制の確立と対外信用力の増大、企業の経営管理への条件整備、社会保険制度の適用による専従者や新たな人材確保と組織の継続性の強化をあげている。

一方、法人化しにくい理由として、法人の設立と設立後の経営管理に伴うコスト増加、税負担増加や相続税納税猶予制度非適用等の税務上の負担増大や課題の発生をはじめ、既に協業経営組織では、コスト低減、農地の有効利用、集落機能の維持等で効果を発揮しているため、必要性の認識が低い、構成員のほとんどが第 種兼業農家であるため、農地法で定める農業生産法人^(注10)の要件を満たせない、等をあげてい

る。とりわけ、その理由が実態的には大きな理由といえよう。

実際、集落営農の多くは任意組合が圧倒的に多く、あえて法人化にこだわるところは少ない。つまり、「法人化」が必ずしも経営の継続性・安定性の必要十分な条件ではなく、これも各営農組合の経営実態や総意としての判断に委ねる性格のものであろう。集落営農が発展するために「法人化」が必然といった「発展段階論」的見方は、逆に無用の混乱を引き起こしかねない。

それよりもむしろ、現行法制上の枠組みに集落営農を押し込めるのではなく、その実態に合わせた農業生産法人要件の再検討が必要であろう。その1つに、過疎地等を多く抱えた島根県の集落営農育成の実践を踏まえた「農村集落営農法人」^(注11)制度の提案がある。

これは、農業者個々による農業経営が困難になりつつあることから、集落全員の力による農地の管理と公益機能の維持・発揮をめざし、農地法によらず農地の取得ができる「農村集落営農法人」の提唱である。

こうした新たな法人の提唱は、地域農業資源管理問題とのかかわりにおいて極めて重要であろう。今日、地域農業資源の管理は集落によって行われているところが多い。しかし集落機能が徐々に低下していくなかで、その管理主体を将来的にどのように考えていくかは、過疎地に限らず重要な課題であろう。

こうした課題に 대응していくためにも、農道や水路等の公共的な用排水路といった基

幹的な地域農業資源は、環境保全や多面的な機能にも十全な配慮をしつつ、自治体を管理主体として明確化し、実際の管理は「農村集落営農法人」に委託していくといったことも考えられよう。

(注10) 農業生産法人には、法人化のための3要件、「事業要件」「構成員要件」「経営責任者要件」があり、なかでも集落営農は構成員のほとんどが兼業農家(後継者・女性も含む)であるために、「構成員要件」として法人の事業の常時者(原則年間150日以上)であることや必ずしも農地の権利提供者でないこと、「経営責任者要件」として法人の事業に主として従事する常時従事者たる構成員が過半数を占めていること、等のクリアが困難となっている。

(注11) 桃木信博「集落を守る営農法人に新制度を」朝日新聞「論壇」、98年11月11日付。ここでは、「構成員要件」として集落の20歳以上の世帯員すべてを参加資格者とし、すべての農家の過半数以上参加、「事業要件」として農業の協業経営、農産加工、消費者との交流等、「経営責任者要件」として構成員のなかから選任、をあげている。島根県の集落営農の実態を踏まえて「農村営農法人」による集落の営農継続とあわせて、新基本法でいう「農業の多面的機能」「農村の振興」を強く意識した提案といえる。

(3) 集落営農と農協

集落営農の育成にあたっては、農協、自治体、改良普及センター等の農業関係団体の支援が欠かせない。とりわけ、生産農家等と最も密接な関係にある農協の役割は重要である。

農協系統では、80年代半ば以降、集落営農を含めた「地域営農集団」の育成に力を入れてきた。しかし、個々の集団、組織の育成に力点が置かれ、農用地の利用調整や農業機械・施設の広域的・効率的利用といった地域全体における農協の役割・機能が明確ではなかった。このため、地域農業

を総体としてとらえ、そのシステム化を図るといった視点が弱く、取組みも大きな前進はみられなかった。

そうした視点が明確に加えられたのは、94年の第20回全国農協大会以降である。同大会では、地域農場の営農づくりが重要であり、地域営農集団や集落営農を一層推進するとともに、地域の農業諸資源を1つの農場のなかで利用する仕組みづくりに取り組み、さらにそうした地域農場型営農の展開により、多様な農業者の共生を実現する、とした明確な方向性が打ち出された。^(注12)

集落営農の育成にあたっての農協が果たすべき役割・機能は、具体的事例のなかですでに述べてきたが、その最大のものは地域農業の実態を見極め、農家や各生産・販売組織の意向を踏まえた地域農業全体の将来ビジョンを明確にすることである。そして、そのビジョンに向けて農協をはじめ多様な担い手の役割を明確にし、全体としての有機的な関連づけを構築していくといった、まさに地域農業マネジメントの機能が発揮されなければならない。

加えて、集落営農をはじめ多様な担い手の育成に向けての具体的な施策が必要となる。農協として発揮すべき機能・役割は、その前提としての農用地の団地的・面的利用調整と農業機械・施設設置とその有効・効率的利用を地域全体として体系化し、地

域農業のシステム化を図ることが特に重要である。その上に、集落営農等の各種の生産組織を位置付け、それぞれの役割・機能を有機的に結び付けていくことであり、そこに営農指導をはじめ各種農協事業の機能を発揮していくことになる。

今日、農協の農産物販売機能の強化が特に求められているが、こうした取組みはマーケティング志向を強めた農協の販売戦略構築の基礎条件をも形成することになる。本稿で取り上げた事例は、集落営農組織をベースとした農協の米販売対応の好事例といえよう。

さらに、集落営農の育成にあたっては、高齢化の進展のなかで将来にわたっての集落の営農とその担い手をどう確保していくか、このことを集落全体で十分話し合えるよう支援を強めることである。また、営農意欲を持つ農家にはそれが発揮できるよう、集落ならびに各農家の自主性・自立性を尊重することがとくに重要であろう。こうした取組みが、地域の農業力の維持・発展の原動力となり、その結果として農協自らの組織基盤の強化が図られることをとくに銘記しておく必要がある。

(注12) 農協の集落営農育成にかかる経緯は、拙稿「地域農業の再編と農協の役割 集落営農組織育成の今日的意味」本誌2000年5月号を参照。

(主席研究員 木原 久・きはらひさし)

純米酒造りから教えられたこと

私どもは三重県伊賀地方で小さな小さな酒蔵を営んでおります。造っているのは全て純米酒。スタッフ5人、機械らしい機械もないところをほとんど各人の手作業に委ねられて、一本一本のタンクが仕込まれていきます。

私たちが純米酒を造り始めたのは10年前。それまではアルコール添加の普通酒を中心に造っていましたが、平成2年大手の下請けが打ち切られ、製造量が激減すると廃業の危機に瀕しました。

蔵人さんお二人のお給料や原料米を買うだけの資金もおぼつかず、またできあがったわずかな量のお酒でさえ完売するあてもなく、社長(亡父)も夫も次年度の酒造りを諦めておりました。ただ私自身は小さな頃から蔵に馴染んで育ち、蔵人さんの苦労を目の当たりにし、また脳梗塞で左半身が不自由になった父親から私たち夫婦が仕事を譲り受け、二冬身重で仕込み作業を行って自ら手がけた酒のいとおしさを身にしみて感じ入っていたところでしたので、どうにも諦めがつかずにおりました。

そんな時に出会ったのが尾瀬あきら氏著の漫画「夏子の酒」でした。その中に描かれていた、小さな無名の蔵でも真面目に手間と気持ちをかけて造った酒は必ず飲み手の理解を得られること、本物を探求していくことの尊さ、さらに主人公が(女人禁制が未だにまかり通る)酒蔵という設定であるにもかかわらず女性であったことが相まって背中を押されるような気持ちになり、作者宛に「これからも酒造りを続けていきたい」という旨の決意表明の手紙を書いたのです。

これがきっかけとなって、以来尾瀬先生や埼玉県神亀酒造の専務様はじめいろいろな人たちが手を差し伸べてくださいました。それまでには知る術もなかった、無名ながら素晴らしい純米酒たちと出会い、夫婦とも純米酒に傾倒していったのです。そして我々が酒蔵として生き残るためには純米酒造りの他に道がないことを確信したのでした。

こうして平成4年、実際には紆余曲折を経て純米酒造りに漕ぎ着けました。しかしながら蔵の窮状は簡単には改善されるはずもなく、その後も資金繰りと人の手当に困窮しながらもなんとか酒質を向上すべく、設備や仕込み方法自体を少しずつ改善していきました。その甲斐あって年々移出量、製造量とも少しずつ増えていきました。

そうこうしているうち、今度は酒米造りという新たな課題が飛び込んできました。平成8年、圃場整備が行われ、50a1枚の田圃として戻ってくるとそれまで小さな田圃ご

とに委託していた農家の方々の手を離れ、うちで面倒をみることになりました。といって知識も農業機械も持たない身ですから、そこはこれまた純米酒を造りはじめてから縁ができて、無農薬で酒米を作ってもらっていた隣村の中さんに指導を仰いで、やおら化学肥料や農薬を一切使わない酒米作りがスタートしました。品種は美山錦。長野県あたりで多く作られている酒造好適米です。初年度、田圃は田植え後まもなく雑草天国となり、日々ヒエたちとの格闘がはじまりました。草を引いても引いても追っかけっこするように雑草が育ち、出張先では夢に現れ、真夏には胃潰瘍寸前にまでなりました。でもこの間感じたことは、この雑草だらけの田圃が本来の姿なのではないか、そしてこの稲たちは他の雑草たちと生存競争しながら必死に成長しようと頑張っているのではないかと。事実これらの米から造られた純米酒は同品種の米でできた他の酒とは全く違った「強さ」があり、それからは逆にこの「強さ」を得るために無農薬に固執していきました。当初は周囲から奇異の目で見られ、非難を浴び、それでもなんとかこういうスタイルが定着してきた頃に、今度は各地で山田錦の栽培を指導しておられる永谷先生とお会いする機会を得、気候条件、土地柄など鑑みて山田錦に転換するよう勧められたのです。原生種に近い山田錦の良さを引き出すためには水も肥料も控え、根の張りの良い稲を作り、結果贅肉ばかりの大粒の米ではなくひきしまつて雑味のない強い米を作るといのが先生の持論です。但し収量は従来のは半分。これは農家には頼めないと思い、自ら実践することに決めました。実のところ、酒造りの現場にいと、特等米と表示された山田錦が精米されていざ使用する段になるとぼろぼろに崩れ溶け、そのもろさにしばしば疑問を抱いていたので、先生の言われることにそのまま共鳴してしまった訳です。

現在自田の他、私たちのこんな無理を理解し、スティックで非効率な山田錦の栽培に協力してくれる方々も師の中さんをはじめとして少しずつ増えてきました。そして当然、それでできたお酒を必要としてくれるお客様が居てくれることが私たちの信じる循環の原動力となっています。

振り返れば、道を探り純米酒造りというベクトルに乗りかかってから、それまでには考えられなかった人たちとの縁をいただきました。生涯のうちに得られるものが限られているのであれば、この縁を大切に、自ら向上するためにふりかかってくる課題に答えなければならぬと思うのです。たかが酒、されど私たちが選び選ばれたかけがえのない酒造りの道なのですから。

(合名会社森喜酒造場専務 森喜るみ子・もりきるみこ)

農協営農指導事業の収支と 他事業への波及効果

〔要 旨〕

1. 昨年(2001年)の農協法改正により、営農指導事業は農協が行える事業の第一番目に位置付けられ、農協の営農指導事業に対する期待が高まっている。
2. しかし、営農指導事業は収支的には赤字であり、金融事業の黒字が減少している現在、縮小せざるを得ないという意見もある。
3. 一方、営農指導事業は他事業への波及効果をもち、それを正當に評価すれば、かならずしも営農指導事業は赤字とはいえないという研究結果もある。
4. 営農指導事業の実態を知るために2つの農協を事例として検討した。その事業の細目を見ると、営農指導事業の約半分が「行政対応」に割かれていることがわかった。これは本来の営農指導事業とは異なるもので、営農指導事業の会計上の「赤字」は実際よりかなり誇張されているといえる。
5. 営農指導事業の独立採算化のために賦課金の引上げについてその可能性を探った。その結果は、賦課金引上げは困難であるというものであった。無理に賦課金を引き上げると、農家が農協から離反していく可能性も指摘された。
6. 一方、組合員には農協の営農指導事業に対する強いニーズが存在する。全国調査でも、「営農指導事業は赤字でも充実してほしい」という意見が圧倒的に多いという結果がでている。
7. また、営農指導があることによって農家が農協を利用し、信用・共済なども利益をあげられているという営農指導事業の波及効果が関係者から指摘された。
8. 営農指導事業による他事業への波及効果の事例として農業貸出との関係を見てみた。それによると、営農指導員が農家を巡回したときに農家がローンのことを営農指導員に相談し、それが融資につながるなど、営農指導事業による農業貸出事業へのプラスの貢献が見られた。また、営農指導員に蓄積された農家の情報が、農業貸出の審査に利用されている。
9. 営農指導事業の課題としては、広域合併後も充実した営農指導体制を維持・構築すること、コスト意識をもって適正レベルの営農指導を行うこと、営農指導員の技術水準を高めること、そして他事業への波及効果を高めるような体制づくりがあげられよう。

目次

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 1. はじめに | (1) 2つの農協の概要 |
| 2. 農協の営農指導事業の収支分析 | (2) 営農指導員の配置と収支構造 |
| (1) 営農指導事業の概要 | (3) 営農指導事業の仕事の内容と賦課金問題 |
| (2) 営農指導事業の収支構造 | (4) 営農指導事業に対する組合員のニーズと他事業への影響 |
| (3) 他部門への影響から見た営農指導事業の合理性 | |
| 3. 事例から見る営農指導事業の実態と他事業への波及効果 | 4. むすびにかえて |

1. はじめに

昨年(2001年)6月の農協法の改正によって、営農指導事業は農協が行うことができる第一の事業として位置付けられた。これは農協が営農指導事業を最も力を入れるべき事業として行うことを義務づけたことを意味するわけではない。しかし、これまで以上に農協が営農指導事業に力を入れるべきだという期待の表れであることは確かである。

農協が営農指導事業に十分な力を入れていないという外部の批判や、営農指導事業にもっと力を入れて欲しいという組合員の要望は以前から存在し、今回の法改正はその批判や要望に応える形となっているが、営農指導事業が農協の経営に与える影響を考えれば、この法改正が農協にとって持つ意味は大きい。

営農指導事業が農協経営に与える影響については、2つの相反する考え方がある。

その1つは、藤谷策次氏のように営農指導事業は他の収益事業(経済・金融事業)を支える「基盤事業」であり、営農指導機能の発揮は他部門の事業が成功するための不可欠の条件であると、農協経営における営農指導事業の役割を積極的に認める見方である。^(注1)

もう1つの見方は、三輪昌男氏に代表されるように、^(注2)現在の営農指導事業は無償またはごくわずかの負担を受益者である農業者に求めるだけの赤字事業のため、右肩上がりの時代が去って営農指導事業の赤字を埋め合わせてきた金融事業の黒字が減少している現在、営農指導事業は縮小せざるを得ない、という議論である。

歴史的に見れば、現在の農協の前身である戦前の産業組合は営農指導事業を行っておらず、それを行っていた帝国農会そして産業組合と帝国農会が合併してできた農業会の事業を農協が引き継ぐ形でこの事業は始まったという経緯がある。^(注3)したがって、それだけを考えれば、農協が営農指導事業

を行わなければならない、しかも第一の事業として行うという必然性は見当たらない。一方、戦後の農協と戦前の産業組合との間には断絶があり、農協法がその目的を「農業者の協同組合の発達を促進することにより、農業生産力の増進および農業者の経済的社会的地位の向上を^(注4)図」ることとしていること、また農協の出資者(所有者)である組合員の営農指導事業への要望も高いことから、農業生産力の増進を図るための営農指導への取組みは農協にとって自然な帰結ともとれるのである。

しかし、いずれにせよ農協が民間の経済組織である以上、経営的に自立しなければならないことは明らかである。したがって、営農指導事業も、農協経営への負担あるいは貢献の程度によりおのずからその活動は制約を受けることは間違いない。農協経営の自立・発展の桎梏とならない範囲のなかで、営農指導事業の伸展を図るためには、営農指導事業が農協経営にとってどの程度の負担になっているのか、あるいは他部門への波及効果も含めてどの程度貢献しているのかを明らかにする必要がある。

本稿では、農協の営農指導事業の実態を把握し、その経営への負担度と特に農業貸出への波及効果という側面から経営への貢献度を明らかにしていきたい。それによって、営農指導事業を農協経営のなかでどのように位置付けるべきか、という問題を考える上で1つの材料を提供するというのが本稿の目的である。

そこで、次の第2節では、営農指導事業

の大まかな収支分析を行った上で、営農指導事業の他部門への波及効果に関する既存の研究結果を紹介し、営農指導事業の経営効果の一般的把握を行う。そして第3節では、事例として栃木県A農協および福岡県B農協の営農指導事業の実態を検討し、他事業、特に農業融資事業への程度波及効果を持っているのかを検討する。第4節は、まとめと課題で、農協経営の自立性を損なうことなく営農指導事業を効果的に展開するためにはどのような条件が必要かを論じたい。

(注1) 藤谷築次「営農指導事業の位置付けと成立条件をめぐって」『地域農業と農協』第31巻第3号、2002年3月、56-59頁参照。

(注2) 三輪昌男『農協改革の逆流と大道』農山漁村文化協会、2001年、110-117頁。

(注3) 木原久「農協と地域農業振興」『農林金融』2001年4月号、6頁。

(注4) 農業協同組合法、第1条。

2. 農協の営農指導事業の収支分析

本節では、営農指導事業が農協経営にとってどの程度の負担となっているのか、あるいは貢献しているかを検討するが、その前に営農指導員はそもそもどのような仕事をしているのか、およびその人員構成、そして収支構造について概要を整理してみよう。

(1) 営農指導事業の概要

a. 営農指導事業の具体的内容

営農指導とは、「組合員の営農と地域農業

の推進を指導し、その改善を図る事業であり、全国農業協同組合中央会(全中)発行の教科書によれば、具体的には次のような多岐にわたる事業である。^(注5)

組合員の営農に関する技術および経営の改善向上をはかるための教育指導を行う。

地域農業振興計画を立てるとともに、それに即応した個々の農家の営農設計を指導する。

主要な生産手段である土地条件を集团的に整備する。

適地適作による大量生産体制をつくり産地化を形成する。

地域資源の有効利活用と複合経営の推進を助言指導する。

品質統一のため優良品種の導入、栽培・飼育基準などを統一するとともに、生産資材の共同購入、営農資金の導入などを営農設計に沿って計画的に指導する。

規格統一のための共同選別、共同検査をすすめる。

生産者を作物ごとに組織化して栽培・飼育についての技術・知識を交換し、組合員の営農技術と経営者能力を高める。

農業後継者の育成をはじめ農業・農村の担い手を育成確保する。

快適なわがむら・まちづくりの策定など豊かな村づくりの援助指導をする。

組織活動を助長してリーダーを育成し、協同意識

を醸成してJA運動を発展させる。

(注5) 全国農業協同組合中央会(全中)『JA教科書 営農指導事業』平成6年、9-10頁。

b. 営農指導員の配置

次に、以上のような事業を担う営農指導員の1組合当たりの人数や業種別人数などを見てみよう。第1表が示すように、営農指導員はほぼ一貫して農協職員の6~7%を占めており、90年ごろまで増加を続けた後、減少に転じている。2000年現在の全国の営農指導員数は16,216人で、1組合当たり平均11.4人いる。営農指導員がいない農協は60事業年度には40%もあった。その比率は農協合併の進展とともに減少したが、現在でも8.7%の農協には営農指導員が置かれていない。営農指導員1人当たりの正組合員数は平均で324人である。

(2) 営農指導事業の収支構造

営農指導の収入は、営農指導事業のために組合員から徴収する賦課金と、補助金、

第1表 営農指導員の設置状況

(単位 組合員、%)

	1960 事業年度	70	80	90	2000
調査組合数	10,769	5,996	4,488	3,591	1,424
営農指導員数	9,696	15,512	18,661	18,938	16,216
1組合当たり	0.9	2.6	4.2	5.3	11.4
未設置組比率	40.1	25.5	17.7	11.8	8.7
営農指導員1人当たりの正組合員数	596	380	302	293	324
職員数に対する営農指導員の割合	6.7	6.3	6.5	6.4	6.0

出典 木原久『農協と地域農業振興』農林金融』2001年4月号9頁をもとに作成。原データは、農林水産省『総合農協統計表』

第2表 農協の指導事業の収支状況
(1農協当たり,平成11事業年度)
(単位 千円,%)

		総平均	割合
指 導 事 業	賦課金	8,952	20.9
	補助金	24,449	57.0
	実費収入	9,522	22.2
	合計(A)	42,923	100.0
指 導 用 事 業	指導事業直接費	84,609	40.2
	指導事業管理費	125,942	59.8
	うち人件費	111,407	52.9
	合計(B)	210,551	100.0
収益差額(A-B)		167,628	

資料 農林水産省・全中『農業協同組合経営分析調査報告書』(平成11事業年度)

(注) 指導事業には営農指導事業だけでなく,生活指導事業も含まれる。

そして実費収入からなる。第2表は生活指導事業も含めた指導事業全体の収支状況をみたものであるが,収入のなかで現在最も多いのは補助金で,現在事業収益の半分以上(57%)を占めている。組合員が払う賦課金は事業収益のわずか21%を占めるにすぎない。

加えて,こうした収入だけでは,事業直接費と事業管理費(うちほとんどは人件費)からなる指導事業費用をまかなうことは全くできない。過半が人件費からなる指導事業の費用は1組合当たり平均2.1億円であり,同4,300万円の事業収益のおよそ5倍にも達する。その差額およそ1.7億円は信用事業や共済事業など他部門からの補填により埋め合わされている構造となっている。

指導事業の収支はこのように大幅な赤字であり,営農指導事業などをやめて,農協事業を信用・共済・経済事業などに限定すべきだとする農協「経営純化論」の根拠となっている。

(3) 他部門への影響から見た営農指導事業の合理性

しかし他方では,営農指導事業や生活指導事業も,経済,信用,共済など他事業へのプラスの影響や波及効果を考慮すれば,その存在価値はあるとする考えもある。営農指導は農協経営全体の基盤であるという営農指導機軸論^(注6)である。こうした考えに立てば,指導事業の収支が赤字であることは,それが農協経営にとってマイナスな不採算事業であることを必ずしも意味せず,むしろ活発な指導事業によって農協事業全体が発展する基盤的投資としての位置付けがされることになる。

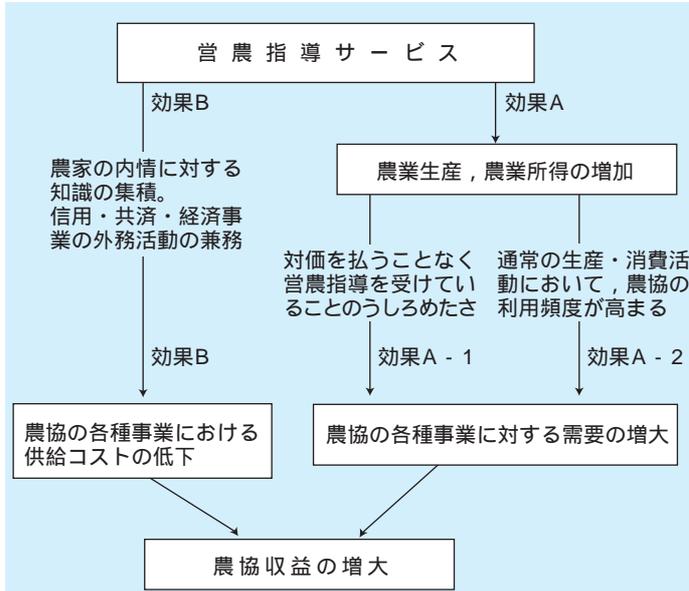
そこでここでは,こうした見解を裏付ける2つの研究を簡単に紹介しよう。

a. 神門善久氏による「農協営農指導事業の^(注7)間接的経営効果」の測定

営農指導事業は赤字であり農協経営にマイナスの影響を与えているように見えることに対し,神門氏は「営農指導事業の存在は,信用,共済,購買販売,加工,倉庫,利用事業に間接的な貢献をしているはずである。これらを評価すれば,営農指導事業は決して赤字部門とはならないのではないか?」という仮説をたて,その妥当性を実証的に検証した。

まず,神門氏は営農指導事業が農協の経営に与える影響を第1図のようにフローチャート化した。そしてこれによって営農指導事業が農業生産,農業所得の増加を通じて農協の各種事業に対する需要の増大

第1図 営農指導事業の経営効果に関するフローチャート



出典 神門善久「農協営農指導事業の経営効果の実証的検討」147頁

(効果A)と、農家についての情報集積や信用、共済、経済の他事業の兼務を通じて農協の各種事業における経費削減(効果B)を計量的に計測し、その仮説を証明しようとしたのである。

神門氏の推計結果によると、第一の結論は、営農指導事業の農業生産への貢献は、営農指導事業の費用を大幅に上回る、というものである。その結果、効果Aの大きさ自体は計測できないものの、農業生産増大への貢献の大きさから、効果Aは無視できない大きさだと推察できる。つまり、農業生産増大への貢献を通じて営農指導事業は農協の経営に貢献していると結論できる。神門推計の第二の結論は、指導事業と金融事業の間には強い「範囲の経済」が認められ、指導事業が指導事業以外の事業の費用を削減する効果(効果B)を評価すれば、指導事

業はむしろ黒字部門である、というものである。この推計によれば、農協がもし指導事業をやめるなら、むしろ農協の事業利益は2,630万円減少(1988年のデータ利用)してしまう。このように、「営農指導事業は農協経営にとって決して不採算部門ではない」というのが、神門氏の最終的な結論である。

b. 松本,北川氏による「営農指導事業の実施効果に関する計量分析」^(注8)

松本,北川氏は神門氏の研究が「営農指導事業が他事業にプラスの影響を与えている可能性を示した点は評価できる」としながらも実際には営農

指導事業が他事業へ及ぼす影響(効果A)を計測していないことを指摘し、営農指導事業が農協の他事業へ及ぼす影響を、正準相関分析と正準回帰分析という手法によって計測した。

両氏の推計から導かれる第一の結論は、営農指導員は農産物の販売高の増大に確実に寄与していることである。そして第二の結論は、営農指導事業支出は、生産資材購買、販売事業という営農面において事業量を増加させるだけでなく、信用、共済の金融事業にも影響を与えていることである。このことから、「営農指導事業の展開、特に組合員農家の経営指導に力を注ぐことは、組合員の組織力を高め、信用事業を中心とした生活面の事業量をも改善していく一手段になり得る」というのである。

(注6)(注5)に同じ、7頁。

(注7) 神門善久「農協営農指導事業の経営効果の実証的検討」亀谷昱, 小池恒男, 小松泰信, 神門善久『農協営農指導事業と経営効果測定について』全中, 1991年, 147-158頁。

(注8) 松本浩一・北川太一「農協における営農指導事業の実施効果に関する計量分析」『地域農林経済学会大会報告論文集第5号』(『農林業問題研究』別冊) 1997年3月, 97-101頁。

3. 事例から見る営農指導事業の実態と他事業への波及効果

次に本節では, 2つの農協を事例として, 実際の農協の営農指導事業はいかなるものであるかを見ながら, 営農指導事業が他事業, 特に農業融資にどのような波及効果を持つのかを検討してみたい。

(1) 2つの農協の概要

営農指導事業について検討する前に, まず事例となる2つの農協の概略についてごく簡単に整理しておこう。事例農協の1つは栃木県のA農協で, 地方中核都市の近郊農村を基盤としている。もう1つは福岡県のB農協で, 管内に2つの小さな地方都市を抱えるものの, 中山間地域を多く抱える農村地帯にある。両農協とも, 数年前に合併した広域農協である。

2つの農協の概況は第3表に示したとおりである。B農協はA農協に比べ, 正, 准合わせた組合員数, 職員数, 総資金, 貯金残高など規模を示す主要な指標においておよそ2倍の規模の農協である。それを念頭においてそれぞれの農協の特徴を列挙するなら, 以下のようなになる。まず, A農協は組

第3表 A農協, B農協の概況(平成13年度)

(単位 人, 千円)

	栃木県A農協	福島県B農協
正組合員数	10,928	13,723
准組合員数	2,616	12,937
組合員数合計	13,544	26,660
職員数	500	1,167
うち営農指導員	40.7	52
総資産	110,293,952	205,560,008
貯金残高	98,242,758	178,682,033
貸出金残高	32,859,955	46,579,504
うち農業貸出	5,807,618*	10,552,306**
経常利益	123,156	842,169
農産物販売額(取扱額)	12,413,446	30,279,327
うち米	6,997,834	1,947,037
野菜	1,030,870	9,692,564
果樹	982,610	7,317,572
畜産物	1,030,768	647,560

資料 総代会資料等

(注) 貸出金残高の「うち農業貸出」は,*は平成14年6月末,**は14年7月末の値。

合員数に占める准組合員の比率が低く(19.3%), 逆にB農協は准組合員率が48.5%と非常に高い。これは, B農協管内には2つの地方都市がある(A農協管内には1つだけ)ため非農業者の住民比率が高いことも要因として考えられるが, それぞれの農協による組合員拡大にむけた取組みの違いのほうが, より大きな要因であろうと推測される。

営農指導事業との関係で特徴的な両者の違いは, 農産物販売額において顕著に見られる。農産物販売額(取扱額)はA農協が124億円, B農協が303億円で, 正組合員1人当たりではそれぞれ114万円と221万円で, B農協のそれはA農協のほぼ2倍の額になる。これは, B農協管内の農地面積がA農協管内の農家のそれよりも大きいからではない。農地面積はB農協管内では8,696haであり, A農協管内の農地14,338haより大分少ないのである。実際, 農家1戸当たりの

農地面積はB農協管内では0.97haであり、^(注9)A農協管内の1.92haの半分しかない。農家1戸当たり農地面積の小さなB農協管内の農協が、より多くの農産物販売額をあげられるのは、B農協管内の農業がA農協管内の農業のそれに比べて高度化しているからである。それは、両者の農産物販売額の構成によく表れている。すなわち、A農協では米が販売額の56.4%を占めており、野菜、果実、畜産物はそれぞれ8.3%、7.9%、8.3%にすぎない。一方、B農協では米は販売額の6.4%しか占めておらず、野菜が32.0%、果実が24.2%を占めているのである（畜産物は2.1%と少ない）。このように、A農協管内は米を中心とした農業地域であるのに対し、B農協管内はいちご、電照菊、茶、みかんといった野菜や果樹を中心とした農業地帯であることがわかる。こうした両農協の農業状況の違いは、農協の農業貸出にも現れている。正組合員1人当たりの農業貸出残高は、米作地帯のA農協が53万円なのに対し、施設園芸が盛んなB農協では農家1戸当たりの農地面積が少ないにもかかわらず、77万円と高くなっている。

両農協管内の農業状況の違いは、平野部で稲作に優位性があるA農協と中山間地帯が多く畑や果樹に優位性があるB農協という地形的な要因によるところもあると考えられるが、農業に深く農協がかかわっていることを考えれば、B農協管内の高度な農業は農協営農指導事業の成果ということもできよう。換言すれば、正組合員1人当たりの農産物販売額の違いは、農協による農

業振興への取組みの違いによるところが大きいのである。

(注9) 農業センサス(2000年)から計算。

(2) 営農指導員の配置と収支構造

a. 営農指導員の配置

次に、このような農業育成に深くかかわっている営農指導員の状況はどうであろうか。営農指導員の数は、A農協では40.7名、B農協では52名である。A農協では正組合員269人に1人の割合、B農協では正組合員264人に1人の割合でほぼ同じだが、これは全国平均の324人に比べるとやや営農指導員の密度が高い。また、A農協の営農指導員数は職員の8.1%を占め全国平均の6.0%(2000年)より若干多く、B農協の営農指導員は職員の4.5%で、全国平均より若干少ない。技術が平準化している米作地帯にあって営農指導員の必要性が比較的小さいと思われるA農協の方が、より高度な農業を展開しているB農協よりも職員に占める営農指導員の割合が高いというのはやや意外な結果である。

b. 営農指導事業の収支構造

続いて、両農協における営農指導事業の収支状況を見てみよう。残念ながら手持ちの総代会資料からは、営農指導事業に限定した収支状況はわからず、生活指導も含めた指導事業全体についての収支状況しかわからない。ただ、生活指導員の数は営農指導員に比べて一般にかなり少ないことを考えれば、指導事業全体の収支状況は営農指

導の収支状況をかなり反映していると見ても良いだろう。両農協の指導事業収支状況を示したのが、第4表である。この表から分かるように、両農協とも指導事業は賦課金、指導補助金、実費収入からなる事業収入が少ないために収支は赤字で、A農協では事業利益で3.8億円、B農協では7.0億円の赤字となっている。これは、全国平均の^(注10)1.7億円(1999年度)と比べると、かなり高くなっているが、その理由は主に両農協の規模が全国平均に比べて大きいからであろう。また「営農型JA」を自認して営農事業に力を入れているB農協は、特に赤字幅が大きくなっている。ちなみに、信用事業の事業利益はA農協では4.0億円、B農協では6.2億円の黒字で、指導事業の赤字分をほぼ信用事業の黒字で埋め合わせる形となっている。A農協、B農協のこうした営農指導事業の収支状況は、営農指導事業の赤字を主に信用事業や共済事業の黒字で埋めるという農協経営の一般的あり方と同じである。

(注10) 農林水産省・全中「農業協同組合経営分析調査報告書(平成11事業年度)」平成13年3月、80頁。

第4表 指導事業損益(平成13年度)
(単位 千円)

	A農協	B農協
事業収益 (賦課金、指導補助金、実質収入)	26,208	180,405
事業費用 (営農改善費、生活文化費、農政情報費、組織活動費)	118,544	350,306
事業総利益(-)	92,336	169,901
事業管理費(人件費等)	291,610	529,721
事業利益(-)	383,946	699,622

資料 総代会資料

(3) 営農指導事業の仕事の内容と 賦課金問題

a. 営農指導事業の内容

このように赤字を生む営農指導事業は、農協経営にとって不可欠な事業だろうか。それとも、赤字である以上なくなっても仕方がない事業だろうか。それは、具体的に営農指導員がどのような仕事をしているのかをみることにより、ある程度明らかになるだろう。

第5表は、A農協における営農指導の職務の内容と人員の割り振り状況を示したものである。営農指導員としてこの表では42.2人が示されているが、そのうち実に約半分の20.2人が「行政対応」という範疇に分類される職務である。それらは、営農企画、行政対応、生産調整、補助事業であるが、なかでも営農企画と補助事業に割かれる人員の割合が大きい。

一方、技術指導、経営指導といった本来の営農指導事業に携わっているのはわずか12.8人しかいない。このなかでは、個別農

第5表 営農指導員の職務内容別従事状況
(A農協)

(単位 人)

		従事人数	
行政対応	営農企画	5.9	20.2
	行政対応	4.4	
	生産調整	4.0	
	補助事業	5.9	
営農指導	戸別技術指導	5.8	12.8
	戸別経営指導	1.6	
	集団技術指導	4.5	
	集団経営指導	0.9	
部会事務局 農用地利用		9.0	0.2
合計		42.2	

資料 A農協資料
(注) 平成14年度の総代会資料では、営農指導員数は40.7人となっている。

家への技術指導と作物ごとの生産部会等を通した集団技術指導が中心で、経営指導は比較的少ない。

また、無視できない人員が割かれているのが作物ごとの生産部会の事務局で、9.0人も人員が割かれている。

以上、営農指導員の職務内容別の従事状況をA農協を事例としてみたが、それが意味するのは、実態として営農指導員の仕事のおよそ半分が、行政対応という本来の営農指導事業以外の仕事に割かれていることである。これは、現在の農協経営にとっていわば避けられない基本的なコストであり、その費用は例えば営農指導に対する対価である賦課金として農家の負担に頼るべき性格のものではない。つまり、営農指導事業の「赤字」の半分はこうした不可避の行政対応のコストであり、営農指導事業の「赤字」は本来の赤字額よりもかなり水増しされていると考えなければならないだろう。行政対応が営農指導事業としてくくられている以上、営農指導事業の赤字は当然の結果であり、それを無視した事業別独立採算の考えは、営農指導事業には妥当でないのである。

b. 賦課金の引上げは可能か

しかし、それでは本来の営農指導である技術指導や経営指導、あるいは生産部会事務局の事務についてはどうであろうか。これらの事業に対しては明らかな受益者たる農家がいるのだから、その分の経費を農家は賦課金として払ってもいいのではないだ

ろうか。

現在A農協では農家から賦課金を徴収しておらず、またB農協も賦課金は1正組合員戸数当たりわずか1,000円、耕作面積割田畑10a当たり250円、生産部会割1部会員当たり2,000円という低い水準にとどまっている。「この賦課金を引き上げることは可能か?」という問いに対する営農指導員の返事は、A農協においてもB農協においても完全に否定的なものであった。A農協での聞き取りによると、大規模農家は技術水準がすでに営農指導員より高い人も多く、今のままの指導で賦課金をとることには反対だし、小規模な兼業農家のなかには出荷もしていない人も多いため「賦課金をとられるくらいなら、農協と縁を切りたい」農家も多いということである。B農協でも、「すでに賦課金はもらっており、それを引き上げるなら農家は反対するだろう」と、引上げの困難性を指摘する。本来業務においても営農指導事業の赤字は避けがたく、その埋め合わせは当然信用や共済といった金融事業などでされるべきだということである。

(4) 営農指導事業に対する組合員のニーズと他事業への影響

営農指導事業の赤字を他事業の利益で埋め合わせるのは当然だという主張の背景には、営農指導事業に対する組合員の強いニーズと、営農指導事業自体は赤字でもそれは信用、共済などの他事業に強いプラスの波及効果を持つという考えがある。

a. 営農指導事業に対する組合員のニーズ
 まず、営農指導事業に対し組合員の強いニーズが存在することをA農協の資料から見てみよう。A農協では、正組合員の10%程度（比較的大規模な農家中心）を対象として営農指導に関するアンケートを行った。回答数は669名、回答率は65%であった。まず、「JAの営農指導に満足していますか」という問いに対しては、「満足している」が22%、「どちらともいえない」が60%、「不満」が18%となっている。また、「満足」「不満」と答えた人にその理由を尋ねると、「満足」と答えた理由は、「個々の農家の営農状況を把握しており、適切なアドバイスをしてもらえるから」（35%）、「親身になって相談に乗ってくれるから」（23%）等となっている（第6表）。組合員が営農指導に満足を感じるのは、農協が営農指導を適切に行っている場合である。

一方、営農指導に不満と答えた人の理由は、第一に「自宅や圃場等への巡回指導が

第6表 営農指導に「満足」と答えた理由
 （単位 組合,%）

	回答数	割合
1 個々の農家の営農状況を把握しており、適切なアドバイスをしてもらえる	57	35
2 自宅や圃場を良く巡回し指導してくれるから	24	15
3 満足の行く農産物販売をしてもらえるから	24	15
4 親身になって相談に乗ってくれるから	37	23
5 農業関連情報をよく提供してくれるから	19	12
6 その他	2	1
回答計	163	100

資料 A農協「JAの営農指導に関するアンケート調査の結果報告について」（回収は2001年7～10月）

第7表 営農指導担当者に対する要望事項
 （複数回答）

（単位 組合,%）

	回答数	割合
1 もっと農家・圃場を回るべき	363	54
2 地区営農生活センター窓口での営農相談対応を充実すべき	254	38
3 高度な技術を身につけるべき	278	42
4 農家の税務・経営に関する知識・相談対応を強化すべき	148	22
5 生産資材情報をもっと提供すべき	229	34
6 販売・消費動向等の情報提供をもっと行うべき	283	42
7 生産部会事務局をしっかりとやるべき	68	10
8 パソコン等OA機器の操作方法の指導を強化すべき	84	13
9 その他	7	1
回答計	669	-

資料 第6表に同じ

ほとんどなく、日ごろのつながりが少ない」（35%）であった。圃場をもっとよく回り、密着した指導をして欲しいとの組合員の強い要望がここから読み取れよう。

実際、営農指導担当者に対する要望を聞いた質問に対しては（複数回答）、過半数の答えが、「もっと農家・圃場を回るべき」というものであった（第7表）。このように、農家のなかには営農指導員が農家をもっと頻繁に巡回して適切な指導することに対する強いニーズがあるといえるのである。また、営農指導に期待することとしては、「生産技術指導」が最も多く（59%）、「農産物の販売強化」（47%）、「新技術・新品目の普及」（33%）が続く（第8表）。

営農指導事業に対し、このように組合員の強いニーズがあることは、農協が組合員のためのものである以上、無視することが

第8表 営農指導への「期待」(複数回答)
(単位 組合,%)

	回答数	割合
1 生産技術指導	396	59
2 新技術・新品目の普及	223	33
3 青色申告や経営診断等の経営指導	95	14
4 担い手の育成	73	11
5 後継者の育成	83	12
6 農作業受委託あっせん	57	9
7 農地の賃貸借調整	30	4
8 生産部会活動の強化	155	23
9 産地育成の強化	176	26
10 農産物の販売強化	314	47
11 栽培作物の各種情報	167	25
12 雇用労働力の調整	36	5
13 その他	8	1
回答計	669	

資料 第6表と同じ

できないものである。信用事業や共済事業などが生む収益を出資配当や利用高配当という形で組合員に還元するか、内部留保という形で将来の投資のために備えるか、あるいは営農指導事業の充実という形で組合員に還元するかは、組合員の意思にゆだねられている問題と言ってもよい。そして営農指導への組合員の強いニーズは、組合員が農協収益の活用方法として営農指導サービスによる還元を求めていると取れるからである。

b. 営農指導事業による農協組織力の強化

営農指導事業の赤字はやむを得ないという主張のもう1つの根拠となっているのは、営農指導事業が他事業にプラスの影響を生むという論理である。営農事業の波及効果はそのコストを上回っている可能性は、すでに本稿の第2節で見たとおりであ

るが、それが事実なら、確かに営農指導事業の赤字そのものは問題ではない。むしろ、営農指導事業に力を入れてその収支の赤字が大きいほど他部門への波及効果が大きく、全体の経営への貢献も大きいという論理さえ成り立つのである。

ここでは、A農協およびB農協での聞き取りから、両農協が営農指導事業の他事業への波及効果をどう考えているのか見ていこう。

A農協での聞き取りによると、「営農指導員は指導を通して組合員と義理人情の関係をつくる。それがなかったら、他部門でも組合員は農協を利用しないだろう。」と力説する(営農部営農企画課S課長)。また営農指導に携わる他の職員Y氏も、「現在、農協の肥料販売シェアは約5割だが、指導事業があるから5割のシェアで止まっている」と、営農指導事業が組合員を農協に引き止めておく効果を指摘する。米価低迷のなかで、農家は農業資材が少しでも安い民間業者に購入先を移しており、農家と農協を結ぶ営農指導事業がなければ農家の農協離れがさらに加速し、経済事業は大きな打撃を受けるはずだ、というのである。やはり営農指導に携わるK氏も、営農指導により農協の農産物の取扱量が増え、それが貯金増加につながると、営農指導員が営農指導事業を通じて他の事業にも貢献していることを指摘する。

B農協の場合、その主張はより明確である。B農協は全国有数の農産物販売額を誇り、「営農型JA」として強く自負している。

B農協のK地区センターで営農販売事業に携わるS氏は、「営農指導があるから農産物が1年中出荷され、販売されている。販売事業や貯金もこれによって保たれている。B農協で貯金額が順調に伸びているのは営農事業があるからだ。」と自信を示す。農業振興課長のH氏も、「営農指導は農協組織の育成コスト」と、営農指導事業が農協組織を強化しそれが農協の経営を成り立たせていることを強調する。

実際、筆者がインタビューしたB農協組合員でいちご生産農家のY氏とH氏は、農薬・肥料は100%農協に依存し、農機具なども8、9割は農協頼みだとし、「技術指導、販売すべて農協に頼りきり」だという。営農指導事業を通して農協が農家を丸ごと抱え、それが信用や共済を含めた農協のすべての事業を支えてきた構造がここに見て取れよう。

c. 営農指導事業と農業金融

営農指導事業の以上の効果は、組合員の組織力を強め農協の全般的利用率を高めることによる貢献であった。そこで、次に営農指導がその事業そのものを通じて他事業の費用を引き下げ経営に貢献する側面を、農業貸出と営農指導事業の関係を例に見てみよう。

営農指導員がその活動を通じて農業貸出に貢献するのは、主に2つの方法によってである。1つは、農家が日ごろ接触している顔見知りの営農指導員に農機具購入やハウス施設の建設等について相談し、農協で

何か良いローンはないかと聞く場合である。このような時、営農指導員は農家の相談を信用部につなぎ、話を受けた信用部がその用件を引き継ぐことになる。A農協、B農協の信用部での聞き取りによると、農業貸出のうちこうした営農指導員を介してなされる申し込みは、A農協の場合1割くらい、信用部が積極的に農業貸出を推進しないB農協^(注11)では3分の1くらいになるというのである。B農協の農業貸出担当者H氏によると、ハウスなど農業施設関連の融資申込みは営農指導員を通じてなされることが多く、「営農指導員が農家と金融の橋渡しをしている」と指摘する。営農指導員の農業貸出におけるこのような役割は、組合員に農業融資に関する情報を提供すると同時に、本来なら農業融資担当者が行う推進活動の一部肩代わりをすることで、農業融資担当の費用削減に貢献しているということができよう。

営農指導員が農業貸出に貢献する第二の方法は、組合員について信用部が必要とする情報を提供することである。例えば、農家が農協から制度資金を借りるとき、収支計画を出さなければならないが、これには青色申告の決算書が活用される。そして農家の青色申告書づくりは、営農指導(経営指導)の一環として行われているのである。営農指導員が農家の農業経営等について持つ情報は、このように本来他部門がかけるべき情報収集コストを節減するという側面があるのである。

(注11) B農協があえて積極的に農業貸出の推進を行わないのは、農業生産が不安定ななかで、農家に不必要な借金を負わせるべきではない、との考えからだという。

4. むすびにかえて

以上、営農指導事業が他事業へ波及効果を持つという視点から、一般に収支的には赤字である営農指導事業の存在理由について検討を行ってきた。それによると、営農指導事業収支が赤字だということは必ずしもそれが農協経営の足を引っ張っていることにはならず、むしろ営農指導事業が活発であるほど(赤字幅が大きいほど)他事業への波及効果を通じて農協経営を健全化しているという可能性もあることが結論としていえるだろう。

その根拠をまとめるなら、以下になるだろう。第一に、いわゆる営農指導事業に分類される職務のなかには、かなりの割合で生産調整や補助事業といった「行政対応」が含まれているが、これらは職務の性格上組合員から見返りとして賦課金等を取れるものではなく、赤字とならざるを得ない。農協にとってはいわば基本的なコストであり、こうしたコストを多く含む営農指導事業が赤字だからといって、技術指導や経営指導といった本来の営農指導事業を縮小あるいは廃止すべきだという根拠にはまったくならないのである。

第二に、本来の営農指導事業が農協の組織力を強化する効果、および農業生産増大や他事業への情報提供をつうじてもたらさ

れる波及効果は無視できないものがある。これらの波及効果の大きさが営農指導事業のコストを上回る可能性についてはすでに紹介したような実証的な研究もある。その結果が示すように、波及効果が非常に大きいとすれば、赤字部分の合理化による営農指導事業の縮小・廃止は、農協経営の健全化ではなくむしろ悪化をもたらすことになるだろう。

第三に、組合員の間には営農指導事業に対する強いニーズが存在する。全国調査によっても、組合員の中に存する営農指導への強いニーズが見て取れる(第9表)。特に「営農指導は赤字であってもサービスとして充実して欲しい」という組合員の強い声は、農協が協同組合組織である以上無視できない。農協収支が全体として赤字ならともかく、黒字であるならその剰余の分配方法は基本的に組合員の判断にゆだねられるべきものであるからである。

最後に、営農指導事業の課題について指摘し、本稿を閉じたい。

第9表 営農指導事業の収支改善に関する組合員等の考え

(単位 人,%)

		人数	比率
1	いま以上に経費がかかるようならば、営農指導の充実は不要である	521	13
2	営農指導を利用する人の負担で、営農指導を充実してほしい	593	15
3	農家組合員全員の負担で、営農指導を充実してほしい	424	11
4	営農指導はサービスとして行うべきであり、赤字であっても充実してほしい	1,599	40
5	わからない	878	22
合計		4,015	100

資料 全中「JAのあり方に関するアンケート調査集計」平成11年1月

第一に、広域合併が営農指導事業の質に与える影響である。A農協、B農協ともに数年前に合併した広域農協であり、営農指導員が以前のように組合員を頻繁に訪れ、指導できなくなってきたことが問題点として指摘された。これは組合員の農業技術水準への影響とともに、農協の結集力の弱体化という点でもその影響が注目されるところである。広域合併後も充実した営農指導事業体制を維持・構築することが農協が抱える第一の課題といえよう。

第二に、他事業への波及効果を考えれば営農指導事業が赤字となるのは必ずしも農協にとって悪いこととはいえないにしても、農協が経営体である以上、やはり営農指導事業のコスト意識は重要である。営農指導事業の細目ごとに、他事業への波及効果も考慮に入れた費用対効果の分析を行い、それにもとづいた適正レベルの営農指導事業が行われるべきであろう。

第三に、組合員による営農指導員の技術指導力に対するニーズは次第に高度化しているが、A農協のみならず「営農型JA」を誇るB農協もそれに十分対応できているとはいえない状況である。農業環境の変化に遅れないような営農指導員の技術水準の向上が第三の課題といえそうである。農業改良普及員との密接な関係なども重要であろう。

そして第四に、営農指導事業の他事業への波及効果には、まだ改善の余地がありそうである。例えば、事例として見たA農協にしてもB農協にしても縦割り組織の弊害ゆえか、営農指導事業と農業金融の連携は必ずしも十分ではないといえそうである。営農指導事業がその存在価値を高めるためには、他事業への波及効果を最大化するような体制づくりが必要となるのではないだろうか。

(副主任研究員 須田敏彦・すだとしひこ)

2001年度農協金融の回顧

〔要 旨〕

1. 日本経済はバブル崩壊以降低迷が続いている。また農家経済は農業経営を巡る環境悪化による農業所得の減少、景気低迷による農外所得の減少等、厳しい状況が続いている。
2. 家計部門の金融資産の前年比伸び率は低位な状況にあり、超低金利、株式相場低迷のなかで、行き場を失った資金がペイオフ凍結解除を控えて定期性預金から流動性預金や現金にシフトした。
3. 農協貯金の前年比伸び率は2001年度上期にかけて上昇したが、01年12月末以降徐々に低下し、02年3月末には2.0%となった。昨年度以来継続してきた郵貯満期金の流入が減少したことに加えて、公金貯金がペイオフ実施を控えて前年比減少に転じたことが影響している。
4. 農協においてもペイオフ実施を控えて流動性貯金の伸び率が上昇する一方、定期性貯金は前年比減少に転じている。ただし、定期性貯金の伸び率は他業態と比較すると依然として高い状況にある。
5. 農協貸出金の2002年3月末の前年比伸び率は 1.1%で残高の減少傾向が続いている。農協貸出の4割以上を占める住宅資金(自己住宅、賃貸住宅)が需要のピークを過ぎ、伸び率が低下していること、生活資金、市町村地方公社貸付の減少が続く、農業資金も低迷が続いているためである。
6. ペイオフ凍結解除後の農協の個人貯金、定期性貯金の伸び率を勘案すると、農協は利用者からの安全性の信任を受けたとみられよう。一方貸出の強化のために、住宅ローンの積極的な対応と農業貸出の体制整備に取り組む必要がある。

目次

はじめに

1. 農協金融をめぐる環境

(1) 一般経済, 金融

(2) 農家経済の動向

2. 個人金融の動向

(1) 家計部門の金融資産

(2) 個人預貯金の動向

3. 農協貯金の動向

(1) 利用者別動向

(2) 貯金種類別等の動向

(3) 今後の注目点

4. 農協貸出金の動向

(1) 概要

(2) 資金用途別の動向

(3) 他業態の個人貸出動向

おわりに

はじめに

2001年度の農協貯金の前年比伸び率は、年度上期にかけて上昇したが、12月末以降徐々に低下し、02年3月末は2.0%となった。また農協貸出金(公庫・共済・金融機関貸付を除く)は01年3月末に前年比減少となり、その後も伸び率はマイナスで推移し、02年3月末は1.1%となった。

本稿では、こうした01年度の農協資金動向の要因・背景について、農協金融を取り巻く環境、個人金融ならびに他金融機関の状況を踏まえて明らかにする。

1. 農協金融をめぐる環境

(1) 一般経済, 金融

日本経済はバブル崩壊以降低迷が続いている。2001年度についても、輸出がIT関連を中心に減少を続けるなかで、鉱工業生産の大幅な減少が続く等厳しい状況にあっ

た。こうした企業部門の状況が雇用、所得面を通じて個人消費にも及び、年度後半にかけて景気は広範に悪化した。ただし、年度末にかけては、海外経済の持ち直しや在庫調整の進捗等を背景に、悪化テンポは幾分和らいでいる。

00年5月に預金保険法が改正され、金融機関の破綻処理を迅速化するための措置が定められた。01年度は預金保険法、早期健全化法の枠組みの下で、昨年度に引き続き破綻金融機関の処理や公的資本増強が図られた。年度中の金融機関の破綻件数は56件となり、99年度(44件)を上回り過去最高となった。

また02年4月には定期性預貯金等に対するペイオフ凍結が解除された。^(注1)これにより、定期性預貯金等は元本1千万円とその利息分しか保護されなくなった。

(注1) 03年4月に予定されている普通預貯金等の決済性預貯金に対するペイオフ凍結解除については、無利息の決済用預貯金に対する全額保護の方針が打ち出されている。

(2) 農家経済の動向

農家の所得動向は農協資金動向の重要な背景になっていることから、01年の農家経済動向をみることにする（第1表）。

販売農家1戸当たりの農業所得は、果樹やBSEの影響を受けた肥育牛等の収入減少により、99年以降3年連続で前年を下回った。また農家総所得の約6割を占める農外所得は、98年以降前年比減少となっている。長期化する不況により雇用情勢が悪化するなかで、農外所得のなかでも給料・俸給の収入減少が続いていることが影響している。このため、農家総所得は97年以降5年連続で減少し、01年の伸び率は3.1%となっている。

こうしたなかであって、販売農家は家計費を切り詰めており、4年連続の前年比減少となっている。また預貯金の原資となる農家経済余剰についても前年比7.2%減少し、農家経済は一層厳しい状況にあるといえよう。

第1表 2001年農家経済の動向(販売農家1戸当たり平均)
(単位 千円,%)

	2001年 実数	前年比伸び率				
		97	98	99	00	01
農家総所得	8,022	1.6	1.3	2.5	2.1	3.1
農業所得	1,034	13.3	3.6	8.4	5.0	4.6
農外所得	4,751	0.2	3.0	3.4	3.0	4.5
年金・被贈等収入	2,237	1.7	0.1	3.0	1.5	0.7
可処分所得	6,651	2.5	0.8	3.0	1.9	3.3
家計費	5,274	0.1	1.9	1.5	2.6	2.3
農家経済余剰	1,377	11.0	3.6	8.3	0.9	7.2

資料 農林水産省「農業経営動向統計」

2. 個人金融の動向

農協信用事業の利用者の大部分は組合員をはじめとする個人であり、農協金融は個人金融の性格が強い。2001年度の個人金融における最大の注目点は、02年4月からのペイオフ凍結解除を控えた預貯金の動きであった。以下では、この点を念頭におきながら家計部門の金融資産ならびに他業態の個人預貯金の動向についてみることにする。

(1) 家計部門の金融資産

日銀の資金循環勘定によると、02年3月末の家計部門の金融資産残高(速報値)は1,417兆1千億円となり、株価下落による影響等で前年比0.1%減少した。また株式以外の合計は0.6%増となっており、家計部門の金融資産の伸びは停滞している(第2表)。

内訳をみると、残高の過半を占める預金は、毎年伸び率が低下する傾向にあったが、02年3月末は前年比1.5%の増加となった。

預金のうち流動性預金は伸び率が29.5%と前年より20.3ポイント上昇し、最も高い伸びとなる一方、定期性預金は4.6%と最も低くなっている。^(注2) また現金は14.6%と同9.2ポイントも上昇した。

ペイオフを契機に預貯金から投資信託等の金融商品にシフトするという見方もあったが、投資信託

第2表 家計部門の金融資産の動向

(単位 千億円,%)

	2001年度		前年比伸び率			
	末残高	構成比	98	99	00	01
金融資産合計	14,171	100.0	1.0	6.2	0.8	0.1
株式以外合計	13,539	95.5	0.7	4.6	0.7	0.6
うち現金・預金	7,672	54.1	4.3	2.9	0.9	2.1
うち現金	384	2.7	14.9	5.7	5.4	14.6
預金	7,245	51.1	3.8	2.6	0.6	1.5
流動性預金	1,655	11.7	6.0	8.9	9.2	29.5
定期性預金	5,591	39.4	3.4	1.4	1.1	4.6
投資信託受益証券	304	2.1	5.7	21.4	6.3	10.3
株式	632	4.5	8.1	37.5	21.5	13.0
保険・年金準備金	4,108	29.0	3.3	3.3	3.3	2.2

資料 日銀『金融経済統計月報』

(注) 2002年3月末のデータは速報値。金融資産にはその他の科目を含む。

は株価下落やMMFの元本割れ等の影響で伸び率は 10.3%となっている。

これらのことから、数年来超低金利が継続し、また株式相場が低迷するなかで、行き場を失った資金が02年4月からのペイオフ実施を控えて、流動性預金や現金にシフトしたことが、01年度における家計部門の金融資産選択の大きな特徴であるといえよう。

(注2) 01年9月に、97年12月以降の四半期データが遡及改訂された。したがって、それ以前のデータとは不連続であり、97年12月の四半期データが現行統計でさかのぼれる最も古いデータである。

(2) 個人預貯金の動向

(注3)

業態別に個人預貯金の前年比伸び率を見ると、年度当初の01年4月は都銀、地銀、信金がほぼ同水準にあり、次いで農協、第二地銀の順であった(第1図)。

郵便局は、高金利期に預け入れられた定額貯金が大量満期を迎え、その資金が流出したため伸び率はマイナスで推移してい

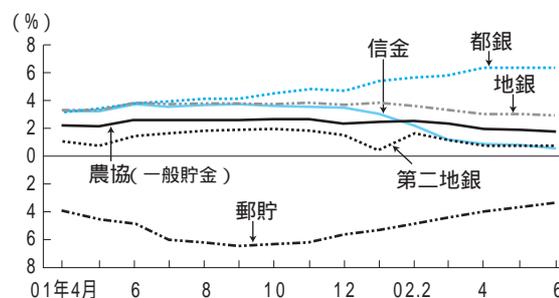
る。なお、郵貯からの流出額は、00年度下期の11.4兆円をピークに、01年度上期が10.0兆円、下期4.6兆円と減少している。

年度中の動きをみると、上期は各業態ともに郵貯満期金の流入等により伸び率は緩やかに上昇した。下期以降とりわけ02年に入ると、都銀の上昇が目立つ一方、都銀以

外の業態では徐々に伸び率が低下している。これにより都銀とそれ以外の業態との伸び率の格差は拡大している。なお、02年4月以降は、都銀についても伸び率が鈍化する傾向にある。

預貯金の種類別動向をみると、年度中の動きは個人預貯金全体の動きと同様に上期とそれ以降では違いがみられた。上期は水準に違いはあるが、いずれの業態でも定期性預貯金の伸び率は、ほぼ横ばいで推移している。一方、流動性預貯金は緩やかに上

第1図 業態別個人預貯金の前年比伸び率



資料 農協残高試算表、日銀ホームページ

(注) 1. 農協は一般貯金(貯金-公金貯金-金融機関貯金)。2. 農協は未残、それ以外は平残。

昇している。

このように、流動性預貯金の伸び率が上昇した背景には、定期性預貯金と流動性預貯金との金利差が一層縮小したことに加え、所得も伸び悩み、株価も停滞しているなかで、投資信託等の金融商品を増やしにくい環境にあること等が影響しているとみられる。

しかしながら、下期以降は定期性、流動性預貯金の伸び率に変化がみられた。定期性の伸び率は徐々に低下し、02年3月には農協を含めた各業態で前年比減少となっている。一方、流動性預貯金は02年1月以降急激に伸びており、3月には農協16.8%、他業態は20%台の高い伸びとなっている。

このことから、定期性預貯金等に対するペイオフ実施を目前に控えて、利用者が定期性預貯金から流動性預貯金にシフトさせているものといえよう。また流動性シフトは、信用力の低い金融機関から都銀等への預け替えという金融機関の選別を伴いながらなされているものとみられる。とりわけ都銀の個人預金全体の伸び率が上昇している要因は、他業態からの資金流入の影響と考えられる。

(注3) 農協は貯金全体から公金貯金、金融機関貯金を差し引いた一般貯金のデータ。農協以外の他業態については、個人預金のデータによる。

(注4) 郵貯からの流出額は、郵政事業庁が毎月公表している郵便貯金速報をもとに算出している。なお流出額は満期定期貯金の払戻額から、定額・定期再預け入れ額、利子課税額、通常貯金預け入れ額を差し引いた額である。

3. 農協貯金の動向

(1) 利用者別動向

99年度以降、農協貯金の前年比伸び率は、公金貯金と郵便局からの満期金流入等による一般貯金の増加を背景に緩やかに上昇してきた。

01年度は、01年3月末の2.6%から8月末の3.0%へと伸び率が上昇し、11月末まで横ばいで推移した。その後、緩やかに低下し、02年3月末の伸び率は前年より0.6ポイント低下し2.0%となった(第3表)。さらに6月末には同1.2%となり、低下傾向が継続している。

利用者別にみると、年度上期の一般貯金については、前述したように郵便局の定期貯金の流入が伸び率上昇に寄与した。郵貯から農協への流入額を、郵貯からの満期金流出額のうち家計部門の金融資産残高に占める農協貯金のシェアを掛けて推計すると、00年度下期は0.6兆円、01年度上期は0.5

第3表 農協主要勘定の動向

(単位 10億円,%)

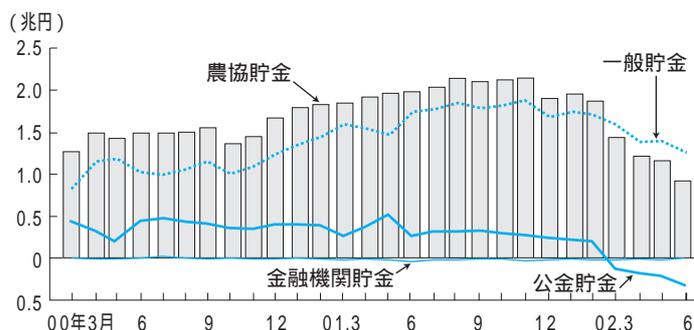
	2001年度 末残高	前年比伸び率				
		97	98	99	00	01
貯金	73,538	1.1	0.8	1.8	2.6	2.0
当座性	19,234	5.6	6.1	4.9	5.1	16.8
定期性	54,303	0.0	0.5	1.0	1.9	2.4
貸出金	21,257	4.4	3.0	0.4	0.2	1.1
短期	2,732	2.2	3.7	5.6	5.9	9.5
長期	19,004	5.4	4.0	1.3	0.6	0.1
預け金	49,094	0.8	0.3	2.6	4.7	2.7
有価証券	4,067	1.2	6.0	5.0	9.9	6.2

資料 第2図に同じ

(注1) 貸出金は公庫・共済・金融機関貸出金を除く。

2. 短期貸出金、長期貸出金からは(注1)のうちの公庫貸出金のみが除かれていることから合計額が貸出金と一致しない。

第2図 農協貯金の利用者別前年比増減推移



資料 農協残高試算表

兆円、下期は0.2兆円と徐々に減少している。また農協一般貯金の増加額に占める郵貯推計流入額のシェアについて年度下期で比較すると00年度の44.0%から01年度は21.4%と低下している。

したがって、01年度下期以降は満期金の流入額が減少したことにより、一般貯金の増加幅が徐々に縮小しているものとみられる(第2図)。

公金貯金は数年来前年比増加で推移してきたが、01年度下期以降は増加幅が徐々に縮小し、02年3月末には前年比減少に転じている。ペイオフへの対応策を検討してきた地方公共団体が貯金の引出しや預け替えを行ったためとみられる。

地域別の動向をみると、00年度は郵便局の定額貯金という財源が全国的なものであったことから、どの地域でも押しなべて伸び率が上昇したが、01年度は伸び率にばらつきがみられた。東海(3.5%)、南関東(3.0%)、北関東(2.9%)、北陸(2.4%)、東山(1.1%)、東北(0.7%)の各地域では、前年より一般貯金の伸び率が上昇している。特に北関東、北陸で

は、信金、信組の経営破綻等による他業態からの資金流入が影響しているとみられる。なお、北関東、北陸の国内銀行(個人預金)の伸び率はそれぞれ2.1%、1.7%であり、農協の一般貯金が国内銀行(個人預金)の伸び率を上回っている。

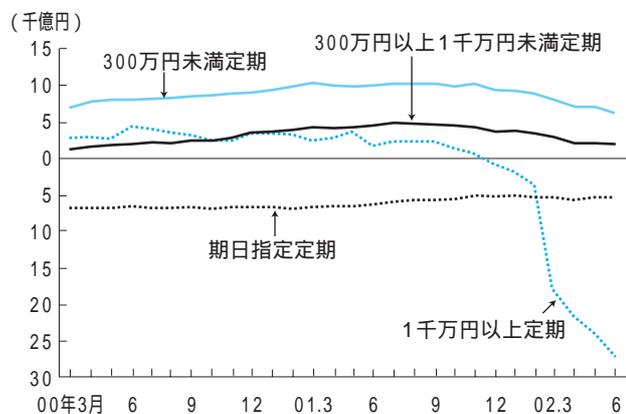
(2) 貯金種類別の動向

貯金の種類別動向をみると、ペイオフ凍結解除を目前に控えた02年1月以降、流動性、定期性貯金の伸び率が変化している。02年3月末には、流動性貯金の増加額が過去最高となる一方、定期性貯金は前年比減少に転じた。

地域別にみると、01年度は流動性貯金の伸び率がすべての地域で上昇している。なかでも近畿(24.8%)、南関東(21.3%)、東海(18.2%)の都市部では高い伸びとなっている。

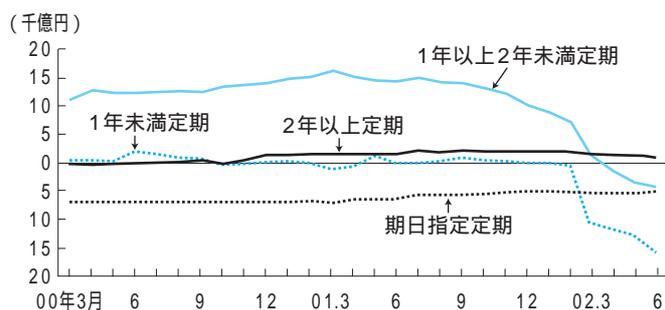
次に定期貯金の預入金額帯別の動向をみると(第3図)、預入金額1千万円以上の大

第3図 農協定期貯金の前年比増減推移(預入金額帯別)



資料 第2図に同じ

第4図 農協定期貯金の前年比増減推移（預入期間別）



資料 第2図に同じ

口定期は、01年12月末以降前年比減少となり、ペイオフ凍結解除の直前に大きく変化している。それに対して、300万円未満定期、300万円以上1千万円未満定期は前年比増加で推移している。

また預入期間別にみると(第4図)、1年未満定期は大口定期と同様に01年12月末以降前年比減少となり、減少幅は拡大している。なお、農協貯金残高の47.7%(02年3月末)を占めている1年以上2年未満定期についても、年度下期以降徐々に増加幅が縮小し、02年4月末に前年比減少に転じている。

公金貯金のなかでも地方公共団体の一時的な余裕資金としての性格が強い歳計現金等は、その多くが1年未満の大口定期として預け入れられているものとみられる。1年未満定期、大口定期が減少している一要因としては、前述したように地方公共団体のペイオフ対策による公金貯金の動きがあるものと考えられる。

また1年以上2年未満定期の増加幅が縮小していることから、個人貯金についても、一部に大口定期を流動性貯金にシフト

させる動きがあったものと考えられる。

ただし、02年3月末の農協の定期性貯金の伸び率は2.4%となっており、同時期の都銀(9.4%)、地銀(5.1%)、第二地銀(5.1%)、信金(3.4%)と比較すると、マイナス幅は小さいといえよう。

以上のことから、年度下期以降の農協貯金の伸び率低下は、昨年度から継続してきた郵貯満期金の流入が減少したことに加えて、ペイオフ凍結解除を控え公金貯金が前年比減少に転じたことが影響している。なお、定期性貯金の伸び率低下が他業態に比べ緩やかであることは、農協が利用者からの信頼を得ているものといえよう。

(3) 今後の注目点

農業経営を巡る環境悪化による農業所得の減少、景気低迷による農外所得の減少等、農家経済が厳しい状況にあるなかで、農協貯金の伸び率は低下傾向が続いている。

当総研が02年6月に実施した農協信用事業動向調査(以下「動向調査」)によると、01年度中の農協貯金増加の財源割合は「他金融機関との預け替え」が32.7%とかつてない高水準となった。これまで貯金財源は土地代金収入の割合が高かったが、96年度以降変化し、ここ数年は「他金融機関との預け替え」の割合が上昇している。こうしたなかであって、今後は他金融機関からの資金移動が農協貯金の増減にも影響していくものとみられる。

02年に入り急激に積み上がってきた流動性貯金は現状では株式や投資信託等の金融商品に大きくシフトすることは考えにくく、今後新たな不安材料があれば動き出す資金であり、今後の動向に注目する必要があるものとする。

4. 農協貸出金の動向

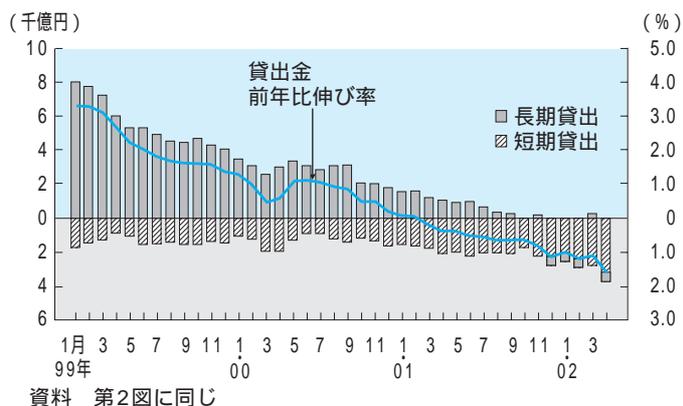
(1) 概要

2002年3月末の農協貸出金(公庫・共済・金融機関貸付を除く)の前年比伸び率は1.1%で、昨年3月より残高の減少傾向が続いている。

長短別の伸び率は、長期が0.3%、短期が9.5%と短期貸出の減少が大きいのが特徴である。(第5図)

短期貸出は93年ごろから減少傾向が続いており、減少幅も拡大してきている。種類別では当座貸越が4.3%、手形貸付等が12.1%となっている。資金用途別の状況を02年6月実施の動向調査でみると(第4表)、02年3月末で短期貸出の残高が最も

第5図 貸出金の前年比伸び率と同長短別増減額推移



多いのは生活資金で、続いて農外事業資金、農業資金、市町村・地方公社貸付の順となっている。また、伸び率は市町村・地方公社貸付が22.4%と最も減少幅が大きく、続いて農外事業資金16.6%、生活資金7.2%、農業資金1.1%となっている。

市町村・地方公社貸付は後述するように比較的短期貸付が多い地方公社貸付の残高の減少が続いていること、市町村についても短期の資金繰り資金の借入を圧縮していること等が影響しているものと思われる。農外事業資金については、不況の長期化から運転資金の圧縮が続いており、生活資金

第4表 農協貸出金用途別残高伸び率の推移

(単位 10億円,%)

	2001年度末残高		種類別内訳		前年比伸び率				
	金額	構成比	長期	短期	97	98	99	00	01
貸出金計	9,328	100.0	8,260	1,068	5.3	3.2	0.4	0.4	0.7
うち自己居住用住宅資金	1,858	19.9	1,844	14	11.7	8.0	6.0	7.3	2.1
貸付住宅等建設資金	2,316	24.8	2,306	10	12.1	6.4	4.5	1.3	5.3
農外事業資金	1,570	16.8	1,306	264	4.0	0.2	3.0	1.8	1.9
生活資金	1,382	14.8	963	419	0.5	1.3	3.3	3.7	5.7
市町村・地方公社貸付	933	10.0	811	122	10.0	8.8	2.8	4.8	1.8
農業資金	823	8.8	611	212	3.6	4.0	2.9	2.8	5.2

資料 農中総研「農協信用事業動向調査」

(注)1. 前年比伸び率は、各年度第1回調査の結果による。

2. 回答農協数 97年度306組合 98年度346組合 99年度357組合 00年度354組合 01年度322組合。

についても農家が家計費を切り詰め、借入を控えているためと思われる。

(2) 資金用途別の動向

01年度の資金用途別の構成比は自己住宅、賃貸住宅を合わせた住宅資金が44.7%、農外事業資金16.8%、生活資金14.8%、市町村・地方公社貸付10.0%、農業資金8.8%の順となっており、住宅資金の割合が大きく前年よりさらに1.9ポイント上昇した。

住宅資金はバブル景気の崩壊と景気低迷の長期化で農外事業資金や生活資金が伸び悩むなかで、これらに代わって伸長し、農協貸出の中心となってきた。自己住宅資金は新築と住宅金融公庫等の借換え需要に対応したほか、賃貸住宅資金は組合員の相続対策として取り組まれ、都市部から地方にも広がったことで、いずれも貸出伸長に大きく貢献した。しかしここ数年前から賃貸住宅資金も需要のピークを過ぎたとみられ伸び率が低下しており、自己住宅資金も不況の長期化の影響で伸び率が徐々に低下している。なお、動向調査による02年3月末の自己住宅、賃貸住宅を合わせた住宅資金の伸び率は3.9%で前年と同水準となった。

02年3月末の他業態の個人住宅信用残高^(注5)の伸び率は、都銀3.6%、地銀9.4%、第二地銀6.9%、信金3.1%となっており、地銀、第二地銀が高くなっている。住宅ローンの取組みについては各業態ともかなりの力を入れており、特に昨年住宅金融公庫の5年後廃止が発表されてからは、民間住宅ロー

ン拡大のチャンスとして激しいシェア争いが展開されている。都銀は個人リテール部門強化を基本戦略とし、住宅ローンの金利優遇キャンペーンや住宅販売業者との提携の強化、自動審査システム開発による審査の短縮化等を進めている。地銀、信金も金利優遇のほか、長期固定型の新商品開発等、利用者ニーズに合わせたきめ細かな対応で残高を伸ばしているところも多く、今後は住宅ローン商品の多様化が進むとみられる。新設個人住宅着工件数は今年に入ってやや回復の兆しも見せており、さらに住宅ローンのシェア争いは白熱化すると思われる。

生活資金は3年連続で減少が続いている。そのうち自動車ローンは13.4%で5年連続の減少、カードローンは3.6%で6年連続の減少となっており減少幅も拡大している。前述の農家総所得が5年連続減少していることとの関係が深いとみられる。他業態の消費者信用も減少傾向が続いており、都銀9.1%、地銀3.4%、第二地銀9.1%、信金4.3%となっている。

市町村・地方公社貸付も3年連続の減少となった。このうち市町村貸付は2.8%、地方公社貸付は19.8%と地方公社貸付の減少が著しくなっている。地方財政事情が厳しくなるなかで公社の事業規模が大幅に縮小されているためと思われる。地方公社貸付は市町村貸付に比べ1年以下の短期貸付の割合が多く、1件当たりの貸付金額も大きいのが特徴で、農協の短期貸付減少の主要因の一つになっている。

農業資金も低迷が続いている。農業近代化資金等制度資金は新規需資の伸び悩みが続き、BSE関連で畜産特別資金が増えたものの制度資金全体では償還が上回り、残高の減少が続いている。農協プロパー資金も需要の落込みから伸び悩みが続いている。02年度の制度資金改正により農業近代化資金、農林公庫資金、農業改良資金等の制度資金窓口の農協等への一元化と資金の拡充整備が行われたが、借入希望農家の利便性向上と農協の農業融資伸長に結びつくことが期待される。

農外事業資金は従来から金融の繁閑に大きく影響されてきており、近年は長期不況の影響で、横ばいないし減少が続いている。

このように農協貸出は、残高減少の厳しい状況が続いており、回復材料に乏しいことから当面は減少傾向が続くとみられる。

(注5) 資料は日銀金融経済統計より。

(3) 他業態の個人貸出動向

他業態の個人貸出の伸び率は、地銀が02年3月末で5.9%と引き続き高い比率を維持している。都銀は同1.1%で徐々に回復しており、第二地銀、信金は3年前からマイナスが続いていたが昨年ごろから順次回復しそれぞれ同2.1%、同0.3%と農協を上回るようになった。こうした他業態の伸び率回復の要因はいずれも個人住宅ローンの伸びによるものである。前述したように各業態は住宅ローンの激しいシェア争いを展開しており、住宅金融公庫の廃止に向けてさらに白熱化するものとみられる。

住宅ローンについては、農協も基本戦略をもとに、利用者志向のきめ細かな対応で対抗していくことが必要となろう。

おわりに

今年4月の定期性預貯金のペイオフ凍結解除は、信用に不安の残る中小金融機関から都銀、有力地銀等の流動性預金へ大量の資金流出を起こした。農協は公金貯金等の一部流出と大口定期等の流動性貯金への一部振替がみられたものの、個人貯金の伸び率には大きな変化はなく、定期性貯金の伸び率も低下したとはいえ他業態に比べて引き続き高いことを勘案すると、農協はペイオフ凍結解除後も利用者から安全性の信任を受けたとみることができよう。また系統のセーフティネットとしてスタートしたJAバンクシステムも貢献しているものと思われる。

03年4月に予定されている決済性預貯金のペイオフ凍結解除も、無利息の決済用預貯金について全額保護の方針が打ち出されたことから、決済性預貯金のペイオフは実質的に回避されることになるう。

一方、農協貸出金の減少が続いていることは、懸念材料である。貸出の伸長は個人取引の基盤を確保するという意味と、今後の安定収益を確保するという面で重要な役割を果たす。長期不況の現環境下で貸出を伸ばすことは難しいとはいえ、他業態も住宅ローンを中心に個人貸出を伸ばしており、農協もシェアを確保していくために積

極的な取組みが必要である。住宅ローンは家計メイン化に結びつくだけにその重要性は高いといえよう。

同様に農業貸出の取組強化も必要不可欠である。新規需資の伸び悩みからすぐには貸出伸長には結びつかないものの、貸出推進のための窓口相談機能や審査・管理の仕組みを整備し、農業者にとって最適な資金

を適切・スピーディに対応できる体制を整備しておくことが必要であると思われる。

(追記) 9月18日の新聞報道で03年4月からの決済性預貯金のペイオフ凍結解除は同9月に延期されることになった。

(研究員 長谷川晃生・はせがわこうせい
主席研究員 本田敏裕・ほんだとしひろ)

最近の公金預貯金の動向

1. はじめに

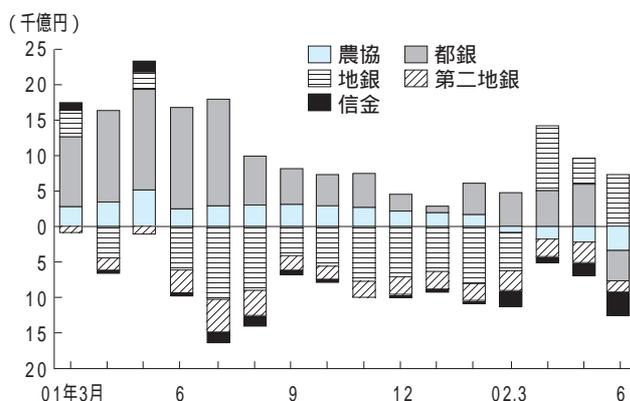
農協貯金の前年比伸び率は2001年11月末の3.0%から徐々に低下し、02年8月末(速報値)には1.1%となっている。農協への郵便局定額貯金の満期金流入が減少し(注1)たことに加えて、02年4月からの定期性預貯金等に対するペイオフ凍結解除による公金貯金の動向が伸び率低下に影響しているものとみられる。

以下では、ペイオフ凍結解除前後の農協における公金貯金の動向について、他業態と比較しながら分析することにする。

(注1) 農協への郵貯満期金流入の影響については、本誌別稿「2001年度農協金融の回顧」を参照のこと。

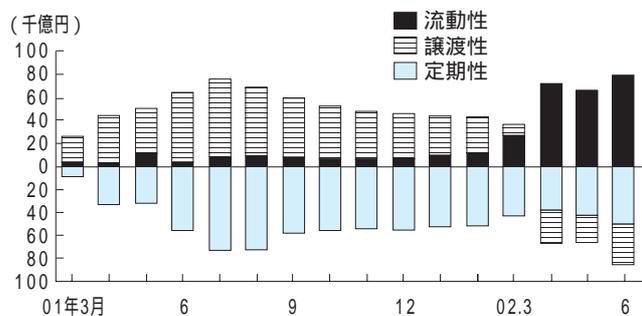
2. 他業態における公金預金の動向 他業態における公金預金の動向をみる

第1図 公金預貯金の前年比増減額



資料 日銀ホームページ、農協残高試算表
(注)1. 公金預貯金には譲渡性預貯金を含む。
2. 農協のデータは未残、それ以外は平残。

第2図 国内銀行の公金預金の前年比増減額



資料 日銀『金融経済統計月報』

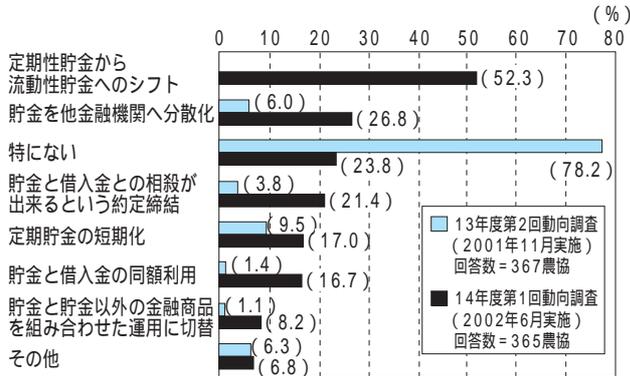
と、01年6月以降、農協と都銀のみが前年比増加となっていたが、農協は02年3月末に、都銀は6月に前年比減少に転じている(第1図)。なお地銀は4月以降前年比増加となっており、ペイオフを控えていったん流出した預金が、指定金融機関の多い地銀に再流入していると思われる。

公金預金の種類別動向をみると、国内銀行では、01年度中は定期性から譲渡性、流動性預金へのシフトがみられた。また、02年4月以降は全額保護されている流動性預金の増加幅が急激に拡大する一方、譲渡性預金は減少している(第2図)。

3. 農協における公金貯金の動向

農協の公金貯金は、98年11月末以降前年比増加で推移してきたが、01年9月末の伸び率10.6%をピークに徐々に低下し、02年3月末には減少に転じている。その後も伸

第3図 ペイオフ凍結解除に関連し、県市町村が農協に対して実施した対策（複数回答）



(注) 「定期性貯金から流動性貯金へのシフト」の選択肢は2002年6月調査から設定。

び率の低下が続き、02年6月末には8.9%となった。

01年11月と02年6月に当総研が実施した農協信用事業動向調査において、農協への県市町村のペイオフ対策の実施状況を聞いている。01年11月時点では、特になしとの回答が78.2%と最も多く、具体的な対策はあまりなされていない状況にあった(第3図)。02年6月時点では、定期性貯金から流動性貯金へのシフト(52.3%)の回答が最も多く、他業態と同様に農協においても流動性シフトがなされているといえよう。動向調査結果によると、農協における公金貯金残高に占める定期性貯金の割合は、02年3月末で64.3%となっており、同時期の国内銀行の41.3%と比較すると高い状況にある。

また、具体的な対策については、貯金を他金融機関へ分散化(26.8%)、貯金と借入金との相殺が出来るという約定締結(21.4%)、定期貯金の短期化(17.0%)等の回答割合が、01年11月時点と比べて高くなっており、こうした対策が実施されるなかで、農

協の公金貯金の伸び率が低下したものとみられる。

地域別に02年6月末の農協の公金貯金の前年比伸び率をみると、近畿(19.2%)、東海(13.4%)、南関東(12.6%)の都市部でのマイナス幅が大きく、公金貯金の減少額に占めるこれら地域の割合も69.2%(残高割合36.5%)と高い状況にある。都市部では財政規模が大きく、金融機関数が多いこと等が影響していると思われる。

(注2) 農協の定期性貯金割合は、動向調査で回答のあった159農協のデータによる。国内銀行のデータは日銀『金融経済統計月報』による。

4.まとめ

多くの地方公共団体は、ペイオフ凍結解除に伴い公金の安全性を確保するために、流動性シフトや金融機関の経営状況の変化に応じた選別等の対策をおこなっており、農協の公金貯金はこうした対策の影響を受けたものとみられる。

当初03年4月に予定されていた決済性預貯金に対するペイオフ凍結解除は、無利子の決済用預貯金に対する全額保護の方針が打ち出されている。またその時期についても、金融機関のシステム対応等を配慮し、03年9月まで延期される見通しとなった。こうした状況において、公金預貯金の流動性シフトは今後も継続していくと思われる。

(研究員 長谷川晃生・はせがわこうせい)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(89)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(89)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(89)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(90)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(90)
6. 農業協同組合 主要勘定	(90)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(92)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(92)
9. 金融機関別預貯金残高	(93)
10. 金融機関別貸出金残高	(94)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

TEL 03(3243)7351

FAX 03(3246)1984

利用上の注意(本誌全般にわたる統計数値)

1. 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
2. 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし
「...」数字未詳 「 」負数または減少

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
1997. 7	29,570,979	8,577,637	5,765,795	5,383,427	11,655,143	15,939,842	10,935,999	43,914,411
1998. 7	26,789,930	7,544,294	12,969,079	3,835,376	10,048,759	13,488,071	19,931,097	47,303,303
1999. 7	30,804,735	7,190,729	10,436,357	4,346,016	14,558,056	18,435,161	11,092,588	48,431,821
2000. 7	34,393,774	6,742,441	8,725,569	1,243,789	17,778,513	21,668,597	9,170,885	49,861,784
2001. 7	37,468,768	6,399,549	11,439,949	2,345,753	21,127,713	25,274,199	6,560,601	55,308,266
2002. 2	37,633,284	6,059,555	9,591,425	1,636,143	22,908,006	24,890,748	3,849,367	53,284,264
3	37,317,468	5,946,139	10,171,831	1,632,330	22,988,469	23,737,464	5,077,175	53,435,438
4	37,817,837	5,908,988	9,025,731	1,589,759	23,134,126	22,138,189	5,890,482	52,752,556
5	37,754,337	5,858,480	8,259,830	1,387,413	22,740,546	21,211,038	6,533,650	51,872,647
6	37,969,637	5,849,048	8,465,290	1,559,697	21,813,889	21,333,891	7,576,498	52,283,975
7	37,842,963	5,837,017	7,864,108	1,153,429	22,316,505	21,494,685	6,579,469	51,544,088

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2002年7月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	32,227,738	24,627	1,089,683	20	236,277	-	33,578,344
水産団体	1,211,212		65,303	3	15,244	-	1,291,763
森林団体	2,361	1	3,818	19	400	-	6,599
その他会員	4,152		4,657		254	-	9,063
会員計	33,445,463	24,628	1,163,461	41	252,175	-	34,885,769
会員以外の者計	403,139	142,326	539,114	98,169	1,697,394	77,052	2,957,194
合計	33,848,602	166,954	1,702,576	98,210	1,949,569	77,052	37,842,963

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2002年7月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	71,150	453,545	11,812	8	536,515
	開拓団体	3,488	666			4,154
	水産団体	67,674	37,254	41,022	18	145,967
	森林団体	14,617	13,107	2,236	138	30,097
	その他会員		416	60		476
	会員小計	156,928	504,987	55,129	164	717,208
	その他系統団体等小計	252,633	35,824	224,011	1,020	513,488
計	409,561	540,811	279,140	1,184	1,230,696	
関連産業	2,604,735	234,787	2,784,996	58,051	5,682,570	
その他	9,794,854	4,581,050	205,274	242	14,581,419	
合計	12,809,150	5,356,648	3,269,410	59,477	21,494,685	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2002. 2	3,803,200	33,830,084	37,633,284	206,610	6,059,555
3	4,034,907	33,282,561	37,317,468	130,450	5,946,139
4	4,327,089	33,490,748	37,817,837	141,030	5,908,988
5	3,963,322	33,791,015	37,754,337	162,200	5,858,480
6	4,159,301	33,810,336	37,969,637	162,800	5,849,048
7	3,924,974	33,917,989	37,842,963	195,040	5,837,017
2001. 7	3,558,956	33,909,812	37,468,768	28,910	6,399,549

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2002. 2	107,588	1,528,554	22,908,006	8,553,921	81,713		10,030,854
3	232,909	1,399,420	22,988,469	8,600,368	35,226		8,931,721
4	117,780	1,471,978	23,134,126	8,536,229	34,834	261,900	7,949,880
5	129,826	1,257,585	22,740,546	8,509,719	61,553	349,500	6,237,690
6	156,262	1,403,435	21,813,889	7,918,055	115,298	720,500	5,596,079
7	89,460	1,063,969	22,316,505	8,134,392	112,330	198,700	5,356,648
2001. 7	85,465	2,260,288	21,127,713	7,625,824	431,281		11,344,953

(注) 1. 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2. 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
 3. 預金のうち定期性は定期預金。 4. 1987年11月以降は科目変更のため預金のうち公金の表示は廃止。
 5. 借入金は借入金・再割引手形。 6. 1985年5月からコールマネーは借入金から、コールローンは貸出金から分離、商品有価証券を新設。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方				
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2002. 2	50,723,213	49,029,987	190,120	19,754	1,012,557
3	50,322,047	48,645,276	150,990	27,535	1,019,910
4	50,886,956	49,110,453	155,980	35,132	1,025,827
5	50,797,200	49,008,083	170,570	35,122	1,025,826
6	51,755,343	49,630,921	170,740	35,102	1,020,457
7	51,522,486	49,663,713	168,250	35,101	1,041,137
2001. 7	50,526,739	48,727,155	265,270	19,608	1,008,614

(注) 1. 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2. 出資金には回転出資金を含む。
 3. 1994年4月以降、コール・ローンは、金融機関貸付金から分離。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 金			借 入 金	
	貯 金		計	計	う ち 信 用 借 入 金
	当 座 性	定 期 性			
2002. 1	17,216,113	56,673,113	73,889,226	767,115	586,894
2	17,810,452	56,243,326	74,053,778	753,834	574,839
3	19,233,932	54,303,455	73,537,387	772,350	595,927
4	19,842,570	53,896,696	73,739,266	744,666	571,669
5	19,775,310	53,868,408	73,643,718	752,167	579,084
6	20,373,101	54,146,261	74,519,362	735,908	563,487
2001. 6	16,972,513	56,630,361	73,602,874	839,306	651,130

(注) 1. 貯金のうち当座性は当座・普通・購買・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
 3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	食糧代金受託金・ 金 託	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
744,387	1,661,746	1,124,999	5,853,683	53,284,264
899,346	1,250,534	1,124,999	6,766,502	53,435,438
646,814	1,660,942	1,124,999	5,451,946	52,752,556
625,330	1,727,123	1,124,999	4,620,178	51,872,647
578,278	2,361,822	1,124,999	4,237,391	52,283,975
620,997	2,294,747	1,124,999	3,628,325	51,544,088
433,547	2,777,685	1,124,999	7,074,808	55,308,266

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	食糧代金 概算払金	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計				
11,497,594	3,293,253	69,045	24,890,748	328,245		3,439,409	53,284,264
11,565,186	3,161,748	78,807	23,737,464	377,202		4,664,747	53,435,438
10,926,678	3,194,813	66,816	22,138,189	366,951		5,226,798	52,752,556
11,672,909	3,236,920	63,518	21,211,038	462,769		5,659,830	51,872,647
12,485,394	3,184,269	68,147	21,333,891	1,051,518		5,689,182	52,283,975
12,809,149	3,269,410	59,476	21,494,685	460,958	44	5,807,437	51,544,088
10,550,577	3,290,121	88,546	25,274,199	431,355	25	5,697,940	55,308,266

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融機 関貸付金
49,411	33,189,464	33,100,530		391,321	13,265,989	5,408,060	499,877
58,751	32,626,589	32,507,073		274,609	13,196,919	5,353,630	502,230
57,439	33,742,360	33,637,205		329,268	12,924,579	5,288,871	505,328
51,552	33,600,638	33,500,707		330,841	12,899,988	5,303,728	507,628
54,334	34,712,411	34,619,358		352,840	12,799,183	5,358,774	509,940
56,061	34,310,653	34,233,408		354,540	12,821,965	5,416,122	511,675
57,087	34,039,115	33,818,932		373,089	12,163,033	5,385,622	486,550

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち農林公 庫貸付金	
352,286	49,198,128	48,943,320	4,178,168	1,402,235	21,598,494	415,125	1,143
340,500	49,347,512	49,102,933	4,244,510	1,473,047	21,609,566	405,964	1,124
349,520	49,072,485	48,788,592	4,067,085	1,370,802	21,735,745	402,965	1,120
385,533	49,531,468	49,287,915	4,031,643	1,318,211	21,545,770	403,223	1,064
351,282	49,531,340	49,285,119	3,952,788	1,252,811	21,557,775	404,315	1,063
355,825	50,468,568	50,220,100	3,878,672	1,189,128	21,511,926	404,402	1,048
334,948	49,198,523	48,841,915	3,804,105	1,011,657	21,877,749	447,969	1,174

4. 有価証券の内訳は電算機処理の関係上、明示されない県があるので「うち国債」の金額には、この県分が含まれない。

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2002. 4	2,309,195	1,798,790	43,128	58,552	11,243	1,397,181	1,363,143	211,187	791,113	
5	2,288,850	1,787,590	39,679	58,557	11,153	1,373,614	1,340,037	207,873	791,870	
6	2,297,217	1,791,776	39,683	58,577	11,136	1,381,172	1,348,569	206,914	795,681	
7	2,275,692	1,783,828	39,705	58,705	11,128	1,357,507	1,323,355	206,682	795,294	
2001. 7	2,379,570	1,961,957	44,773	52,701	9,088	1,416,968	1,381,239	225,549	820,155	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金	
2002. 2	1,288,748	838,023	390,420	282,703	154,424	7,650	1,164,105	1,116,679	21,156	457,486	20,987	660
3	1,301,421	799,820	363,589	278,369	148,428	8,687	1,170,367	1,124,353	19,473	449,713	20,133	608
4	1,229,194	776,879	342,998	264,915	147,561	8,314	1,099,638	1,057,568	19,678	438,450	20,528	558
5	1,216,596	770,736	342,506	263,474	147,110	7,441	1,079,047	1,039,420	19,878	439,040	20,547	556
2001. 5	1,375,260	922,187	433,560	315,023	162,006	7,374	1,240,854	1,177,206	22,553	513,291	22,890	752

(注) 1. 水加工協を含む。 2. 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
3. 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第 二 地 方 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局	
残	1999. 3	689,963	469,363	2,082,600	1,715,548	631,398	1,005,730	202,043	2,525,867	
	2000. 3	702,556	480,740	2,090,975	1,742,961	598,696	1,020,359	191,966	2,599,702	
	2001. 3	720,945	491,580	2,102,820	1,785,742	567,976	1,037,919	180,588	2,499,336	
	2001. 7	734,051	505,267	2,110,574	1,782,634	567,953	1,051,693	178,312	2,437,606	
	8	735,284	505,537	2,109,800	1,777,104	565,479	1,051,469	176,959	2,433,084	
	9	732,472	502,706	2,127,844	1,787,442	570,717	1,053,562	175,536	2,419,976	
	10	734,919	505,148	2,122,678	1,756,302	562,442	1,047,977	172,548	2,416,928	
	11	734,240	504,048	2,168,775	1,773,214	563,620	1,045,148	169,824	2,394,828	
	12	745,880	513,113	2,164,499	1,795,647	573,354	1,060,555	168,160	2,404,964	
	高	2002. 1	738,892	506,103	2,191,177	1,762,850	558,264	1,042,036	162,893	2,399,035
		2	740,538	507,232	2,229,301	1,766,788	557,739	1,040,017	160,020	2,403,183
3		735,374	503,220	2,308,919	1,813,848	559,895	1,028,196	153,541	2,394,797	
4		737,393	508,870	2,536,660	1,807,259	556,826	1,030,509	153,147	2,395,314	
5		736,437	507,972	2,385,365	1,801,789	553,710	1,024,451	151,942	2,382,927	
6		745,194	517,553	2,333,015	1,829,055	561,744	1,035,281	151,983	2,392,298	
7 P		741,706	515,225	2,324,741	1,793,201	554,918	1,027,822	P 149,623	2,381,018	
前 年 同 月 比 増 減 率	1999. 3	0.8	0.2	2.7	1.5	4.1	2.2	5.4	5.0	
	2000. 3	1.8	2.4	0.4	1.6	5.2	1.5	5.0	2.9	
	2001. 3	2.6	2.3	0.6	2.5	5.1	1.7	5.9	3.9	
	2001. 7	2.9	4.1	3.6	0.0	1.3	1.9	7.2	5.9	
	8	3.0	4.3	2.0	0.3	1.2	1.9	7.9	6.1	
	9	3.0	4.8	1.0	0.5	1.2	1.7	8.8	6.2	
	10	3.0	4.8	2.9	0.4	1.1	1.7	9.5	6.1	
	11	3.0	4.5	2.8	0.2	1.6	1.4	10.6	6.0	
	12	2.6	4.2	2.1	0.6	1.6	1.0	10.7	5.5	
	2002. 1	2.7	3.7	3.8	0.3	2.8	0.6	11.6	5.2	
	2	2.6	3.4	6.0	0.0	1.5	0.1	12.7	4.7	
	3	2.0	2.4	9.8	1.6	1.4	0.9	15.0	4.2	
	4	1.6	3.0	16.8	0.0	2.7	2.0	15.6	4.0	
	5	1.6	2.6	9.1	0.6	2.1	1.9	15.2	3.6	
6	1.2	2.0	10.0	1.1	1.8	2.1	15.6	3.3		
7 P	P 1.0	2.0	10.1	0.6	2.3	2.3	P 16.1	2.3		

(注) 1. 農協, 信農連以外は日銀資料(ホームページ等)による。
2. 全銀および信金には, オフショア勘定を含む。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都 市 銀 行	地 方 銀 行	第 二 地 方 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	郵 便 局	
残	1999. 3	214,613	60,420	2,093,507	1,382,200	527,146	712,060	154,204	9,775	
	2000. 3	215,586	54,850	2,128,088	1,340,546	505,678	687,292	142,433	9,781	
	2001. 3	214,983	48,879	2,114,602	1,357,090	465,931	662,124	133,612	8,192	
	2001. 7	214,142	48,990	2,043,781	1,337,161	444,765	648,030	128,610	P 7,276	
	8	214,520	48,919	2,040,299	1,333,971	442,464	647,152	128,229	P 7,283	
	9	214,548	49,892	2,072,199	1,349,653	448,318	653,108	128,275	P 7,543	
	10	213,783	49,132	2,035,623	1,335,792	443,580	645,988	127,062	P 7,527	
	11	213,629	49,068	2,034,403	1,337,879	443,734	646,571	123,719	P 7,668	
	12	212,356	49,057	2,050,688	1,361,665	451,248	655,294	123,780	P 6,818	
	2002. 1	211,172	49,043	2,031,125	1,345,543	444,302	644,820	122,177	P 6,821	
	2	211,372	49,082	2,026,174	1,349,733	443,729	641,370	121,510	P 6,863	
	高	3	212,566	48,514	2,011,581	1,359,479	444,432	639,808	119,082	P 7,009
4		210,676	47,836	2,149,402	1,334,544	437,513	629,184	115,775	P 6,922	
5		210,774	47,961	2,131,216	1,328,483	434,842	625,897	113,598	P 7,054	
6		210,322	48,489	2,135,807	1,332,366	435,840	627,347	104,857	P 6,723	
7 P		210,663	49,044	2,128,694	1,327,451	435,002	625,338	P 102,713	P 6,621	
前 年 同 月 比 増 減 率		1999. 3	3.0	2.4	1.4	0.1	0.4	1.1	8.3	2.3
		2000. 3	0.5	9.2	1.7	3.0	4.1	3.5	7.6	0.1
	2001. 3	0.3	10.9	0.6	1.2	7.9	3.7	6.2	16.2	
	2001. 7	0.6	9.8	2.1	0.3	7.1	4.1	8.1	P 20.9	
	8	0.7	11.1	2.3	0.2	7.1	4.2	7.7	P 20.9	
	9	0.7	9.2	2.5	0.2	6.8	4.2	8.0	P 20.0	
	10	0.7	7.9	2.5	0.0	6.7	4.3	8.0	P 19.5	
	11	0.9	7.7	3.0	0.1	6.9	4.2	10.3	P 17.9	
	12	1.2	7.5	3.7	0.4	7.2	3.7	10.4	P 15.6	
	2002. 1	1.1	7.0	3.8	0.0	7.3	3.2	10.4	P 14.6	
	2	1.3	4.0	4.0	0.1	4.2	3.3	10.4	P 14.2	
	3	1.1	0.7	4.9	0.2	4.6	3.4	10.6	P 14.4	
	4	1.7	0.9	3.9	0.8	5.0	4.1	12.5	P 12.9	
	5	1.5	1.0	4.2	0.2	3.3	3.4	12.2	P 13.2	
	6	1.6	0.0	3.8	0.5	2.1	3.6	18.8	P 13.0	
7 P	1.6	0.1	4.2	0.7	2.2	3.5	P 20.1	P 9.0		

(注) 1. 表9(注)と同じ。ただし郵便局の確定値は、郵政省ホームページによる。
2. 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。